

国庫事務例規集
(代理店用)

2

日本銀行業務局

国庫事務例規集（代理店用）の使用にあたって

1. 国庫事務例規集の編集区分

国庫事務に関する諸規程を、次のとおり分類して収録している。

- ・ 国庫事務例規集 1
日本銀行代理店国庫金事務取扱手続（はじめに、国庫金編）
- ・ 国庫事務例規集 2
日本銀行代理店国庫金事務取扱手続（国庫送金編）
国庫金、国庫送金関係その他例規^{（注）}（通知類）
- ・ 国庫事務例規集 3
日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続
政府有価証券関係その他例規^{（注）}（通知類）
- ・ 国庫事務例規集 4
日本銀行代理店国庫金事務取扱手続の参考書式
日本銀行代理店国庫金事務取扱手続の書式一覧

（注）取扱方の一部が変更または廃止となっている事項については、事務取扱上の便を考慮し、原文を修正したものを収録している。

2. 日本銀行代理店国庫金事務取扱手続の構成等

（1）は じ め に

国庫金および国庫送金の各事務に共通する事項を記載している。

(2) 事 務 区 分

イ. 国庫金編

次表のとおり区分し、それぞれ事務の取扱手順にしたがい記載している。

区 分	内 容
一般的 な 事 項	事務の取扱区分等基本的な事項
窓 口 事 務	毎日の営業時間内の事務
後 方 整 理 事 務	毎日の営業時間後の事務および月末、年度末等の事務
特 殊 な 事 務	窓口事務および後方整理事務のうち、取扱いのまれな更正、4、5月中の年度別区分整理等の事務

ロ. 国庫送金編

次表のとおり区分し、それぞれ事務の取扱手順にしたがい記載している。

区 分	内 容
一般的 な 事 項	事務の取扱区分等基本的な事項
窓 口 事 務	毎日の営業時間内の事務
後 方 整 理 事 務	毎日の営業時間後の事務および月末の事務
特 殊 な 事 務	窓口事務および後方整理事務のうち、取扱いのまれな外国送金の依頼

- 国庫金編、国庫送金編とも、使用しやすいように自店の事務に関係のある部分を適宜移し替えてもよい。

(3) 記載区分等（国庫金編、国庫送金編共通）

イ. 左右ページの記載区分

原則として、次表の区分にしたがい記載している。

左のページ	右のページ
・ 基本的事項 ・ 標準的事項	・ 注意事項 ・ 計表の作成例等 ・ 参考図表 〔書類名称について〕 は適宜略称を使用

- 左ページと右ページとの関連づけは、各ページごとに付けた①②……の連続番号によっている。

ロ. 書式、参考書式の区分

次表の区分にしたがい記載している。

書 式	参 考 書 式
・ 代理店が作成するもの (各事務に記載)	・ 官庁等が作成するもの 〔例規集4に収録。主な〕 ものは各事務に例示

ハ. 事務のつなぎ方

次表の区分にしたがい記載している。

同一事務区分 内でのつなぎ 方	〔例〕「後方 2 計算整理、諸報告」の中でつなぎ場合 国庫金の受払証票等は、後記（２）「歳入金等の受入証票等」（250 ページ）へ
他の事務区分 へのつなぎ方	〔例〕「窓口 5 預託金」から「後方 2 計算整理、諸報告」へつなぎ 場合 受入証票は…… ☞ 「後方 2 計算整理、諸報告」 (248 ページの（１））へ 〔例〕国庫送金編（例規集 2）の「窓口 2 日銀送金、委託送金の取組、 依頼後の変更等（仕向店事務）」から国庫金編（例規集 1）の「後 方 2 計算整理、諸報告」へつなぎ場合 国庫金の } は 受入証票 } ☞ 国庫金編（例規集 1）の 「後方 2 計算整理、諸報告」 (248 ページの（１））へ
他の手続き等 へのつなぎ方	〔例〕国庫金編（例規集 1）の「窓口 1 取引の開廃等」から国庫金、 国庫送金関係その他例規（例規集 2）の「領収印等および重要用紙 類取扱要領」へつなぎ場合 受取書は、「領収印等および重要用紙類取扱要領」（例規集 2 に収録）へ

3. 国庫事務例規集 1、2 に収録していない事務の取扱い

この例規集に収録していない事務については、すべて統轄店^{（注）}（業務局の各グループを含む。）
に照会のうえ、その指示にしたがって取扱うことにしている（主なものは、**統轄店照会事項**）と
表示してその内容を記載している）。

（注） 1. 統轄店とは、代理店の所在地を業務区域とする日本銀行の本支店をいう。ただ
し、帯広代理店、根室代理店、江差代理店および八雲代理店については、その所在

【使用にあたって】

地にかかわらず、札幌支店を統轄店とする。

2. 統轄店照会事項一覧に記載されている先に照会する。

(参 考)

根 拠 法 令

1. 特定の略称を使用したもの

(略 称)	(法 令 の 名 称)
日 国 規	日本銀行国庫金取扱規程
日 特 調 規	日本銀行特別調達資金出納取扱規程
日 公 庫 規	日本銀行の公庫預託金取扱規定
日 財 資 則	日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則
予 決 令	予算決算及び会計令
歳入徴収官規	歳入徴収官事務規程
国 税 資 金 法	国税収納金整理資金に関する法律
国 税 資 金 令	国税収納金整理資金に関する法律施行令
国 税 資 金 則	国税収納金整理資金事務取扱規則
出 納 官 吏 規	出納官吏事務規程
保 管 金 規	保管金取扱規程
保 管 金 払 込 規	保管金払込事務等取扱規程
供 託 準 則	供託事務取扱手続準則
特 調 設 置 令	特別調達資金設置令
特 調 設 置 施 令	特別調達資金設置令施行令
特 調 受 入 規	特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程
特 調 支 払 規	特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程
特調出納官吏規	特別調達資金出納官吏事務規程
特調債権管理則	特別調達資金債権管理事務取扱規則
財 資 則	財政融資資金出納及び計算整理規則
財資管理運用則	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則
債 権 管 理 則	債権管理事務取扱規則
小 切 手 規	小切手振出等事務取扱規程

2. そ の 他

上記以外のものは、原則として法令の正式名称を使用している。

【使用にあたって】

国 庫 事 務 例 規 集 2

(代 理 店 用)

目 次

	ページ
1. 日本銀行代理店国庫金事務取扱手続（国庫送金編）	1
2. 国庫金、国庫送金関係その他例規（通知類）	219

1. 日本銀行代理店国庫金事務取扱手続

編 金 送 庫 国

国 庫 送 金 編

昭和 55. 2. 1 国丙第 2 号別冊
以下累次改正
(2025. 2. 14業庫第8号まで反映済)

目 次

(一般的な事項)	ページ
国庫送金の取扱区分	3
(窓口事務)	
窓口 1 取組、依頼(仕向店事務)	9
窓口 2 委託送金依頼後の変更等(仕向店事務)	35
窓口 3 日銀送金(銀行払)の支払い等(被仕向店事務)	115
(後方整理事務)	
後方 1 計算整理、諸報告	165
後方 2 証票等の整理保管	181
(特殊な事務)	
特殊 1 外国送金の請求を受けた場合の取扱い	190
特殊 2 歳入歳出外現金出納官吏等が官庁会計システムを利用して請求した 国庫送金にかかる取消請求による組みもどしの取扱い	214
(統轄店照会事務一覧)	
統轄店照会事務一覧	218-7

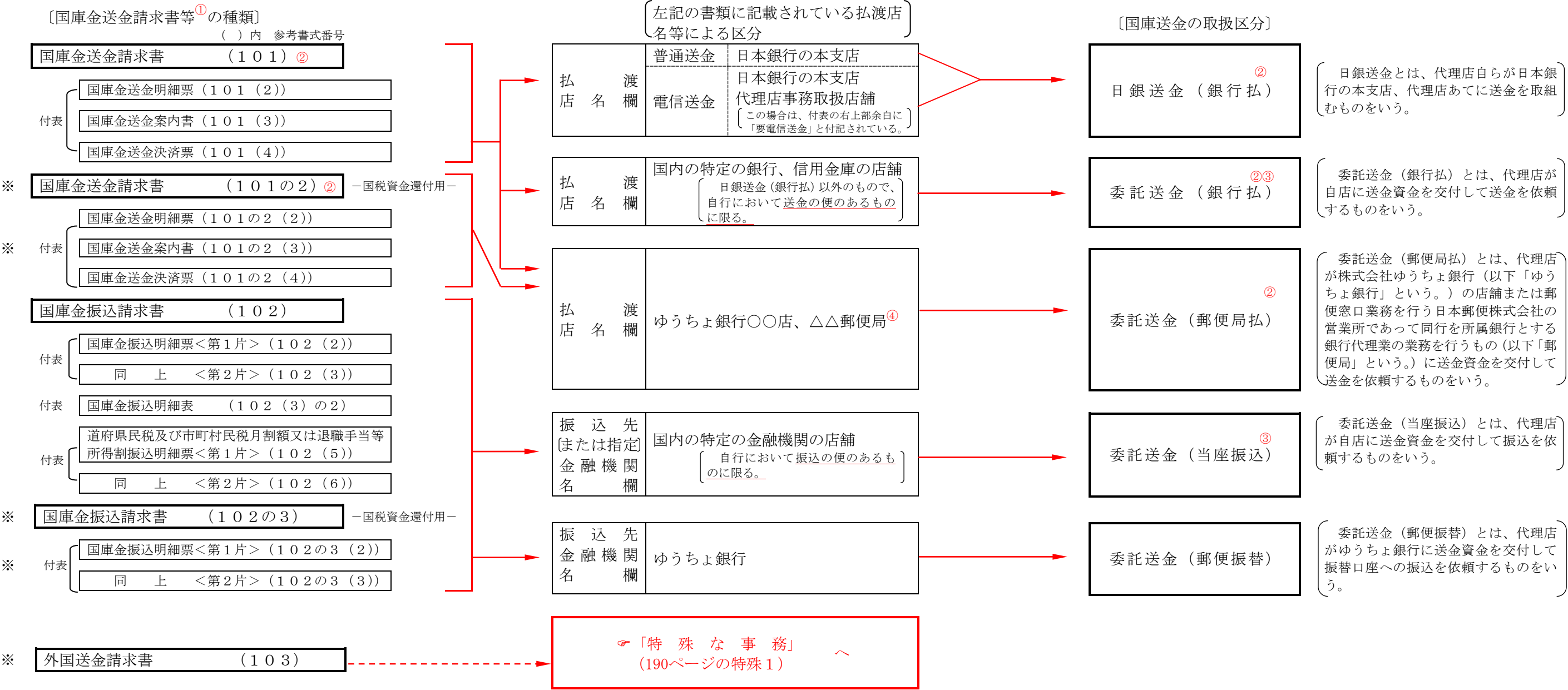
国庫送金の取扱区分

- 国庫送金の取扱区分とは、国庫送金の種類別区分をいい、具体的には日銀送金（銀行払）、委託送金（銀行払）、委託送金（郵便局払）、委託送金（当座振込）および委託送金（郵便振替）の5種類に分けられる。
- 代理店では、送金請求官庁等から提出を受けた送金関係書類を、それに記載されている払渡店名等により上記の各区分に分類し、それぞれ定められた取扱いをすることになっている。

(一般的な事項)

国庫送金の取扱区分

取引先の官庁、公庫（以下「官庁等」という。）から、小切手とともに次の国庫金送金請求書等が提出される。



- ① 国庫金送金請求書等の用紙（日本銀行で一括調製）は、取引先官庁等の請求にもとづき、代理店で交付^{（注1）}したものが使用される。ただし、※印のものおよび機械により作成されるもの^{（注2）}は、官庁で調製したものが使用される。

（注1）用紙の交付事務は、国庫金編（例規集1）の「窓口1 取引の開廃等」（54ページのロ。）参照。

（注2）機械作成に伴う特例書式の取扱い

資金前渡官吏等の取引店が資金前渡官吏等から国庫金送金関係書類を機械作成したい旨の申出を受けたときは、統轄店に連絡する。

- ② 日銀送金（銀行払）および委託送金（銀行払）は、受取人の住所が隔地^{（注）}であることが条件となっている（委託送金（郵便局払）については、受取人の住所が当地であっても取扱いができる）。

（注）隔地……
・ 代理店（自店）が所在する市（または区）町村、特別区（東京都23区）以外の地域。
・ 代理店（自店）が所在する市（または区）町村のうち、財務大臣がとくに隔地として指定した地域。

- ③ 委託送金（銀行払、当座振込）の取組、決済、支払いに関する事務は、依頼先金融機関側の事務となる（依頼先金融機関側の取扱いは「委託国庫送金事務取扱手続」による）。

- ④ （参考）簡易郵便局は含まない。

〔送金請求者別の国庫送金取扱区分〕

○印は普通送金に限り
◎印は普通送金のほか電信送金の } 請求ができることを示す。

送金請求者 (取引担当官)	国庫送金の 取扱区分	日銀送金	委託送金			
		銀行払	銀行払	郵便局払	当座振込	郵便振替
資 金 前 渡 官 吏	◎	○	○	○	○	○
歳入歳出外現金出納官吏	◎	○	○	○	○	○
国 税 資 金 支 払 命 令 官	◎	○	○	○	○	○
特別調達資金出納官吏 ^①				○	○	
公 庫 出 納 役	◎	○	○	○	○	○

外国送金にかかる送金
請求者別の取扱区分は

☞「特 殊 な 事 務」
(190ページの特殊1) へ

〔国庫金送金の支払場所となる銀行等の店舗等〕

- ・ 送金の支払場所となる銀行等および振込先となる金融機関の店舗については、「国庫金振込先・送金先一覧」^{(注1)(注2)} および「国庫金振込先・送金先の変更情報一覧」^{(注1)(注3)} のとおりとする。

(注1) 日本銀行のホームページ(「国庫金・国債の窓口」のページ)に掲載される。

(注2) 原則として、毎月第1営業日に前月末現在の内容に更新される。

(注3) 原則として、毎月第1営業日に当月中を実施日とする変更内容が記載される。

- ・ 官庁と取引を開始する場合には、「送金の支払場所となる銀行等および振込先となる金融機関の店舗ならびにこれらの店舗の異動内容については日本銀行のホームページに掲載されている」旨を適宜の方法により当該官庁の取引担当官に連絡する。

- ① 日銀送金（銀行払）および委託送金（銀行払、郵便局払、当座振込、郵便振替）のうち、地方税の納入にかかる委託送金（当座振込、郵便振替）を除くものについては、官庁会計システムを利用して請求する（これらにかかる国庫金送金請求書または国庫金振込請求書の交付を受けることはない。）。

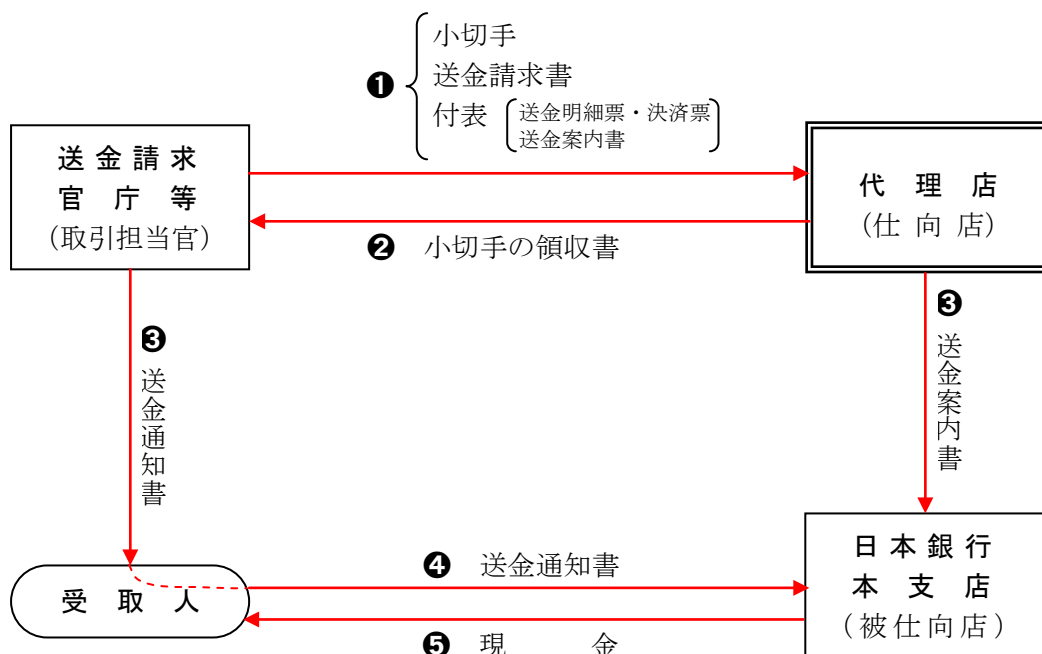
窓口 1 取組、依頼（仕向店事務）

- 取組とは、代理店自らが日本銀行本支店または代理店あてに送金〔日銀送金（銀行払）〕を取組むことをいい、依頼とは、代理店が自店またはゆうちょ銀行の店舗もしくは郵便局に関係書類および送金資金を交付して送金〔委託送金（銀行払、郵便局払）〕または振込〔委託送金（当座振込、郵便振替）〕を依頼することという。
- 自店に依頼する送金または振込については、いずれも仕向先金融機関に制限が設けられているので、代理店では、送金請求官庁等から提出を受けた送金関係書類により送金または振込の依頼が可能かどうかの確認を行うことになる。
- なお、外国送金の請求を受けた場合の取扱いは、まれであるので「特殊な事務」の項で記載している。

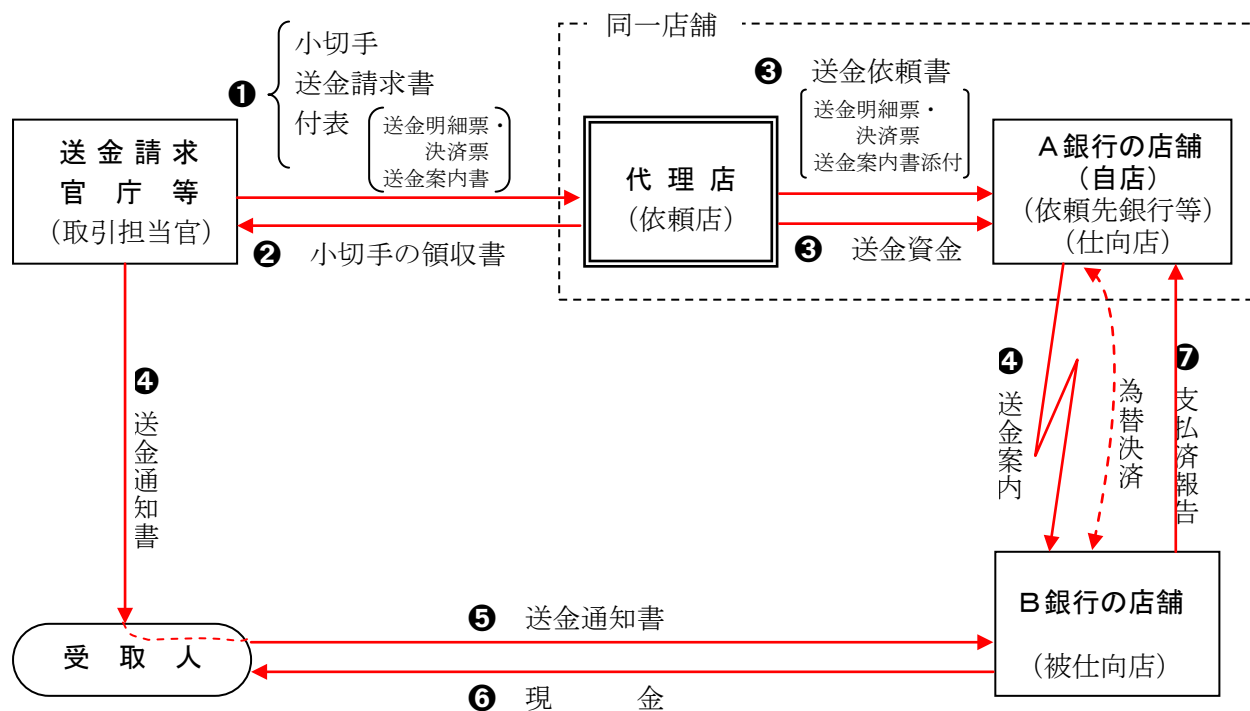
(参 考)

国庫送金の取組経路

1. 日銀送金（銀行払）－普通送金の場合－



2. 委託送金（銀行払）－払渡店が他行の店舗の場合－



窓口１ 取組、依頼（仕向店事務）

目 次

	ページ
1. 送金資金の受入れ	10
2. 国庫金送金請求書等の確認等	10
(1) 国庫金送金請求書、国庫金振込請求書の確認	10
(2) 付表の確認	12
イ. 国庫金送金明細票、国庫金送金案内書、国庫金送金決済票	12
ロ. 国庫金振込明細票（第1片、第2片）	14
(3) 付表の区分等	16
3. 日銀送金（銀行払）の取組	18
(1) 銀行払（普通送金）	18
(2) 銀行払（電信送金）	20
イ. 国庫金送金明細票・決済票、国庫金送金案内書への取組日の記入等	20
ロ. 被仕向店への電送案内	22
ハ. 国庫金送金明細票・決済票の取扱い	26
4. 委託送金（銀行払、当座振込）の依頼	30
(1) 銀行払	30
イ. 国庫送金依頼書の作成等	30
ロ. 送金資金、国庫送金依頼書の交付等	30
(2) 当座振込	32
イ. 国庫送金依頼書の作成等	32
ロ. 送金資金、国庫送金依頼書の交付等	32

5. 委託送金（郵便局払、郵便振替）の依頼	33
（1）郵便局払	33
イ. 国庫送金依頼書の作成等	33
ロ. 送金資金、国庫送金依頼書の交付等	33
（2）郵便振替	33-3
イ. 国庫送金依頼書の作成等	33-3
ロ. 送金資金、国庫送金依頼書の交付等	33-3

日国規30、35の12.
39.42の7
日特調規6.11
日公庫規21の6
予決令48の2.49
会計法21
国庫金送金関係の
手続について
昭和45年蔵計第67
号

送金資金の受入れ

請求書等の取扱い

窓口 1 取組、依頼（仕向店事務）

送金請求官庁等から国庫金送金請求書等^①を添えて小切手の提出を受けた場合には、次のとおり取扱う。

外国送金請求書を添えて
小切手の提出を受けた場合には……………

☞「特 殊 な 事 務」
（190ページの特殊1）

1. 送金資金の受入れ

- 送金請求官庁等から送金資金として交付を受けた小切手^②により国庫金から払出した資金^③は、日本銀行の送金資金として受入れる。

2. 国庫金送金請求書等の確認等

送金請求官庁等から小切手とともに提出を受けた国庫金送金請求書等について、次の取扱いをする。

（1）国庫金送金請求書^④、国庫金振込請求書の確認

- 請求者名、印影が届出の印鑑票と一致していること。
- 件数、金額^⑤が付表の合計と一致していること。
- 記載事項が整っていること。

(2) 付表の確認

イ. 国庫金送金明細票、国庫金送金案内書、国庫金送金決済票

- 記載事項^①が次表のとおり整っていること。
- 国庫金送金明細票の記載事項（取扱庁名、資金の種類別区分を除く）が、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票と一致していること。

記 載 項 目	確 認 方 法
日 付	● 国庫金送金請求書と一致しているか
払 渡 店 名 ^②	● 次のいずれかに該当するものであるか 1. <u>普通送金分</u> (1) 日本銀行の本支店 (2) 自行の他の店舗 (3) 自行以外の銀行等の店舗 ・ 銀行 { 都市銀行 } の店舗 ^③ { 地方銀行 } ・ 信用金庫（ <u>代理店引受先に限る</u> ）の店舗 (4) ゆうちょ銀行の店舗または郵便局 2. <u>電信送金分</u> （「 <u>要電信送金</u> 」と付記されている ^④ ） (1) 日本銀行の本支店 (2) <u>代理店事務取扱店舗</u> ^⑤ { ・ 銀行（都市銀行、地方銀行）の店舗 } { ・ 信用金庫の店舗 }
受取人の 住 所 ^⑥ 氏 名	● 記載もれがないか
取扱庁名、資金 の種類別区分	● 国庫金送金請求書と一致しているか
金 額	● 訂正 ^⑦ 、改ざんがないか
番 号	● 記載もれがないか

① 【国庫金送金明細票、国庫金送金案内書、国庫金送金決済票の記載例】－銀行払の場合－

国庫金送金決済票 通知書日付 平成 15 年 8 月 1 日																									
国庫金送金案内書 通知書日付 平成 15 年 8 月 1 日																									
国庫金送金明細票 請求書日付 平成 15 年 8 月 1 日																									
払渡店名 (受取人住所氏名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">〇〇銀行 〇〇店</td> <td style="padding: 5px;">郵便局</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">〒××××-××××</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">〇〇市〇〇町〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">中野 優子</td> </tr> </table>	〇〇銀行 〇〇店	郵便局	〒××××-××××		〇〇市〇〇町〇〇		中野 優子		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">取扱庁名</td> <td style="padding: 5px;">〇〇公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">資金の種類 類別区分</td> <td style="padding: 5px;">預託金</td> </tr> </table>	取扱庁名	〇〇公共職業安定所	資金の種類 類別区分	預託金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金額</td> <td style="padding: 5px;">¥53000</td> </tr> </table> (金融機関別合計) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">番号</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">18</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">件</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備考</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">円</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	金額	¥53000	番号	18	件		備考		円	
〇〇銀行 〇〇店	郵便局																								
〒××××-××××																									
〇〇市〇〇町〇〇																									
中野 優子																									
取扱庁名	〇〇公共職業安定所																								
資金の種類 類別区分	預託金																								
金額	¥53000																								
番号	18	件																							
備考		円																							

(注意) 金額の冒頭には¥記号を記入のこと。

- ・ 付表は、原則として金融機関別に取まとめて提出される。なお、金融機関別合計欄は記載されない場合がある。

② 送金可能な金融機関の店舗は、日本銀行のホームページ（「国庫金・国債の窓口」のページ）に掲載される「国庫金振込先・送金先一覧」および「国庫金振込先・送金先の変更情報一覧」参照。なお、取引先官庁等から支店または出張所あて送金の可否につき照会を受けたときは、次の一覧により、送金事務を取扱う支店または出張所であることを確かめて回答する。

- ・ 「全国銀行店舗一覧」（一般社団法人全国銀行協会発行）
- ・ 「全国信用金庫店舗一覧」（信金中央金庫発行）

③（参考）信託銀行、長期信用銀行、国内にある外国銀行の店舗は除外している。

④ 受取人の氏名にはフリガナが付けられる。

⑤ 1. 「日本銀行本支店・代理店・国債代理店等一覧」参照。

2. 払渡店名欄は「〇〇銀行〇〇店」と記載される（代理店名は記載されない）。

⑥ 1口の金額の受取人は複数となることはない。

⑦ 金額以外の記載事項の訂正は、請求者の訂正印（届出のもの）があればよい。

【取組、依頼・付表の確認】

ロ. 国庫金振込明細票^①（第1片、第2片）

- 記載事項^②が次表のとおり整っていること。
- 各片の記載事項が一致していること。

記 載 項 目	確 認 方 法
日 付	● 国庫金振込請求書と一致しているか
振込先(または指定)金融機関名 ^③	● 次のいずれかに該当するものであるか 1. 自行の店舗 2. 自行以外の金融機関の店舗 ・ 銀行 都市銀行 地方銀行 信託銀行 長期信用銀行 の店舗^④ ・ 信金中央金庫の店舗 ・ 信用金庫の店舗 ・ 商工組合中央金庫の店舗 ・ 農林中央金庫の店舗 ・ 信用農業協同組合連合会… ・ 信用漁業協同組合連合会… ・ 農業協同組合…………… ・ 漁業協同組合…………… ・ 全国信用協同組合連合会の店舗 ・ 信用協同組合のうち、日本銀行が指定した組合の店舗 ・ 労働金庫連合会の店舗 ・ 労働金庫のうち、日本銀行が指定した金庫の店舗 3. ゆうちょ銀行
取扱庁名、資金の種類別区分 ^⑥	● 国庫金振込請求書と一致しているか
金 額	● 改ざんがないか ^⑦
そ の 他	● 受取人氏名 ^{②⑧} （または納入先市町村名）、預貯金種別（または預金種目）、預貯金口座番号 ^⑨ 、番号等の記載もれがないか

国庫金送金請求書
国庫金振込請求書 } は

☞ 「後方2 証票等の整理保管」
(182 ページの1.)

- ① 国庫金振込明細表および道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割振込明細表を含む（以下同じ）。
- 国庫金振込明細表等連記式帳票に記載されている金額は、機械により作成された場合を除き、同明細表の個々の金額の合算額が小計および合計欄に記載された金額と一致していることを確認すること。

② 【国庫金振込明細票の記載例】

国庫金振込明細票				取扱い名 ○○地方気象台		振B	
平成 6 年 10 月 17 日							
国庫金振込明細票				取扱い名 ○○地方気象台		振A	
平成 6 年 10 月 17 日							
振込先金融機関名		○○ <u>銀行</u> <u>金庫</u> ○○ 店		資金の種類別区分		預 託 金	
預貯金種別		<u>普通</u> ・当座・通知・別段		(受取人氏名) オオノ ヒロシ 大 野 広 志			
預 貯 金 口 座 番 号		1 2 3 4 7 6					
番 号	3 5	備 考					
(金融機関別合計)						件	
(金融機関別合計)						円	
金額				¥8 900 000			

(注意) 金額の冒頭には¥記号を記入のこと。

- ・ 受取人氏名欄は、フリガナが記載される（ただし、国税収納金整理資金の場合はフリガナが記載されず住所が記載される）。以下、本明細票の記載例について同様。
 - ・ 付表は、原則として金融機関別に取まとめて提出される。なお、金融機関別合計欄は記載されない場合がある。
- ③ 振込可能な金融機関の店舗は、日本銀行のホームページ（「国庫金・国債の窓口」のページ）に掲載される「国庫金振込先・送金先一覧」および「国庫金振込先・送金先の変更情報一覧」参照。
 - ④ これらのほか、取扱いのまねなものとして国内にある外国銀行の店舗がある。
 - ⑤ 日本銀行が指定した店舗であるかどうかの確認はしなくてよい^(注)。
 (注) 振込依頼先である農林中央金庫または信用農業（漁業）協同組合連合会が確認することになっている。
 - ⑥ 国庫金振込明細表には、資金の種類別区分が記載されない。また、国庫金振込明細票においても資金の種類別区分が国庫金振込請求書に記載されたものと同一の場合には、同区分の記載が省略されることがある。
 - ⑦ 金額、その他の記載事項の訂正は、請求者の訂正印（届出のもの）があればよい。
 - ⑧ 1 口の金額の受取人が複数となることはない。
 - ⑨ 預貯金口座番号が記載されていない場合でもそのまま振込の取扱いをする。

(3) 付表の区分等

○ 国庫金送金請求書等の付表を次表により区分し、それぞれの取扱いをする。

付表	区 分	取 扱 方 法
国庫金送金明細票・国庫金送金案内書・国庫金送金決済票	● 付表に記載されている払渡店名が、 ・ 統轄店となっているもののうち、 <u>「要電信送金」と付記されていないもの</u>	日銀送金（銀行払）として、後記 3. の（1）「銀行払（普通送金）」（18 ページ）へ
	・ 統轄店 ・ 代理店事務取扱店舗 } となっているもの うち、 <u>「要電信送金」と付記されているもの</u>	日銀送金（銀行払）として、後記 3. の（2）「銀行払（電信送金）」（20 ページ）へ
	・ 自行の他の店舗 ・ 自行以外の銀行等の店舗 } となっているもの （日銀送金（銀行払）－ <u>電信送金</u> －となるものを除く）	委託送金（銀行払）として、後記 4. の（1）「銀行払」（30 ページ）へ
	・ ゆうちょ銀行の店舗または郵便局となっているもの	委託送金（郵便局払）として、後記 5. の（1）「郵便局払」（34 ページ）へ
国庫金振込明細票（第1片、第2片）	● 付表に記載されている振込先（または指定）金融機関名が、 ・ 自行の店舗となっているもの ・ 自行以外の金融機関の店舗となっているもののうち、 自店において振込の便があるもの	委託送金（当座振込）として、後記 4. の（2）「当座振込」（32 ページ）へ
	・ ゆうちょ銀行となっているもの	委託送金（郵便振替）として、後記 5. の（2）「郵便振替」（34 の 3 ページ）へ

統轄店照会事項

自行において振込依頼の便がない金融機関がある場合

統轄店照会事項

国庫金送金請求書の付表に記載されている払渡店名が統轄店以外の日本銀行本支店である場合

3. 日銀送金（銀行払）の取組

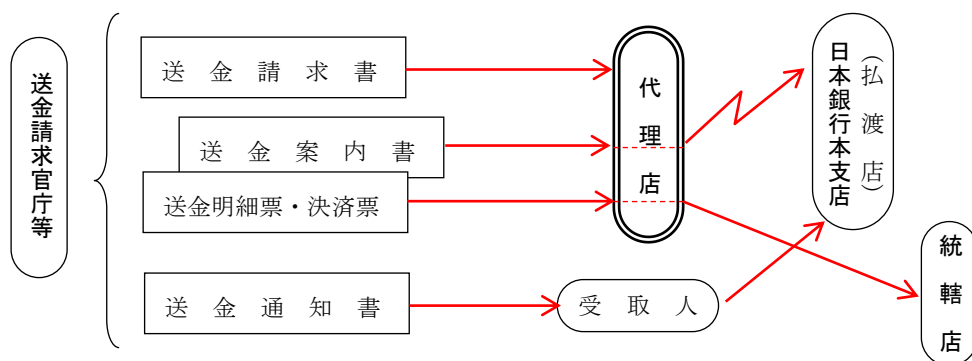
（１）銀行払（普通送金）^①

国庫金送金明細票、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票のうち、払渡店名欄に日本銀行の本支店名^{（注）}が記載されているもの（付表の右上部余白に「要電信送金」と付記されているものを除く）については、国庫金送金明細票の表面余白に「決済票」と記入して国庫金送金明細票・決済票としたうえ、次の取扱いをする。
この場合、国庫金送金決済票は適宜廃棄する。

（注）統轄店以外の日本銀行の本支店名が記載されているものについては、統轄店に照会のうえ、その指示にしたがって取扱う。

付表	取 扱 方 法
国庫金送金明細票・決済票	○ 次の事項を記入する。 ・ 取 組 日 ・ 仕向店名（日本銀行〇〇代理店） ・ 統轄店名（日本銀行〇〇店） ・ 「日銀送金」 ② ○ 受入証票として取扱う。 受入証票は……… ☞ 「後方1 計算整理、諸報告」 (166ページの(1)) へ
国庫金送金案内書	○ 次の事項を記入する。 ・ 取 組 日 ・ 仕向店名（日本銀行〇〇代理店） ・ 統轄店名（日本銀行〇〇店） ・ 「日銀送金」 ③ ○ 被仕向店（日本銀行の本支店）に送付^④する。

①（参考） 日銀送金（銀行払）－普通送金－の取組関係書類の流れ



② 【国庫金送金明細票・決済票への仕向店名等の記入例】

国庫金送金明細票の表面余白に「決済票」と記入し、明細票・決済票として取扱う。

送

国庫金送金明細票・決済票

請求書日付 令和 3 年 6 月 4 日

払渡店名

日 本 銀 行 △ △ 支 店

郵便局

〒××××-××××

〇〇市〇〇町〇〇

大 野 知 子

(受取人住所氏名)

取扱庁名	〇〇公共職業安定所
資金の種類 類別区分	預 託 金

金額									
									¥ 6 5 0 0 0

(金融機関別合計)

番号	2 0 1 4	
備考		

件

円

(注意) 金額の冒頭には〒記号を記入のこと。

・取組日、仕向店名、「日銀送金」等をセットした適宜のゴム印等を使用してもよい。

③ 【国庫金送金案内書への仕向店名等の記入例】

国庫金送金案内書 通知書日付 令和3年6月4日	
(略) 松渡店名	日本銀行 △ △支店 郵便局 〒××××-×××× 〇〇市〇〇町〇〇 大野知子
(受取人住所氏名)	島支店 所屬 福日銀送金 3. 6. 4 日本銀行 店 〇 代理 金額 ￥65000 番号 2014 (日付)

(注意) 支払の際は、本人確認をして下さい。

【取組、依頼・日銀送金（銀行払）普通】

- ④ 日本銀行業務オンラインにより送付する。また、送付後速やかに、被仕向店の日本銀行の本支店に電話連絡を行う。

(2) 銀行払（電信送金）^①

国庫金送金明細票、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票のうち、払渡店名欄に日本銀行の本支店名^(注)または代理店事務取扱店舗名が記載され、かつ、付表の右上部余白に「要電信送金」と付記されているものについては、国庫金送金明細票の表面余白に「決済票」と記入して国庫金送金明細票・決済票としたうえで、次の取扱いをする。この場合、国庫金送金決済票は適宜廃棄する。

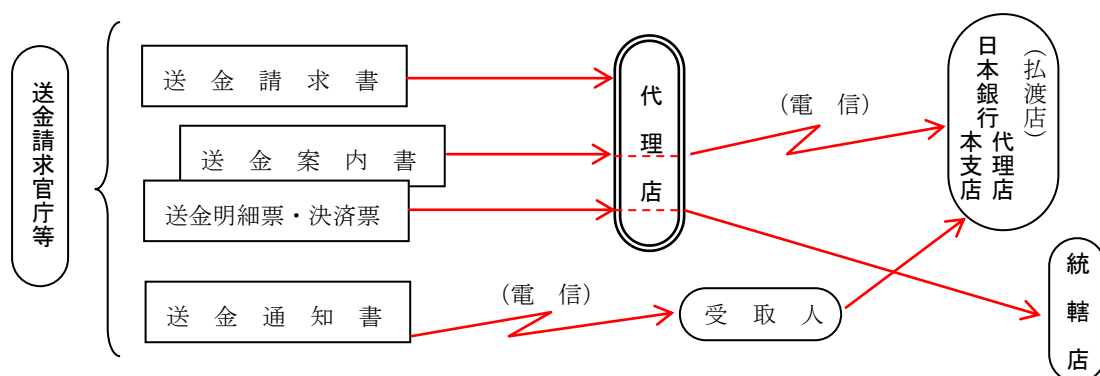
(注) 統轄店以外の日本銀行の本支店名が記載されているものについては、統轄店に照会のうえ、その指示にしたがって取扱う。

イ. 国庫金送金明細票・決済票、国庫金送金案内書への取組日の記入等

付表	取 扱 方 法
国庫金送金明細票・決済票	○ 次の事項を記入する。 ・ 取 組 日 ・ 仕向店名（日本銀行〇〇代理店） ・ 統轄店名（日本銀行〇〇店）
国庫金送金案内書	○ 次の事項を記入する。 ・ 取 組 日 ・ 仕向店名（日本銀行〇〇代理店） ・ 統轄店名（日本銀行〇〇店） } ^②

送金明細票・決済票
等への記入

① (参考) 日銀送金(銀行払)－電信送金－の取組関係書類の流れ



② 【国庫金送金案内書への仕向店名等の記入例】

国庫金送金案内書		要電信送金	
通知書日付 令和 3 年 4 月 8 日			
払渡店名	△△ 銀行 △△支店 〒×××-××××	(日付)	(店所属) 銀行 店
氏名	ヒラノ カズユキ 平野 和幸	番号	

- ・ 取組日、仕向店名等をセットした適宜のゴム印等を使用してもよい。

ロ. 被仕向店への電送案内

- 次表の方法により、被仕向店（日本銀行の本支店、代理店）に国庫金送金案内書を送付^①する。

被仕向店の区分		電送の方法	日本銀行業務 オンライン	ファクシミリ
日本銀行	本店		○	
	支店			
代理店	自行			○
	他行			

- ① 1. 被仕向店が日本銀行本支店の場合には、日本銀行業務オンラインによる送付後速やかに、当該被仕向店に電話連絡を行う。
2. 被仕向店が代理店の場合には、あらかじめ電話連絡のうえ、ファクシミリにより送付する。

ハ. 国庫金送金明細票・決済票の取扱い

- 国庫金送金明細票・決済票は受入証票として取扱う。

受入証票は……………

☞ 「後方1 計算整理、諸報告」
(166 ページの (1)) へ

4. 委託送金（銀行払、当座振込）の依頼

（１）銀行払^①

国庫金送金明細票、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票のうち、払渡店名欄に自行の他の店舗名または自行以外の銀行等の店舗名が記載されているもの〔日銀送金（銀行払）となるものを除く〕については、国庫金送金明細票の表面余白に「決済票」と記入して国庫金送金明細票・決済票としたうえ、次の取扱いをする。
この場合、国庫金送金決済票は適宜廃棄する。

イ. 国庫送金依頼書の作成等

- 国庫金送金明細票・決済票により、国庫送金依頼書とその控とを作成^②する。
- 国庫送金依頼書に、その内訳として国庫金送金明細票・決済票、国庫金送金案内書を添付する。

ロ. 送金資金、国庫送金依頼書の交付等

- 国庫送金依頼書の金額を日本銀行の送金資金から払出し、国庫送金依頼書とともに依頼先銀行等（自店）に交付する。
- 国庫送金依頼書控^③は受払証票として取扱う。

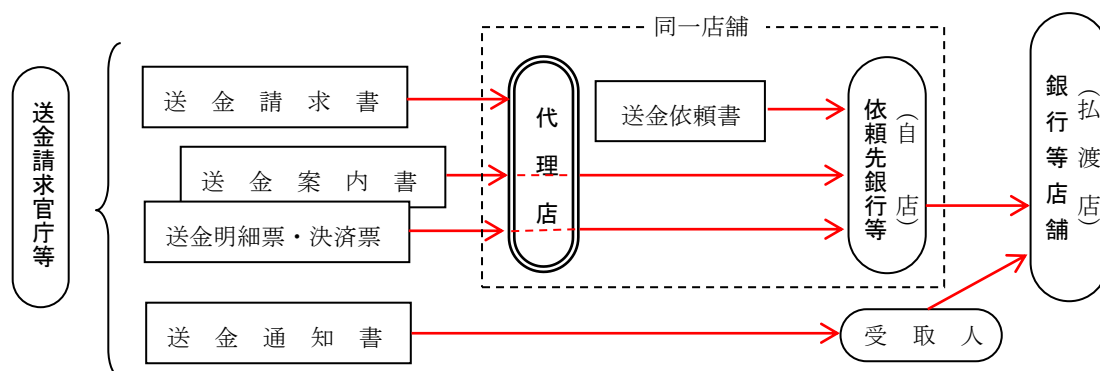
受払証票は……………

☞ 「後方1 計算整理、諸報告」
(166 ページの (1)) へ

送金依頼書の作成等

送金資金の交付等

①（参考）委託送金（銀行払）の依頼関係書類の流れ



② 1. 左ページロ. により交付する国庫送金依頼書の返れいをすみやかに受けることができる場合
に限り、控の作成を省略してもよい。

2. 【国庫送金依頼書の作成例】－銀行払（送金分）のみの場合－

（書式第101号）

国庫送金依頼書 控 （日付） 15. 4. 1																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> 国庫送金依頼書 （日付） 15. 4. 1 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;"> 件 30 </td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: right;"> 円 370000 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">ただし</td> <td style="text-align: center;"> 送金分 </td> <td style="text-align: center;"> 件 </td> <td style="text-align: right;"> 円 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 振込分 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 上記の金額を貴店へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。 〇〇銀行〇〇店 御中 日本銀行 〇〇代理店				国庫送金依頼書 （日付） 15. 4. 1					件 30		円 370000	ただし	送金分	件	円		振込分		
国庫送金依頼書 （日付） 15. 4. 1																			
	件 30		円 370000																
ただし	送金分	件	円																
	振込分																		

（用紙寸法 適宜）

③ 国庫送金依頼書控の作成を省略した場合は国庫送金依頼書を受払証票として取扱う。

(2) 当座振込^①

国庫金振込明細票（第1片、第2片）のうち、振込先（または指定）金融機関名欄に自行の店舗名または自行以外の金融機関の店舗（自行において振込の便があるものに限る）名が記載されているものについて、次の取扱いをする。

イ. 国庫送金依頼書の作成等

- 国庫金振込明細票により、国庫送金依頼書とその控とを作成^②する。
- 国庫送金依頼書に、その内訳として国庫金振込明細票（第1片、第2片）を添付する。

ロ. 送金資金、国庫送金依頼書の交付等

- 国庫送金依頼書の金額を日本銀行の送金資金から払出し、国庫送金依頼書とともに依頼先金融機関（自店）に交付する。
- 国庫送金依頼書控^③は受払証票として取扱う。

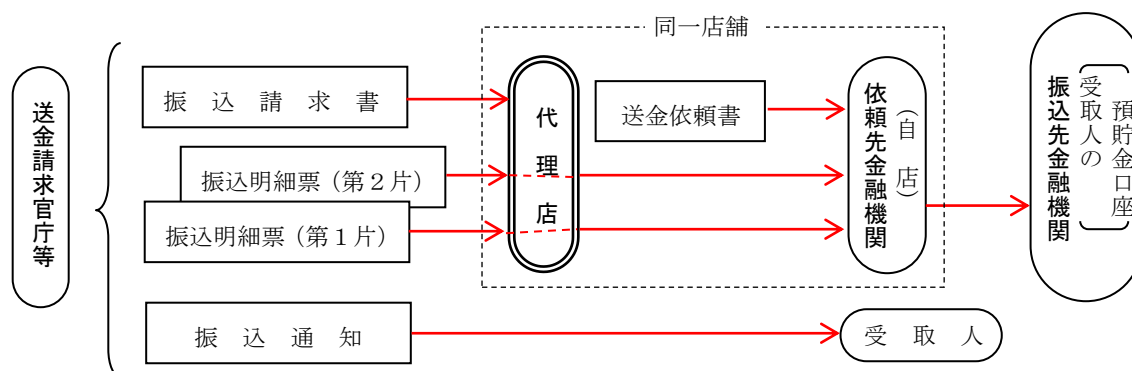
受払証票は……………

☞ 「後方1 計算整理、諸報告」へ
(166 ページの (1))

送金依頼書の作成等

送金資金の交付等

①（参考）委託送金（当座振込）の依頼関係書類の流れ



- ② 1. 左ページロ. により交付する国庫送金依頼書の返れいをすみやかに受けることができる場合に限り、控の作成を省略してもよい。
2. 【国庫送金依頼書の作成例】－送金分とともにまとめて作成した場合－

国 庫 送 金 依 頼 書 控																																																																																																		
(日付) 6. 5. 2																																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center; padding: 5px;"> 国 庫 送 金 依 頼 書 </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: right; padding: 5px;"> (日付) 6. 5. 2 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">件</td> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">120</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">314360000</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">ただし</td> <td style="text-align: center;">送金分</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">1360000</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">振込分</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">313000000</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="padding: 10px;"> 上記の金額を貴店へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。 </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="padding: 10px;"> 〇〇銀行 〇〇店 御中 日本銀行 〇〇代理店 </td> </tr> </table>										国 庫 送 金 依 頼 書										(日付) 6. 5. 2												件					円					120	314360000							ただし	送金分	件					円				20	1360000								振込分	100	313000000							上記の金額を貴店へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。										〇〇銀行 〇〇店 御中 日本銀行 〇〇代理店									
国 庫 送 金 依 頼 書																																																																																																		
(日付) 6. 5. 2																																																																																																		
		件					円																																																																																											
		120	314360000																																																																																															
ただし	送金分	件					円																																																																																											
		20	1360000																																																																																															
	振込分	100	313000000																																																																																															
上記の金額を貴店へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。																																																																																																		
〇〇銀行 〇〇店 御中 日本銀行 〇〇代理店																																																																																																		

- ③ 国庫送金依頼書控の作成を省略した場合は国庫送金依頼書を受払証票として取扱う。

5. 委託送金（郵便局払、郵便振替）の依頼

（1）郵便局払^①

国庫金送金明細票、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票のうち、払渡店欄にゆうちょ銀行の店舗名または郵便局名が記載されているものについて、次の取扱いをする。

イ. 国庫送金依頼書の作成等

- 国庫金送金明細票により、国庫送金依頼書とその控とを作成^②する。
- 国庫送金依頼書に国庫金送金案内書と国庫金送金決済票を、国庫送金依頼書控に国庫金送金明細票をそれぞれその内訳として添付する。

ロ. 送金資金、国庫送金依頼書の交付等

- 国庫送金依頼書の金額を日本銀行の送金資金から払出し、ゆうちょ銀行の店舗または郵便局との間で取り決めた適宜の方法により交付する。
- 国庫送金依頼書は国庫送金関係書類の交付先として届出^③のあるゆうちょ銀行の店舗または郵便局（以下「依頼先ゆうちょ銀行店舗等」という）に交付する。
- 国庫送金依頼書控は受払証票として取扱う。

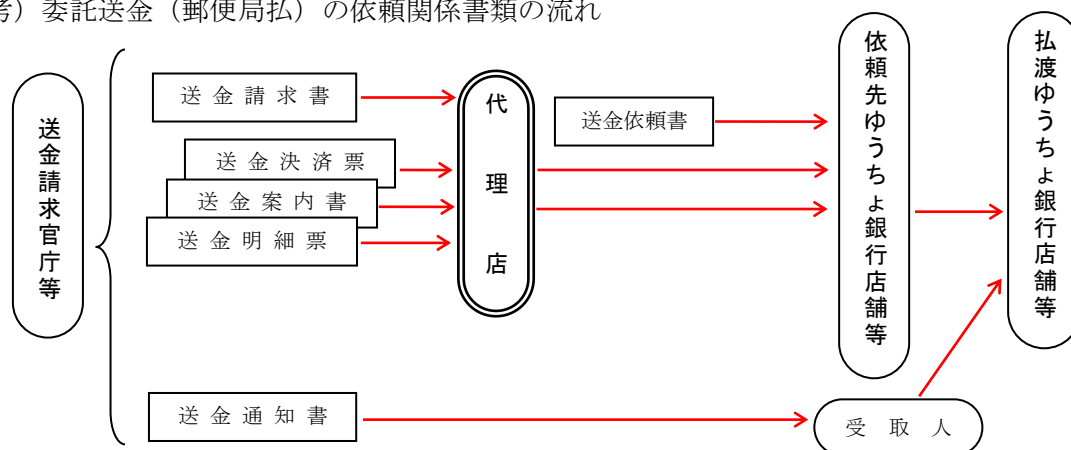
受払証票は………

🔗 「後方1 計算整理、諸報告」
(166 ページの (1)) へ

送金依頼書の作成等

送金資金の交付等

①（参考）委託送金（郵便局払）の依頼関係書類の流れ



② 1. 国庫送金依頼書、同控は、郵便振替分とともに取まとめて作成することができる。

2. 【国庫送金依頼書の作成例】－郵便局払（送金分）のみの場合－

国庫送金依頼書控 (日付)1.9...1.0...1.....																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;"> 国庫送金依頼書 (日付)1.9...1.0...1..... </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">件</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">30</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 55%; text-align: center;">370000</td> </tr> <tr> <td>ただし</td> <td style="text-align: center;">送金分</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">振込分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;"> 上記の金額を貴店へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。(注1) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <u>ゆうちょ銀行 ○○店 (注2)</u> 御中 </td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 日本銀行 ○○代理店 </td> </tr> </table>				国庫送金依頼書 (日付)1.9...1.0...1.....				件	30	円	370000	ただし	送金分	件	円		振込分			上記の金額を貴店へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。(注1)				<u>ゆうちょ銀行 ○○店 (注2)</u> 御中		日本銀行 ○○代理店	
国庫送金依頼書 (日付)1.9...1.0...1.....																											
件	30	円	370000																								
ただし	送金分	件	円																								
	振込分																										
上記の金額を貴店へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。(注1)																											
<u>ゆうちょ銀行 ○○店 (注2)</u> 御中		日本銀行 ○○代理店																									

(用紙寸法 適宜)

(注1) 依頼先ゆうちょ銀行店舗等への資金交付において、同店舗等名義の口座への振込み以外の方法による場合は「貴店へ振り込みましたから」を「貴方に交付しますので」とする。

(注2) 依頼先が郵便局の場合には、「ゆうちょ銀行銀行代理業者△△郵便局」と記載する。

③ 国庫送金関係書類の交付先とするゆうちょ銀行の店舗名または郵便局名その他必要な事項を、適宜の書面^(注)により、当該ゆうちょ銀行の店舗または郵便局にあらかじめ届出させる。

(注) 依頼先ゆうちょ銀行店舗等の変更・廃止等が行われるまで適宜保管する。

(2) 郵便振替^①

国庫金振込明細票（第1片、第2片）のうち、振込先（または指定）金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」と記載されるものについて、次の取扱いをする。

イ. 国庫送金依頼書の作成等

- 国庫金振込明細票により、国庫送金依頼書とその控とを作成^②する。
- 国庫送金依頼書に国庫金振込明細票（第2片）を、国庫送金依頼書控に国庫金振込明細票（第1片）をそれぞれその内訳として添付する。

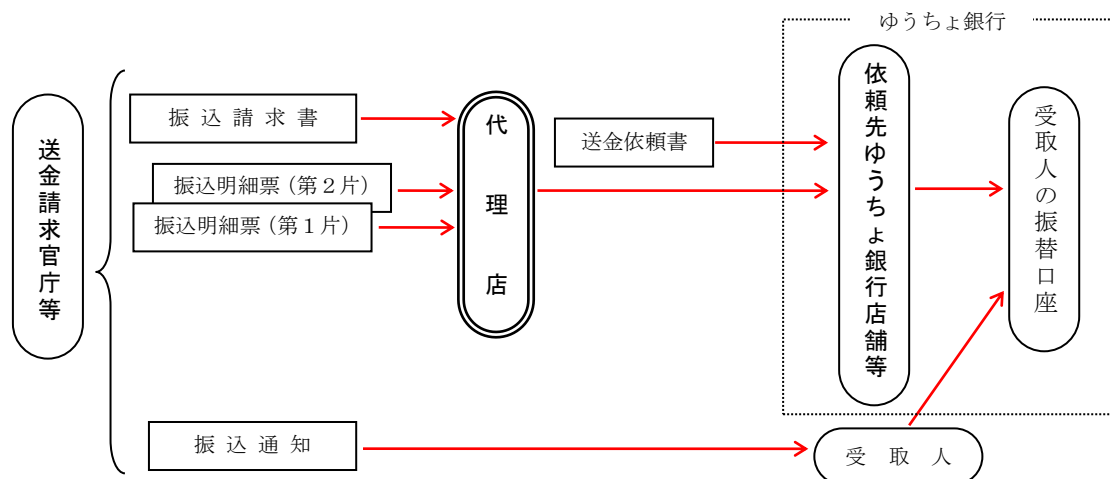
ロ. 送金資金、国庫送金依頼書の交付等

- 国庫送金依頼書の金額を日本銀行の送金資金から払出し、ゆうちょ銀行の店舗または郵便局との間で取り決めた適宜の方法により交付する。
- 国庫送金依頼書は依頼先ゆうちょ銀行店舗等に交付する。
- 国庫送金依頼書控は受払証票として取扱う。

受払証票は………

☞「後方1 計算整理、諸報告」へ
(166 ページの (1))

①（参考）委託送金（郵便振替）の依頼関係書類の流れ



- ② 1. 国庫送金依頼書、同控は、郵便局払分とともに取まとめて作成することができる。
2. 【国庫送金依頼書の作成例】一郵便局払（送金分）とともにまとめて作成し、送金資金を依頼先ゆうちょ銀行の店舗等の口座に振込む場合一

国庫送金依頼書 控 (日付) 19. 10. 1			
国庫送金依頼書 (日付) 19. 10. 1			
	件	円	
	67		120,370,000
ただし	送金分	件	円
	2		220,000
	振込分	件	円
	65		120,150,000
上記の金額を貴店へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり送金または振込をお願いします。			
ゆうちょ銀行 ○○店 御中		日本銀行 ○○代理店	

窓口２ 委託送金依頼後の変更等（仕向店事務）

- 依頼後の変更等とは、代理店が自店またはゆうちょ銀行の店舗または郵便局に依頼した送金〔委託送金（銀行払、郵便局払）〕または振込〔委託送金（当座振込、郵便振替）〕について、支払場所の変更、振込不能分の処理等を行うことをいう。
- なお、代理店自らが日本銀行の本支店または代理店あてに取組んだ送金〔日銀送金（銀行払）〕の支払場所変更等ごくまれな取扱いについては記載を省略している（統轄店照会事項）。

窓口２ 委託送金依頼後の変更等（仕向店事務）

目 次

ページ

1. (削除)	
2. 委託送金（銀行払、郵便局払）にかかる国庫金送金通知書の亡失またはき損届の受付	40
(1) 亡失届の確認	40
(2) 亡失届の送付等	40
3. 委託送金（銀行払、郵便局払）にかかる支払停止	42
(1) 支払停止請求書の提出を受けた場合	42
イ. 支払停止請求書の確認	42
ロ. 支払停止請求書写の作成等	44
(2) 支払停止済通知書等の送付を受けた場合	46
イ. 未払いの場合	46
(イ) 支払停止済の送金の要項確認	46
(ロ) 支払停止済通知書写の作成等	46
ロ. 支払済の場合	52
(イ) 支払済の送金の要項確認	52
(ロ) 支払済通知書写の作成等	52
4. 委託送金（銀行払、郵便局払）にかかる国庫金送金通知書の再発行	56
(1) 再発行通知書の確認	56
(2) 再発行通知書写の作成等	58
5. 委託送金（銀行払、郵便局払）にかかる支払場所変更	60
(1) 支払場所変更請求書の提出を受けた場合	60

イ. 支払場所変更請求書の確認	60
ロ. 依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等への通知等	62
（イ）旧支払場所が銀行等の店舗で新支払場所がゆうちょ銀行の店舗もしくは郵便局となる場合	62
（ロ）新、旧支払場所がいずれも銀行等の店舗の場合またはいずれもゆうちょ銀行の店舗もしくは郵便局の場合	62
（2）送金資金の返れいまたは支払済の通知を受けた場合	64
イ. 未払いの場合	64
（イ）支払場所が銀行等の店舗からゆうちょ銀行の店舗または郵便局に変更となる場合	64
（ロ）支払場所がゆうちょ銀行の店舗または郵便局から銀行等の店舗に変更となる場合	68
ロ. 支払済の場合	72
（イ）支払済の送金の要項確認	72
（ロ）支払済通知書等の作成等	72
6. 委託送金（銀行払、郵便局払）にかかる支払期限経過による組みもどし	78
（1）国庫金送金明細票・決済票の確認等	79-2
（2）隔地払等期限経過報告書、国庫金の受入書類の作成等	80
（3）隔地払等期限経過報告書等の取扱い	82
イ. 隔地払等期限経過報告書、払込書等、受入済通知書等	82
ロ. 支払期限を経過した国庫金送金明細票・決済票等	82
7. 委託送金（当座振込、郵便振替）の振込不能	84
（1）国庫金振込不能報告書とその写の提出を受けた場合	84
イ. 国庫金振込不能報告書の確認	84
ロ. 国庫金振込不能報告書等の送付等	86
ハ. 国庫金振込不能報告書の保管	86
（2）訂正請求書等の提出を受けた場合	87-2
イ. 訂正請求書の提出を受けた場合	87-2
（イ）訂正請求書の確認	87-2

(ロ) 訂正請求書等の作成等	87-4
(ハ) 送金資金の返れいを受けた場合	87-8
ロ. 振込取消請求書の提出を受けた場合	87-12
8. 委託送金（銀行払、郵便局払、当座振込、郵便振替）にかかる取消請求による組みもどし	88
(1) 国庫金送金又は振込取消請求書等の提出を受けた場合	88
イ. 取消請求書の確認等	88
ロ. 取消請求書等の作成等	92
(2) 送金資金の返れい等を受けた場合	94
イ. 未払いの場合	94
(イ) 送金資金の確認等	94
(ロ) 取消請求書等の取扱い	96
(ハ) 国庫金振込不能報告書の取扱い	98
ロ. 支払済の場合	100
(イ) 支払済の送金の要項確認	100
(ロ) 支払済通知書等の作成等	100
9. 送金事項の訂正	104
(1) 訂正請求書の確認	104
(2) 訂正請求書等の作成等	106

統轄店照会事項

日銀送金（銀行払）について、送金案内書の再製、支払
停止、支払場所変更……等の請求を受けた場合

窓口2 委託送金依頼後の変更等（仕向店事務）^①

1. （削除）

- ① 代理店と保管金もしくは供託金の取引を有する歳入歳出外現金出納官吏または代理店と特別調達資金の取引を有する特別調達資金出納命令官もしくは特別調達資金出納官吏が官庁会計システムを利用して日本銀行に請求した国庫送金^(注)にかかる変更等の取扱いについては、取消が発生した場合は特殊２「歳入歳出外現金出納官吏等が官庁会計システムを利用して請求した国庫送金にかかる取消請求による組みもどしの取扱い」を参照し、それ以外の場合は統轄店に照会する。

(注) 日本銀行は、歳入歳出外現金出納官吏等が官庁会計システムを利用して日本銀行に請求した国庫送金にかかる明細データ等について財務省会計センターを通じ送信を受け、日本銀行の行内システムによりその後の処理（国庫金送金の場合は、国庫金送金明細票、同決済票の作成等）を行っている。

2. 委託送金（銀行払、郵便局払）にかかる国庫金送金通知書の亡失または き損届の受付

- 依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、国庫金送金通知書
 亡失（き損）届^①（以下「亡失届」という。）の送付を受けたときは、次の取扱い
 をする。

（1）亡失届の確認

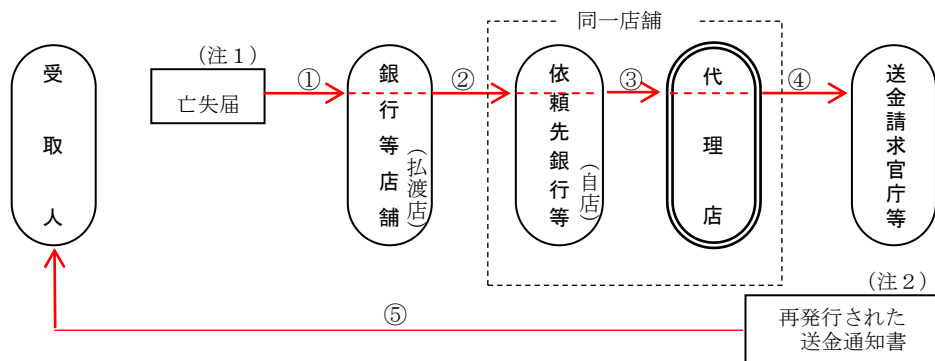
- 記載事項が整っていること。
 - ・ 届出人（受取人）の記名があるか
 - ・ 被仕向店（払渡店または払渡ゆうちょ銀行店舗等）および仕向店（依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等）の未払証明があるか
 - ・ 委託送金（郵便局払）の場合、送金の要項が該当の明細票と一致するか
 - ・ 委託送金（銀行払）の場合、金額等の記載もれがないか

（2）亡失届の送付等

- 亡失届に受付日と代理店名を記入する。
- 亡失届の写^②を作成し、送金請求官庁等から国庫金送金通知書の再発行通知書の提出（56ページの4.）を受けるまで保管する。
- 亡失届を送金請求官庁等に送付する。

① 1. (参考) 亡失届等の流れ

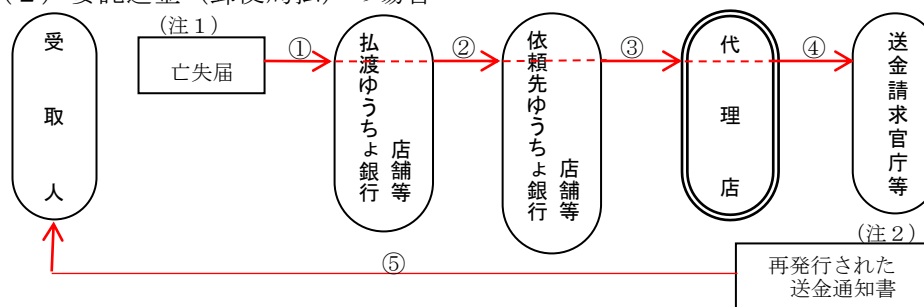
(1) 委託送金（銀行払）の場合



(注1) 受取人が送金通知書を亡失した場合に、払渡店（または払渡ゆうちょ銀行店舗等）にその旨届出る書類。

(注2) 送金請求官庁等が払渡店（または払渡ゆうちょ銀行店舗等）の未払証明等を確認したうえ再発行することになる。

(2) 委託送金（郵便局払）の場合



2. 【亡失届等の記載例】－委託送金（郵便局払）の場合－

国庫金送金通知書亡失（き損）届 (注)

金 額	48,750
発 行 官 庁 名	〇〇公共職業安定所
送 金 通 知 書 日 付	3. 1. 7
送 金 通 知 書 番 号	725
払 渡 店 名	〇〇郵便局

上記送金通知書を しましたからお届けします。

(日付) 3. 1. 25
 受取人住所 〇〇市〇〇町〇〇
 氏名 花山 明子
 〇〇公共職業安定所 御中
 上記送金は未払であることを証明します。
 (証明日付) 3. 1. 25
 (被仕向店) ゆうちょ銀行銀行代理業者
 〇〇郵便局
 (証明日付) 3. 1. 28
 (仕 向 店) ゆうちょ銀行△△店
 (受付日付) 3. 1. 29
 (送金請求銀行名) 日本銀行〇〇代理店

・ 代理店の記入事項

(書式、規格等は適宜)

(注) き損届もこの書式で作成される。この場合は、き損した送金通知書が添付される。

② 受取人名、金額等を適宜の亡失届書留簿に記入した場合は、亡失届写の作成を省略してもよい。

【依頼後の変更（仕向）・亡失】

3. 委託送金（銀行払、郵便局払）にかかる支払停止

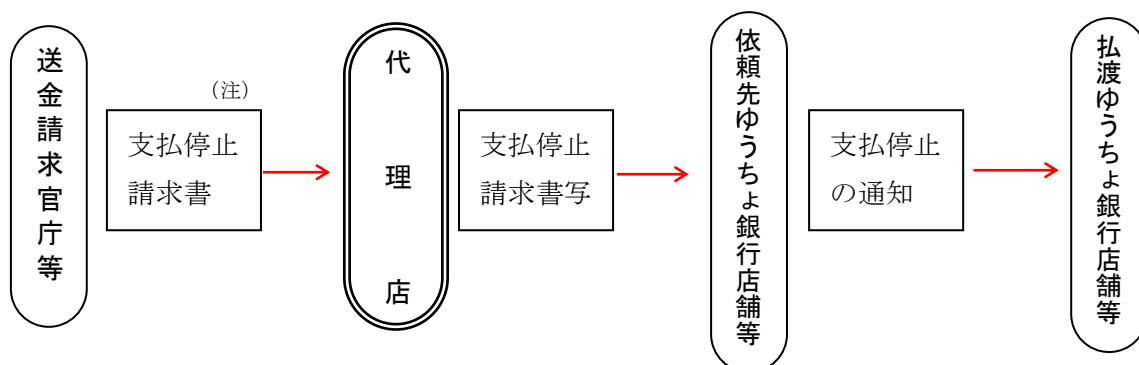
（1）支払停止請求書の提出を受けた場合

送金請求官庁等から、支払停止請求書^①の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

イ. 支払停止請求書の確認

- 記載事項が整っていること。
 - ・ 送金請求官庁等の記名、押印があるか
 - ・ 受取人名、金額等の記載もれがないか
 - ・ 委託送金（郵便局払）の場合、送金の要項が該当の明細票と一致するか

① 1. (参考) 支払停止請求書等の流れー委託送金(郵便局払)の場合ー



(注) 送金請求官庁等が受取人に送付した送金通知書が未着の場合に、取引店(代理店)に提出する書類。

2. 【支払停止請求書の記載例】

国庫金送金請求書等訂正願
○国庫送金支払停止願
国庫金送金通知書再発行通知書

第14号

日本銀行〇〇代理店 御中

令和3年2月1日

資金前渡官吏〇〇公共職業安定所長
松本 正 印

1. 下記国庫金振込明細票の記載事項中_____とあるのを_____と訂正してください。

2. 下記国庫金送金通知書の支払いを停止してください。

3. 下記国庫金送金通知書を_____年_____月_____日に再発行したので通知します。

記

送金請求書付日	令和3年1月7日	払渡店名	〇〇郵便局
国庫金送金通知書等番号	第725号	金額	48,750
受取人氏名	花山 明子	受取人住所	〇〇市〇〇町〇〇

送金請求官庁等
届出の印鑑票
どおり記名、
押印される

(様式、規格等は適宜)

【依頼後の変更(仕向)・支払停止】

ロ. 支払停止請求書の作成等

- 支払停止請求書の写を作成^①してその下部に次の事項を記入する。
 - ・ 支払停止の依頼文言
 - ・ 作 成 日
 - ・ あ て 先
 - ・ 代 理 店 名
- 写を依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。
- 支払停止請求書は、依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から支払停止済通知書等の提出（46ページの（2））を受けるまで保管する。

- ① 1. 自行で調製した用紙を使用してもよい。
2. 委託送金（銀行払）の場合は、写の作成を省略して依頼先銀行等（自店）に支払停止請求書を提示してもよい。

② 【支払停止請求書への支払停止の依頼文言等の記入例】

受取人氏名	花山 明子	受取人住所	〇〇市〇〇町〇〇
-------	-------	-------	----------

上記国庫送金の支払を停止し、停止済の旨を回報してください。
なお、支払済の場合は、その旨および支払日を回報してください。

ゆうちょ銀行
△△店 御中 3. 2. 1 作成日

日本銀行〇〇代理店

- ・ 委託送金（銀行払）の場合は、「〇〇銀行〇〇店」（自店）とする。
- ・ 支払停止請求書写の下部に余白が少ない場合は、支払停止の依頼文言等を記入した付箋を付ける。

（２）支払停止済通知書等の送付を受けた場合

イ．未払いの場合

依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、支払停止済の通知^①を受けたときは、次の取扱いをする。

（イ）支払停止済の送金の要項確認

- 通知を受けた送金の要項（受取人名、金額等）が支払停止請求書（44ページのロ．）と一致していること。

（ロ）支払停止済通知書等の作成等

A．支払停止済の通知を書面^②で受けた場合

- 支払停止済通知書の写を作成^③してその下部に次の事項を記入する。

- ・ 支払停止済の通知文言
- ・ 作成日
- ・ あて先
- ・ 代理店名

④

- 写を送金請求官庁等に送付する。
- 支払停止請求書に支払停止済通知書を添付する。
- 支払停止請求書は、送金請求官庁等から国庫金送金通知書の再発行通知書の提出（56ページの４．）を受けるまで保管する。

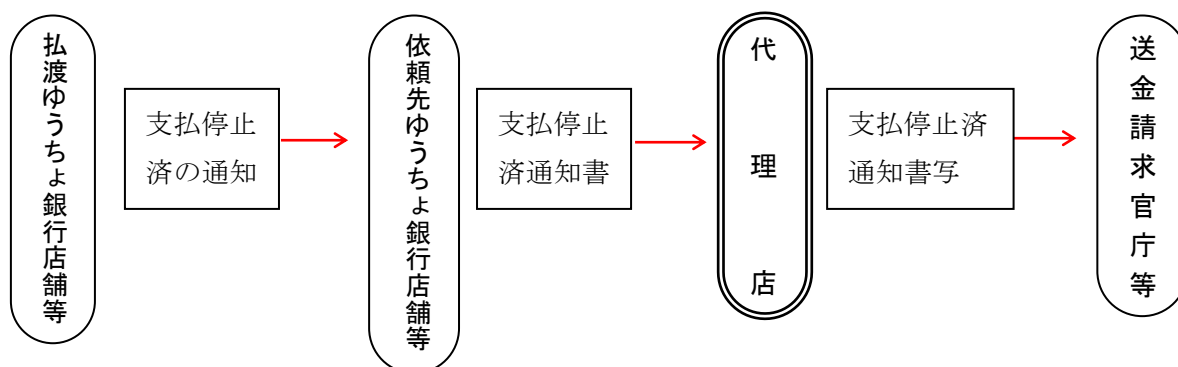
B．支払停止済の通知を書面以外で受けた場合〔委託送金（銀行払）に限る〕

- 通知を受けた送金の要項（受取人名、金額等）と次の事項を記入した適宜の通知書を２枚作成する。

- ・ 支払停止済の通知文言
- ・ あて先
- ・ 作成日
- ・ 代理店名

- 上記通知書のうち１枚を送金請求官庁等に送付する。
- 上記通知書の他の１枚を支払停止請求書に添付する。
- 支払停止請求書は、送金請求官庁等から国庫金送金通知書の再発行通知書の提出（56ページの４．）を受けるまで保管する。

①（参考）支払停止済通知書等の流れー委託送金（郵便局払）ー



②【支払停止済通知書の記載例】ー委託送金（郵便局払）の場合ー

支払停止済通知書				
日本銀行〇〇代理店 御中				
3. 2. 5 ゆうちょ銀行△△店				
下記国庫送金の支払を停止しました。				
送金請求庁名	〇〇公共職業安定所	受取人	住所 氏名	〇〇市〇〇町〇〇 花山 明子
送金通知書日付	令和3年1月7日	金額	48,750	
送金通知書番号	725	払渡店	〇〇郵便局	

← 送金の要項

（様式、規格等は適宜）

③ 自行で調製した用紙を使用してもよい。

④【支払停止済通知書写への支払停止済の通知文言等の記入例】

送金通知書番号	725	払渡店	〇〇郵便局
---------	-----	-----	-------

上記国庫送金は、支払停止済につき通知します。

〇〇公共職業安定所 御中

3. 2. 5 ← 作成日

日本銀行〇〇代理店

- ・ 支払停止済通知書写の下部に余白が少ない場合は、支払停止済の通知文言等を記入した付箋を付ける。

ロ. 支払済の場合

依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、支払済の通知を受けたときは、次の取扱いをする。

(イ) 支払済の送金の要項確認

- 通知を受けた送金の要項（受取人名、金額等）が、支払停止請求書（44ページのロ.）と一致していること。

(ロ) 支払済通知書写の作成等

A. 支払済の通知を書面^①で受けた場合

- 支払済通知書の写を作成^②してその下部に次の事項を記入する。
 - ・ 支払済の通知文言
 - ・ 作成日
 - ・ あて先
 - ・ 代理店名
- 写を送金請求官庁等に送付する。
- 支払停止請求書に処理済の旨および処理日を記入し、支払済通知書を添付する。

支払済通知書
を添付した支払停止
請求書

は

☞ 「後方2 証票等の整理保管」へ
(182 ページの1.)

① 【支払済通知書の記載例】－委託送金（郵便局払）の場合－

支払済通知書			
日本銀行〇〇代理店 御中			
3. 2. 5			
ゆうちょ銀行△△店			
下記国庫送金は、1月25日付で支払済につき通知します。			
送金請求庁名	〇〇公共職業安定所	受取人	住所 〇〇市〇〇町〇〇
		氏名	花山 明子
送金通知書日付	令和3年1月7日	金額	48,750
送金通知書番号	725	払渡店	〇〇郵便局

← 送金の要項

(様式、規格等は適宜)

② 自行で調製した用紙を使用してもよい。

③ 【支払済通知書写への支払済の通知文言等の記入例】

送金通知書番号	725	払渡店	〇〇郵便局
---------	-----	-----	-------

上記国庫送金は、1月25日付で支払済につき通知します。

〇〇公共職業安定所 御中

3. 2. 5 ← 作成日

日本銀行〇〇代理店

- ・ 支払済通知書写の下部に余白が少ない場合は、支払済の通知文言等を記入した付箋を付ける。

B. 支払済の通知を書面以外で受けた場合〔委託送金（銀行払）に限る〕

○ 通知を受けた送金の要項（受取人名、金額等）と次の事項を記入した適宜の通知書を作成し、これを送金請求官庁等に送付する。

- ・ 支払済の通知文言
- ・ 作成日
- ・ あて先
- ・ 代理店名

○ 支払停止請求書に処理済の旨および処理日を記入する。

支払停止
請求書

} は

☞ 「後方2 証票等の整理保管」へ
(182 ページの1.)

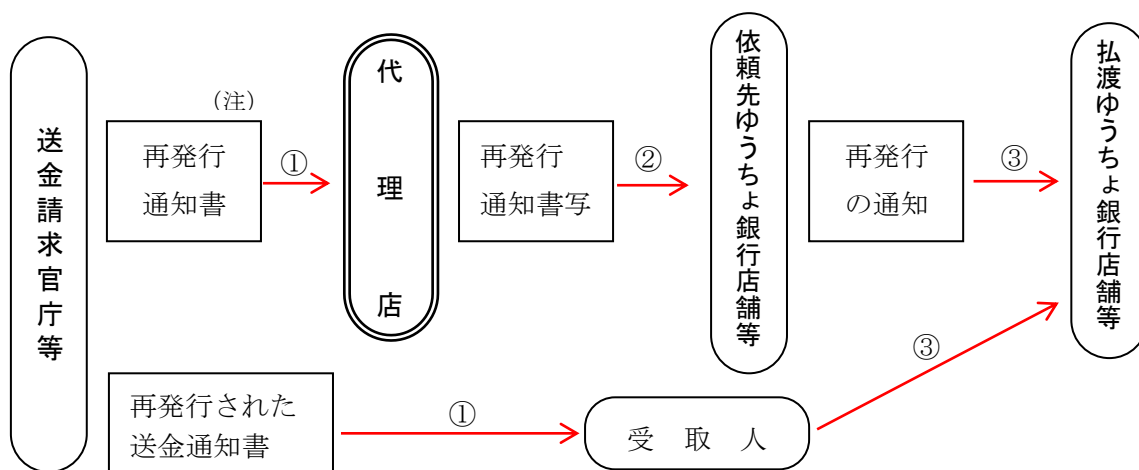
4. 委託送金（銀行払、郵便局払）にかかる国庫金送金通知書の再発行

送金請求官庁等から、国庫金送金通知書の再発行通知書^①（以下「再発行通知書」
という）の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

（１）再発行通知書の確認

- 記載事項が整っていること。
- 送金請求官庁等の記名、押印があるか
- 受取人名、金額等が亡失届写（40ページの２．）または支払停止請求書（46ページの（ロ））と一致しているか

① 1. (参考) 再発行通知書等の流れー委託送金(郵便局)の場合ー



(注) 送金請求官庁等が送金通知書を再発行した場合に、取引店(代理店)にその旨通知する書類。なお、国庫金送金通知書は次の場合に再発行される。

- ・ 受取人から亡失(またはき損)届が提出された場合 (41 ページの①参照)
- ・ 送金請求官庁等から支払停止請求書の提出を受けた場合 (43 ページの①参照)

2. 【再発行通知書の記載例】

国庫金送金請求書等訂正願 国庫送金支払停止願 ○国庫金送金通知書再発行通知書			
日本銀行〇〇代理店 御中		第15号	
		令和3年2月8日	
資金前渡官吏〇〇公共職業安定所長		松本 正 印	
~~~~~			
③. 下記国庫金送金通知書を令和3年2月8日に再発行したので通知します。			
記			
送金請求書付日	令和3年1月7日	払渡店名	〇〇郵便局
国庫金送金通知書等番号	第725号	金額	48,750
受取人氏名	花山 明子	受取人住所	〇〇市〇〇町〇〇

送金請求官庁等  
(届出の印鑑票  
どおり記名、  
押印される)

(様式、規格等は適宜)

## (2) 再発行通知書写の作成等

- 再発行通知書の写を作成^①してその下部に次の事項を記入する。
  - ・ 再発行済の通知文言
  - ・ 作成日
  - ・ あて先
  - ・ 代理店名
- 写を依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等へ渡す。
- 支払停止請求書または亡失届写^③に処理済の旨および処理日を記入し、再発行通知書を添付する。

支払停止請求書  
または  
亡失届写

} は

☞ 「後方 2 証票等の整理保管」  
(182 ページの 1.) へ

- ① 1. 自行で調製した用紙を使用してもよい。
2. 委託送金（銀行払）の場合は、写の作成を省略して依頼先銀行等（自店）に再発行通知書を提示してもよい。

② 【再発行通知書写への再発行済の通知文言等の記入例】

受取人氏名	花山 明子	受取人住所	〇〇市〇〇町〇〇
-------	-------	-------	----------

上記の国庫送金通知書が再発行されましたので通知します。

ゆうちょ銀行△△店 御中

3. 2. 8

日本銀行〇〇代理店

作成日

- ・ 委託送金（銀行払）の場合は、「〇〇銀行〇〇店」（自店）とする。
- ・ 再発行通知書写の下部に余白が少ない場合は、再発行済の通知文言等を記入した付箋を付ける。

- ③ 受取人名、金額等を適宜の亡失届書留簿に記入することにより亡失届写の作成を省略した場合（2.（2）の注意事項②）は、再発行通知書に処理済の旨および処理日を記入するほか、亡失届書留簿に処理日を記入する。

再発行通知書は

☞ 「後方2 証票等の整理保管」へ  
(182 ページの1.)

## 5. 委託送金（銀行払、郵便局払）にかかる支払場所変更^①

### （1）支払場所変更請求書の提出を受けた場合

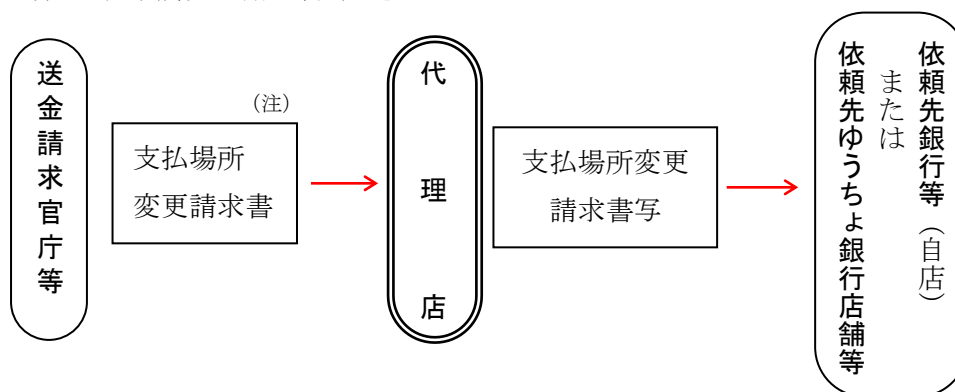
送金請求官庁等から、支払場所変更請求書^②の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

#### イ. 支払場所変更請求書の確認

- 記載事項が整っていること。
  - ・ 送金請求官庁等の記名、押印があるか
  - ・ 受取人名、金額等の記載もれがないか
  - ・ 委託送金（郵便局払）の場合、送金の要項が該当の明細票と一致するか

① 支払場所変更と住所変更が同時に行われる場合は、この項で取扱う。

② 1. (参考) 支払場所変更請求書等の流れ



(注) 送金請求官庁等が取組依頼後の送金について支払場所の変更を請求する場合に、取引店(代理店)に提出する書類。

なお、送金通知書に記載されている払渡店名の変更は、送金請求官庁等が行うことになる。

## 2. 【支払場所変更請求書の記載例】

○国庫金送金請求書等訂正願  
国庫送金支払停止願  
国庫金送金通知書再発行通知書

第16号

日本銀行〇〇代理店 御中

令和3年2月19日

資金前渡官吏〇〇公共職業安定所長  
松本 正 印

①. 下記国庫金送金明細票の記載事項中 ゆうちょ銀行〇〇店  
とあるのを ××銀行〇〇支店 と訂正してください。

2. 下記国庫金送金通知書の支払いを停止してください。

3. 下記国庫金送金通知書を 年 月 日に再発行したので  
通知します。

記

送金請求書 日付	令和3年2月1日	払渡店名	ゆうちょ銀行〇〇店
国庫金送金 通知書等番号	第745号	金額	65,000
受取人氏名	中野 優子	受取人住所	〇〇市〇〇町〇〇

送金請求官庁等  
(届出の印鑑票  
どおり記名、  
押印される)

・ 訂正印は不要

(様式、規格等は適宜)

【依頼後の変更(仕向)・支払場所変更】

ロ. 依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等への通知等

（イ）旧支払場所が銀行等の店舗で新支払場所がゆうちょ銀行の店舗もしくは郵便局となる場合または旧支払場所がゆうちょ銀行の店舗もしくは郵便局で新支払場所が銀行等の店舗^{（注）}となる場合—委託送金（銀行払）から委託送金（郵便局払）への変更または委託送金（郵便局払）から委託送金（銀行払）への変更—  
（注）都市銀行、地方銀行、信用金庫（代理店引受先に限る）をいう（以下同じ）。

- 支払場所変更請求書により、次の事項を記入した適宜の書面を作成する。
  - ・ 取消の旨、送金資金の返れい依頼文言
  - ・ 送金の要項
  - ・ 作成日
  - ・ あて先
  - ・ 代理店名

○ 書面を旧支払場所の依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。

○ 支払場所変更請求書は、依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から送金資金の返れい等（64ページの（2））を受けるまで保管する。

（ロ）新、旧支払場所がいずれも銀行等の店舗の場合またはいずれもゆうちょ銀行の店舗もしくは郵便局の場合

- 支払場所変更請求書の写を作成^①してその下部に次の事項を記入する。
  - ・ 支払場所変更の依頼文言^③
  - ・ 作成日
  - ・ あて先
  - ・ 代理店名

○ 写を旧支払場所の依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。

○ 付表（明細票）（旧支払場所がゆうちょ銀行の店舗または郵便局の場合のみ）、支払場所変更請求書に処理済の旨および処理日を記入する。

支払場所  
変更請求書 } は 🔑 「後方2 証票等の整理保管」^④  
(182 ページの1.)

- ① 1. 自行で調製した用紙を使用してもよい。
2. 旧支払場所が銀行等である場合〔委託送金（銀行払）〕は、書面の作成を省略して依頼先銀行等（自店）に支払場所変更請求書を提示してもよい。

② 【送金の取消および送金資金の返れい依頼文言等を記入した書面の作成例】

作成日  
（日付） 3. 2. 19

ゆうちょ銀行△△店 御中

日本銀行〇〇代理店

国庫金送金の取消について

下記の国庫金送金を取消しますので、送金資金を返れいして下さい。  
なお、支払済の場合は、その旨および支払日を回報して下さい。

記

通 知 書 日 付	令和3年2月1日	払渡店名	ゆうちょ銀行〇〇店
国 庫 金 送 金 通知書等番号	第745号	金 額	65,000-
受 取 人 氏 名	中野 優子	受取人住所	〇〇市〇〇町〇〇

- ・ 送金の要項の記入に代え、当該送金にかかる国庫金送金明細票を複写してもよい。
- ・ 委託送金（銀行払）の場合は、「〇〇銀行〇〇店」（自店）とする。

- ③ 支払場所変更の依頼文言は、「上記のとおり支払場所変更の取扱いをしてください。なお、支払済の場合は、その旨および支払日を回報してください。」とする。
- ④ 依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、支払済である旨の通知を受けた場合は、「支払済の場合」（72ページのロ.）の取扱いをする。

## （２）送金資金の返れいまたは支払済の通知を受けた場合

### イ．未払いの場合

依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、送金資金の返れい^①を受けたときは、次の取扱いをする。

（イ）支払場所が銀行等の店舗からゆうちょ銀行の店舗または郵便局に変更となる場合^②

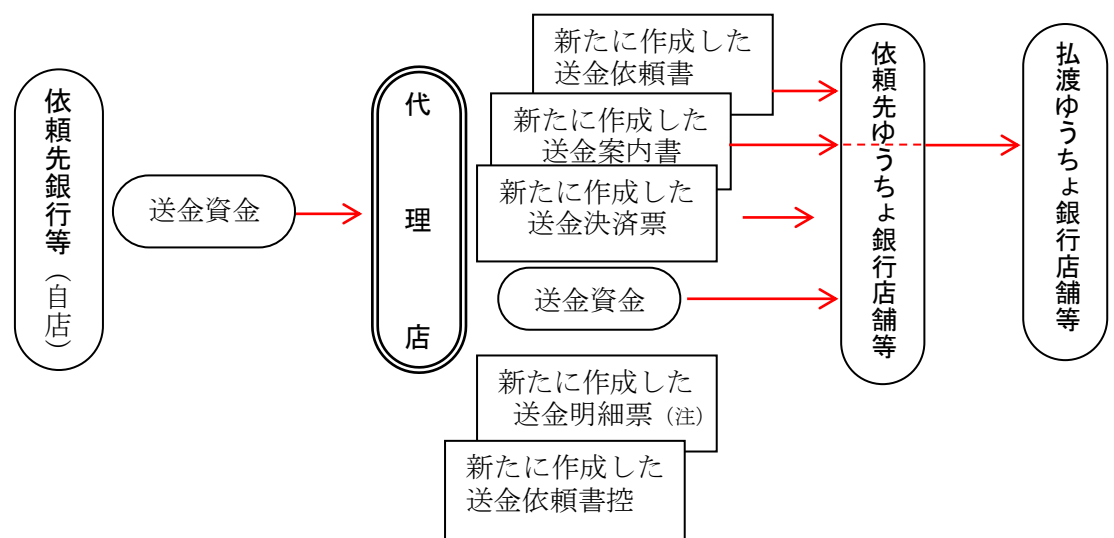
#### A．返れい資金の受入れ

- 依頼先銀行等（自店）から返れいを受けた送金資金が、支払場所変更請求書（62ページのロ．）の金額と一致していることを確かめる。
- 返れいを受けた資金を日本銀行の送金資金に受入れる。



- ① 1. 依頼先ゆうちょ銀行店舗等からの送金資金の返れいは、ゆうちょ銀行の店舗または郵便局との間で取り決めた適宜の方法により行う。
2. （参考）新、旧支払場所がいずれも銀行等の店舗の場合またはいずれもゆうちょ銀行の店舗もしくは郵便局（ゆうちょ銀行の店舗と郵便局との間の変更を含む。）の場合は、依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等が支払場所変更の手続きを行うことになるので送金資金は返れいされない。

- ② （参考）銀行等の店舗からゆうちょ銀行の店舗または郵便局に変更となる場合の書類等の流れ



（注）送金明細票は送金依頼書控に添付し、代理店で保管。

## B. 国庫送金依頼書の作成等

- 国庫金送金請求書、支払場所変更請求書により、新たに、国庫金送金明細票、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票を作成^①する。
- 国庫金送金明細票により、国庫送金依頼書とその控を作成^②する。
- 国庫送金依頼書に国庫金送金案内書と国庫金送金決済票とを、国庫送金依頼書控に国庫金送金明細票をそれぞれその内訳として添付する。

## C. 送金資金、国庫送金依頼書の交付等

- 前記A. により受入れた日本銀行の送金資金を払出し、ゆうちょ銀行の店舗または郵便局との間で取り決めた適宜の方法により交付する。
- 国庫送金依頼書は依頼先ゆうちょ銀行店舗等に交付する。
- 国庫送金依頼書控^②に「委託送金（銀行払）から支払場所変更」と記入する。
- 国庫送金依頼書控は受払証票として取扱う。
- 支払場所変更請求書に処理済の旨および処理日を記入する。

受払証票は……

☞ 「後方1 計算整理、諸報告」へ  
(166 ページの (1))

① 【国庫金送金明細票、国庫金送金決済票、国庫金送金案内書の作成例】

<b>国庫金送金決済票</b> 通知書日付 令和 3 年 2 月 1 日						
<b>国庫金送金案内書</b> 通知書日付 令和 3 年 2 月 1 日						
<b>国庫金送金明細票</b> 請求書日付 令和 3 年 2 月 1 日						
払渡店名	銀行 店 □□ 郵便局	取扱店名 ○○公共職業安定所	資金の種類 類別区分 預託金	金額 ¥65000 (金融機関別合計)	番号 745	備考 円
(受取人住所氏名) ○○市○○町○○ 中野 優子						

(注意) 金額の冒頭には¥記号を記入のこと。

(用紙は、再製用として統轄店から交付されたものを使用する)

- ・ 送金請求官庁等から、当初提出を受けた国庫金送金請求書に記載されている日付、取扱店名、資金の種類を記入する。
- ・ 受取人の住所が同時に変更された場合は、支払場所変更請求書に記載されている新住所を記入する。

② 【国庫送金依頼書の作成例】

<b>国庫送金依頼書</b> (日付) ...3...2...25...															
<b>国庫送金依頼書控</b> (日付) ...3...2...25...															
ただし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">送金分</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">振込分</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">件</td> </tr> </table>	送金分	件	振込分	件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">65000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>	1	円	65000	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">65000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>	65000	円		円
送金分	件														
振込分	件														
1	円														
65000	円														
65000	円														
	円														
(依頼先) ゆうちょ銀行 △△店															
委託送金 (銀行払) から支払場所変更															

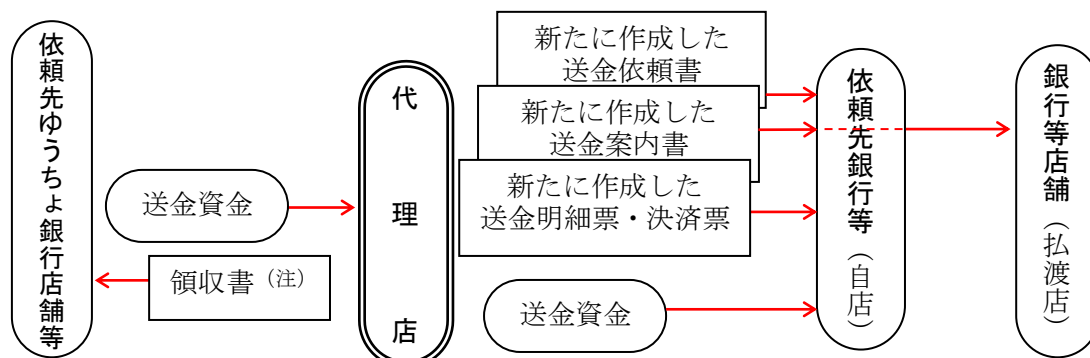
【依頼後の変更 (仕向)・支払場所変更】

(ロ) 支払場所がゆうちょ銀行の店舗または郵便局から銀行等の店舗に変更となる場合^①

A. 返れい資金の受入れ

- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から返れいを受けた送金資金が、支払場所変更請求書（62ページのロ.）の金額と一致していることを確かめる。
- 返れいを受けた資金を日本銀行の送金資金に受入れる。
- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から領収書の交付を求められたときは、適宜の領収書^②を作成し領収印を押して、依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。

① (参考) ゆうちょ銀行の店舗または郵便局から銀行等の店舗に変更となる場合の書類の流れ



(注) 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から交付を求められた場合。

② 【領収書の作成例】

(国庫送金資金返れい用)

**領 収 書** 国庫金

		円
¥65000		

上記の金額を国庫送金資金返れい分として領収しました。

(日付)

日本銀行〇〇代理店

ゆうちょ銀行△△店 御中

領収印

(書式、規格等は適宜)

(注) 収入印紙は不要。この場合、「国庫金」と記入する。

## B. 国庫送金依頼書の作成等

- 国庫金送金請求書、支払場所変更請求書により、新たに、国庫金送金明細票・決済票^(注)と国庫送金案内書とを作成^①する。

(注) 国庫金送金明細票の表面余白に「決済票」と記入し、国庫金送金明細票・決済票として取扱う（国庫金送金決済票は適宜廃棄する）。

- 国庫金送金明細票・決済票により、国庫送金依頼書^②とその控とを作成する。
- 国庫送金依頼書に国庫金送金明細票・決済票、国庫送金案内書とを添付する。

## C. 送金資金、国庫送金依頼書の交付等

- 前記A. により受入れた日本銀行の送金資金を払出し、国庫送金依頼書とともに依頼先銀行等（自店）に交付する。
- 国庫送金依頼書控^③に「委託送金（郵便局払）から支払場所変更」と記入する。
- 国庫送金依頼書控^③は受払証票として取扱う。
- 付表（明細票）、支払場所変更請求書に処理済の旨および処理日を記入する。

受払証票は……

☞ 「後方1 計算整理、諸報告」  
(166 ページの (1))

① 【国庫金送金明細票・決済票、国庫金送金案内書の作成例】

- ・ 国庫金送金明細票の表面余白に「決済票」と記入し、明細票・決済票として取扱う。

<b>国庫金送金案内書</b> 通知書日付 令和 3 年 2 月 1 日		(書式第 102 号 (2))												
<b>国庫金送金明細票・決済票</b> 請求書日付 令和 3 年 2 月 1 日														
払渡店名	× × 銀行 ○ ○ 支店 郵便局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">取扱庁名</td> <td>〇〇公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>資金の種類 類別区分</td> <td>預託金</td> </tr> </table>	取扱庁名	〇〇公共職業安定所	資金の種類 類別区分	預託金								
取扱庁名	〇〇公共職業安定所													
資金の種類 類別区分	預託金													
(受取人住所氏名)	〇〇市〇〇町〇〇 中野 優子	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: right;">¥65000</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">(金融機関別合計)</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>745</td> <td style="text-align: right;">件</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>		¥65000		(金融機関別合計)			番号	745	件	備考		円
		¥65000												
(金融機関別合計)														
番号	745	件												
備考		円												
(注意) 金額の冒頭には¥記号を記入のこと。														

- ・ 送金請求官庁等から、当初提出を受けた国庫金送金請求書に記載されている日付、取扱庁名、資金の種類を記入する。
- ・ 受取人の住所が同時に変更された場合は、支払場所変更請求書に記載されている新住所を記入する。

② 左ページのC. により交付する国庫送金依頼書の返れいをすみやかに受けることができる場合に限り、控の作成を省略してもよい。

③ 国庫送金依頼書控の作成を省略した場合は国庫送金依頼書に「委託送金（郵便局払）から支払場所変更」と記入し、受払証票として取扱う。

## ロ. 支払済の場合

依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、支払済の通知を受けたときは、次の取扱いをする。

### （イ）支払済の送金の要項確認

- 通知を受けた送金の要項（受取人名、金額等）が、支払場所変更請求書（62ページのロ.）と一致していること。

### （ロ）支払済通知書写の作成等

#### A. 支払済の通知を書面^①で受けた場合

- 支払済通知書の写を作成^②してその下部に次の事項を記入する。
  - ・ 支払済の通知文言
  - ・ 作成日
  - ・ あて先
  - ・ 代理店名
- 写を送金請求官庁等に送付する。
- 支払場所変更請求書に処理済の旨および処理日を記入し、支払済通知書を添付する。

支払済通知書を  
添付した支払場  
所変更請求書

☞ 「後方2 証票等の整理保管」  
(182 ページの1.) へ

#### B. 支払済の通知を書面以外で受けた場合〔委託送金（銀行払）に限る〕

- 通知を受けた送金の要項（受取人名、金額等）と次の事項を記入した適宜の通知書を作成し、これを送金請求官庁等に送付する。
  - ・ 支払済の通知文言
  - ・ 作成日
  - ・ あて先
  - ・ 代理店名
- 支払場所変更請求書に処理済の旨および処理日を記入する。

支払場所  
変更請求書

☞ 「後方2 証票等の整理保管」  
(182 ページの1.) へ



① 【支払済通知書の記載例】－委託送金（郵便局払）の場合－

支払済通知書			
日本銀行〇〇代理店 御中			
3. 2. 25			
ゆうちょ銀行△△店			
下記国庫送金は、2月8日付で支払済につき通知します。			
送金請求庁名	〇〇公共職業安定所	受取人	住所 氏名
			〇〇市〇〇町〇〇 中野 優子
送金通知書日付	令和3年2月1日	金 額	65,000
送金通知書番号	第745号	払 渡 店	ゆうちょ銀行〇〇店

← 送金の要項

(様式、規格等は適宜)

② 自行で調製した用紙を使用してもよい。

③ 【支払済通知書写への支払済の通知文言等の記入例】

送金通知書番号	第745号	払 渡 店	ゆうちょ銀行〇〇店
---------	-------	-------	-----------

下記国庫送金は、2月8日付で支払済につき通知します。

〇〇公共職業安定所 御中

3. 2. 25 ← 作成日

日本銀行〇〇代理店

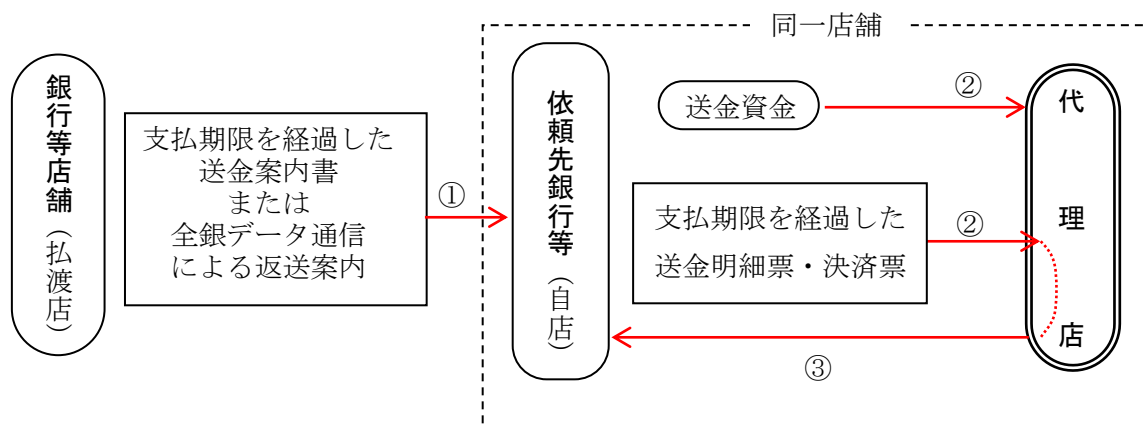
- ・ 支払済通知書写の下部に余白が少ない場合は、支払済の通知文言等を記入した付箋を付ける。

## 6. 委託送金（銀行払、郵便局払）にかかる支払期限経過による組みもどし

- 依頼先銀行等（自店）から、支払期限を経過した国庫金  
送金明細票・決済票－委託送金（銀行払）－を添え送金資  
金^①の返れいを受けたとき
  - 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、国庫送金支払期限経過  
報告書（参考書式第109号）－委託送金（郵便局払）－を  
添えて送金資金^②の返れいを受けたとき
- は、次の取扱いをする。

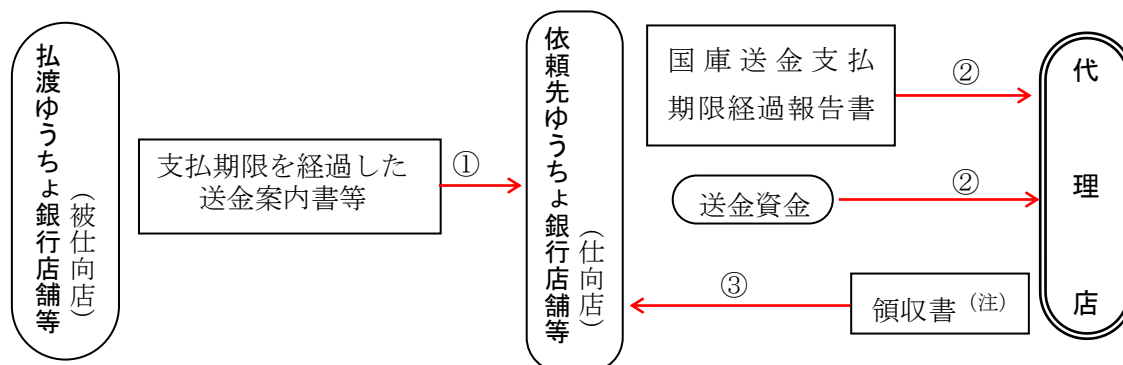
①（参考）支払期限を超過した送金資金等の流れ

－委託送金（銀行払）の場合－



② 1.（参考）支払期限を超過した送金資金等の流れ

－委託送金（郵便局払）の場合－



（注）依頼先ゆうちょ銀行店舗等から交付を求められた場合。

2. 依頼先ゆうちょ銀行店舗等からの送金資金の返れいは、ゆうちょ銀行の店舗または郵便局との間で取り決めた適宜の方法により行う。

(1) 国庫金送金明細票・決済票の確認等

区 分	確 認 方 法 等
委 託 送 金 (銀 行 払) の 場 合	○ 国庫金送金明細票・決済票^(注)に記載されている金額が、返れいを受けた送金資金^①と一致していることを確かめる（<u>日本銀行の送金資金の受払計算はしない</u>）。   （注）次の事項が記載されている。      ・ 支払期限経過の旨    ・ 依頼先銀行等（自店）の決済日
委 託 送 金 (郵便局払) の 場 合	○ 国庫送金支払期限経過報告書^②について、次の事項を確かめる。      ・ 送金の要項が該当の国庫金送金明細票と一致すること    ・ 記載の金額が返れいを受けた送金資金^①と一致すること（日本銀行の送金資金の受払計算はしない）      ○ 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から領収書の交付を求められたときは、適宜の領収書^③を作成し、領収印を押して、依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。   ○ 国庫金送金明細票に「支払期限経過」と記入する。

- ②【国庫送金支払期限経過報告書】

送金資金返れい日

- (国庫送金資金返れい用)

# 領 収 書

国庫金

			円
¥ 2 8 4 4 5			

上記の金額を国庫送金資金返れい分として領収しました。

(日付)

日本銀行〇〇代理店

領収印

ゆうちょ銀行△△店 御中

(注) 収入印紙は不要。この場合、「国庫金」と記入する。

（２）隔地払等期限経過報告書、国庫金の受入書類の作成等

- 支払期限を経過した国庫金送金明細票・決済票または国庫金送金明細票により、次表の区分に対応する組入先別に、次の書類を作成する。
- ・ 隔地払等期限経過報告書^①とその写
  - ・ 国庫金の受入書類^②（払込書等、受入済通知書等）

区 分	組 入 先		
	資金の種類	年 度	国庫金送金明細票・決済票または国庫金送金明細票に記載されている官庁の担当官
〔国庫金送金明細票・決済票または国庫金送金明細票に記載されている資金の種類〕			
〇〇年度 国税収納金整理資金	同 左	組入日の属する年度	国税収納命令官
預 託 金	同 左	―――	資金前渡官吏
保 管 金 供 託 金	同 左	―――	歳入歳出外現金出納官吏
〇 〇 公 庫 預 託 金	同 左	―――	出 納 役

① 1. 【隔地払等期限経過報告書の作成例】一預託金に組入れる場合一

(書式第103号)

隔地払等期限経過報告書						
〇〇公共職業安定所 資金前渡官吏 殿			(日付) 3.4.23			
日本銀行〇〇代理店						
送金 請求書日付	年度会計等	支出官または国税 資金支払命令官	送金明細 票 番 号	受取人氏名	金 額	払渡店(局)名
2.4.17			78	松山幸子	28,445	〇〇郵便局

- ・ 国税の場合に限り記入する。(用紙寸法A4)

2. 国庫送金支払期限経過報告書の写を作成し、当該写を隔地払等期限経過報告書の別紙として添付することにより、隔地払等期限経過報告書への送金の要項の記入に代えることができる。ただし、1枚の国庫送金支払期限経過報告書に複数官庁から請求を受けた送金明細が記載されている場合には、この取扱いを行うことができない。なお、隔地払等期限経過報告書に添付した別紙についても写を作成し、隔地払等期限経過報告書写の一部として整理保管する。

【隔地払等期限経過報告書の作成例】

一 国庫送金支払期限経過報告書の写を添付し、国税に組入れる場合一

- ・ 他官庁から請求を受けた送金明細が含まれているものは使用しない。
- ・ 送金の要項が該当の国庫金送金明細票と一致することを確認のうえ添付する。

国庫送金支払期限経過報告書(写)							別紙
隔地払等期限経過報告書							
〇〇税務署 国税収納命令官 殿			(日付) 3.4.23				
日本銀行〇〇代理店							
送金 請求書日付	年度会計等	支出官または国税資 金支払命令官	送金明細 票 番 号	受取人氏名	金 額	払渡店(局)名	
別紙の 通知書日付 のとおり	令和2年度 国税収納金 整理資金	〇〇税務署	別紙の 案内書番号 のとおり		別紙のとおり 123,456		

- ・ 国税の場合に限り記入する。
- ・ 別紙による旨を記入する。
- ・ 合計金額を記入する。

② 1. 組入先別の国庫金の受入書類(注1)

組入先の区分	受 入 書 類		書式番号
	払込書等	受入済通知書等	
国 税	国税収納金整理 資金払込書	国税収納金整理資金 組入済通知書	第105号(1)
預 託 金	払 込 書	受入済通知書	第106号
保 管 金 供 託 金	同 上(注2)	同 上	同 上
公 庫 預 託 金	同 上	組入済通知書	第109号(1) 第109号(2)

(注1) 受入書類の各書式は、本事務末尾(109ページ)に別表として収録している。

(注2) 組入先の区分が保管金および供託金の場合には、払込書の上部余白にその組入先の区分を記入する。

2. 作成例は83ページの①参照。

(3) 隔地払等期限経過報告書等の取扱い

イ. 隔地払等期限経過報告書、払込書等、受入済通知書等

区 分	取 扱 方 法
国税収納金 整理資金に 組入れるもの	○ 払込書等と受入済通知書等^①とに領収印を押す。   ○ 受入済通知書等に隔地払等期限経過報告書を添付する。   ○ 払込書等は国庫金の受入証票として取扱う。   国庫金の受入証票 } は  国庫金編（例規集 1）の 「後方 2 計算整理、諸報告」へ (248 ページの (1))    受入済通知書等 }
上記以外に 組入れるもの  (預 託 金) (保 管 金) (供 託 金) (公庫預託金)	○ 払込書により、預託金内訳帳等^②に受入れの記入をする。   預託金内訳帳等の記入は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」^③へ   ○ 払込書と受入済通知書等とに領収印^④を押す。   ○ 受入済通知書等に隔地払等期限経過報告書を添付し、送金請求官庁等に送付する。   ○ 払込書は国庫金の受入証票として取扱う。   国庫金の受入証票は……  国庫金編（例規集 1）の 「後方 2 計算整理、諸報告」へ (248 ページの (1))

ロ. 支払期限を経過した国庫金送金明細票・決済票等

- 依頼先銀行等（自店）から提出された支払期限を経過した国庫金送金明細票・決済票は、依頼先銀行等（自店）に返す。
- 国庫送金支払期限経過報告書に「処理済」および取扱日を記入する。

隔地払等期限  
経過報告書写  
国庫送金支払  
期限経過報告書

} は 

「後方 2 証票等の整理保管」  
(182 ページの 1.)

へ



① 【払込書等、受入済通知書等の作成例】－預託金の場合－

(書式第106号)

受入済通知書	払 込 書
第 号    ○○公共職業安定所 資金前渡官吏       <span>送金資金一年経過分</span> <span>円</span>    2   5 0 0     内訳別紙のとおり 上記の金額を領収しました。   年   月   日   日 本 銀 行    (領収印)   ○○公共職業安定所 資金前渡官吏 殿	第 号    ○○公共職業安定所 資金前渡官吏       <span>送金資金一年経過分</span> <span>円</span>    2   5 0 0     (注) 内訳別紙のとおり 上記の金額を払い込みました。   年   月   日   日 本 銀 行    (領収印)   日本銀行○○代理店 御中

(用紙寸法A6)

・ 記入不要

(注) 1. 払込書等には、隔地払等期限経過報告書の写を添付しない。

2. 組入先の区分が保管金および供託金の場合には、払込書の上部余白にその組入先の区分（「保管金」、「供託金」）を記入する。

② 預託金内訳帳等とは、次のものをいう。

内 訳 帳 の 名 称	記 入 資 料
預託金内訳帳	払込書（預託金の場合）
保管金内訳帳（保管金）	同 上（保管金の場合）
保管金内訳帳（供託金）	同 上（供託金の場合）
○○公庫預託金内訳帳	同 上（公庫預託金の場合）

③ 索引番号A-000【国庫金勘定事務－通常入力－現金受】参照。

④ 「払込書」（国税を除く）に限り、自行庫所定の出納印等を使用してもよい。

【依頼後の変更（仕向）・支払期限経過】

## 7. 委託送金（当座振込、郵便振替）の振込不能

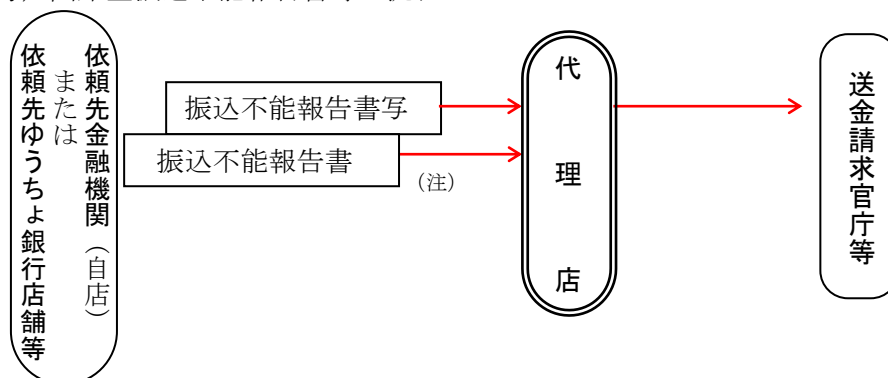
### （1）国庫金振込不能報告書とその写の提出を受けた場合

依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から国庫金振込不能報告書^①（参考書式第104号）とその写の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

#### イ. 国庫金振込不能報告書の確認

- 記載事項が整っていること。
  - ・ 依頼先金融機関（自店）から提出を受けた場合は、受取人名、金額等の記載もれがないか
  - ・ 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から提出を受けた場合は、振込の要項が付表（明細票）と一致しているか

① 1. (参考) 国庫金振込不能報告書等の流れ



(注) 受取人の預金口座等がない場合等に、依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等が代理店に提出する書類。

2. 【国庫金振込不能報告書の記載例】

・ 代理店記入欄

国庫金振込不能報告書			
(日付) 日本銀行	御中	日本銀行 ○○代理店 御中 (日付) 3.11.12 (取扱店) ゆうちょ銀行△△店	
振込不能事由 1. 該当口座なし 2. 該当店舗なし 3. 口座解約 (年 月 日) ④. その他 (名義相違)			
国庫金振込明細票等の要項		取扱庁名 ○○税務署	
(明細票日付) 令和3年11月9日			
振込先金融機関名	ゆうちょ銀行 金庫 支店	(受取人氏名)  ナカガワトクイチ 中川 徳一	
預貯金種別	普通・当座・通知・別段 (通常)		
預貯金口座番号	14570-19917651		
番号	11836 備考		
金額	¥7560		
- 国庫金振込明細票の要項の記入に代え、国庫金振込明細票を複写してもよい。    - 国庫金振込明細表により作成する場合は、受取人氏名のほか国庫金振込明細表に記載されているページ数、左欄外の整理番号を記入する。			
国庫金振込明細票等訂正請求書			
(日付) 日本銀行	御中	日本銀行 御中 (日付) (資格、官職、氏名)	
下記のとおりに訂正して下さい。			
【訂正事項（訂正事項のみ記入）】			
振込先金融機関名	銀行 金庫 店	受取人 フリガナ 氏名	
預貯金種別	普通・当座・通知・別段・	預貯金口座番号	

【依頼後の変更（仕向）・振込不能】

## ロ. 国庫金振込不能報告書の送付等

- 国庫金振込不能報告書に次の事項を記入^①し、これを送金請求官庁等へ送付する。この場合、国庫金振込不能報告書に適宜の送付書を添付し、これに同報告書枚数、日付および店名を記入したときは、各葉への記入を省略することができる。

- ・ あ て 先
- ・ 受 付 日
- ・ 代理店名

## ハ. 国庫金振込不能報告書の保管

- 国庫金振込不能報告書は、送金請求官庁等から国庫金振込請求書・付表の記載事項について訂正請求書等の提出を受けるまで保管^②する。

①【国庫金振込不能報告書写への記入例】

## 国庫金振込不能報告書

○○税務署 (日付) 3.11.12 日本銀行○○代理店	御中
------------------------------------	----

日本銀行 ○○代理店 御中  
 (日付) 3.11.12  
 (取扱店) ゆうちょ銀行△△店

振込不能事由 1. 該当口座なし 2. 該当店舗なし 3. 口座解約 ( 年 月 日 ) ④. その他 (名義相違)

### 国庫金振込明細票等の要項

取扱庁名 ○○税務署

(明細票日付) 令和3年11月9日

振込先金融機関名	ゆうちょ銀行 金庫 支店		
預貯金種別	普通・当座・通知・別段 (通称)		
預貯金口座番号	14570-19917651		
番号	11836	備考	

(受取人氏名)

ナカガワトクイチ  
中 川 徳 一

金額			¥7560
----	--	--	-------

- ・ 国庫金振込明細票の要項の記入に代え、国庫金振込明細票を複写してもよい。
- ・ 国庫金振込明細表により作成する場合は、受取人氏名のほか国庫金振込明細表に記載されているページ数、左欄外の整理番号を記入する。

## 国庫金振込明細票等訂正請求書

(日付) 日本銀行	御中
--------------	----

日本銀行 御中  
 (日付)  
 (資格、官職、氏名)

印

下記のとおり訂正して下さい。

【訂正事項 (訂正事項のみ記入)】

振込先金融機関名	銀行 金庫 店	受取人 フリガナ 氏名	
預貯金種別	普通・当座・通知・別段・	預貯金 口座番号	

② (注意) 処理済のものに混入しないようにする。

【依頼後の変更（仕向）・振込不能】

## (2) 訂正請求書等の提出を受けた場合

振込不能分について、送金請求官庁等から、国庫金振込請求書・付表の金額以外の記載事項についての訂正請求書または振込取消請求書の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

### イ. 訂正請求書の提出を受けた場合

(イ) 訂正請求書^①の確認

- 記載事項が整っていること。
  - ・ 送金請求官庁等の記名、押印があるか
  - ・ 受取人名、金額等の記載もれがないか
- 受取人名、金額等が、国庫金振込不能報告書^②と一致していること。

① 【訂正請求書の記載例】

一代理店が送付した国庫金振込不能報告書写を複写し、提出された場合

国庫金振込不能報告書									
〇〇税務署 御中   (日付) <b>3.11.12</b>   日本銀行〇〇代理店	日本銀行 〇〇代理店 御中   (日付) <b>3.11.12</b>   (取扱店) <b>ゆうちょ銀行△△店</b>   振込不能事由 ①. 該当口座なし 2. 該当店舗なし 3. 口座解約 ( 年 月 日 ) ④. その他 ( <b>名義相違</b> )								
<b>国庫金振込明細票等の要項</b>   (明細票日付) 令和 3 年 1 1 月 9 日		取扱庁名 〇〇税務署							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">振込先金融機関名</td> <td style="width: 70%;">ゆうちょ銀行 金庫 支店</td> </tr> <tr> <td>預貯金種別</td> <td>普通・当座・通知・別段 ( <b>通常</b> )</td> </tr> <tr> <td>預貯金口座番号</td> <td><b>14570-19917651</b></td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>1 1 8 3 6 備考</td> </tr> </table>	振込先金融機関名	ゆうちょ銀行 金庫 支店	預貯金種別	普通・当座・通知・別段 ( <b>通常</b> )	預貯金口座番号	<b>14570-19917651</b>	番号	1 1 8 3 6 備考	(受取人氏名)   <b>ナカガワトクイチ 中 川 徳 一</b>
振込先金融機関名	ゆうちょ銀行 金庫 支店								
預貯金種別	普通・当座・通知・別段 ( <b>通常</b> )								
預貯金口座番号	<b>14570-19917651</b>								
番号	1 1 8 3 6 備考								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">金 額</td> <td style="width: 70%; text-align: right;"><b>¥ 7 5 6 0</b></td> </tr> </table>		金 額	<b>¥ 7 5 6 0</b>						
金 額	<b>¥ 7 5 6 0</b>								
・ 国庫金振込明細票の要項の記入に代え、国庫金振込明細票を複写してもよい。   ・ 国庫金振込明細表により作成する場合は、受取人氏名のほか国庫金振込明細表に記載されているページ数、左欄外の整理番号を記入する。									

---

国庫金振込明細票等訂正請求書									
御中   (日付)   日本銀行	日本銀行 〇〇代理店 御中   (日付) <b>3.11.15</b>   (資格、官職、氏名)   <b>国税資金支払命令官</b>   〇〇税務署長 松本 正								
下記のとおりに訂正して下さい。									
【訂正事項（訂正事項のみ記入）】									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">振込先金融機関名</td> <td style="width: 40%;">銀行 金庫 店</td> <td style="width: 30%;">受取人氏名</td> <td style="width: 10%;"><b>ナカヤマ トクイチ 中 山 徳 一</b></td> </tr> <tr> <td>預貯金種別</td> <td>普通・当座・通知・別段・</td> <td>預貯金口座番号</td> <td></td> </tr> </table>	振込先金融機関名	銀行 金庫 店	受取人氏名	<b>ナカヤマ トクイチ 中 山 徳 一</b>	預貯金種別	普通・当座・通知・別段・	預貯金口座番号		印
振込先金融機関名	銀行 金庫 店	受取人氏名	<b>ナカヤマ トクイチ 中 山 徳 一</b>						
預貯金種別	普通・当座・通知・別段・	預貯金口座番号							
「処理済」 3. 1 1. 1 5									

代理店の記入事項

送金請求官庁等届出の  
印鑑票どおり記名、押印  
される

② (参考) 依頼先金融機関 (自店) または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から提出を受けているもの (前記 (1) ハ. 参照)。

【依頼後の変更 (仕向) ・振込不能】

(ロ) 訂正請求書等の作成等

A. 依頼先の金融機関の変更を要しない場合

振込先店舗に変更がないとき、同一金融機関の他の店舗に変更されたときまたは依頼先金融機関から振込できる他の金融機関店舗に変更されたときは、次の取扱い^①をする。

○ 訂正請求書の写を作成^②してその余白に次の事項を記入する。

- ・ 訂正依頼文言
  - ・ 作成日
  - ・ あて先
  - ・ 代理店名
- } ^③

○ 写を依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に送付する。

○ 付表（明細票）（委託送金（郵便振替）の場合に限る）、訂正請求書、国庫金振込不能報告書に処理済の旨および処理日を記入^④する。

訂正請求書  
国庫金振込  
不能報告書 } は

☞ 「後方2 証票等の整理保管」へ  
(182 ページの1.)



- ① (参考) 新、旧の振込先がいずれもゆうちょ銀行以外の金融機関の場合は、依頼先金融機関（自店）が振込先の変更の手続を行うことになるので送金資金は返れいされない。
- ② 委託送金（当座振込）の場合は、写の作成を省略して依頼先金融機関（自店）に訂正請求書を提示してもよい。

③ 【訂正請求書写の作成例】

—代理店が送付した国庫金振込不能報告書写を複写し、提出された場合

番号	11836	備考	
金額	¥7560		

・ 国庫金振込明細票の要項の記入に代え、国庫金振込明細票を複写してもよい。

・ 国庫金振込明細表により作成する場合は、受取人氏名のほか国庫金振込明細表に記載されているページ数、左欄外の整理番号を記入する。

**国庫金振込明細票等訂正請求書**

ゆうちょ銀行△△店 御中 (日付) 3.11.15 日本銀行〇〇代理店	日本銀行 〇〇代理店 御中 (日付) 3.11.15 (資格、官職、氏名) 国税資金支払命令官 〇〇税務署長 松本 正
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

下記のとおりに訂正して下さい。

【訂正事項（訂正事項のみ記入）】

振込先 金融機関名	銀行 金庫	受取人 フリガナ 氏名	ナカヤマ トクイチ 中山 徳一
預貯金種別	普通・当座・通知・別段・	預貯金 口座番号	

代理店の記入事項

- ④ 1. 委託送金（当座振込）分の付表（明細票）への処理済の旨および処理日の記入は、依頼先金融機関（自店）が行うことになる。
2. 国庫金振込不能報告書を訂正請求書に添付した場合は、国庫金振込不能報告書への処理済の旨および処理日の記入は、省略してもよい。

B. 依頼先の金融機関の変更を要する場合

旧振込先が依頼先金融機関（自店）から振込できる金融機関で新振込先がゆうちょ銀行となる場合、または旧振込先がゆうちょ銀行で新振込先が依頼先金融機関（自店）から振込できる金融機関に変更される場合－委託送金（当座振込）から委託送金（郵便振替）への変更または委託送金（郵便振替）から委託送金（当座振込）への変更－は、次の取扱い^①をする。

○ 訂正請求書により、次の事項を記入した適宜の書面を作成する^②。

- ・ 送金資金の返れい依頼文言
  - ・ 振込の要項
  - ・ 作成日
  - ・ あて先
  - ・ 代理店名
- } ^③

○ 書面を依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に送付する。

○ 訂正請求書は、依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から送金資金の返れいを受けるまで保管する。

① 依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等が振込先変更の手続を行うことができないため、送金資金の返れいを受け、改めて委託送金（当座振込または郵便振替）を依頼することになる。

② 1. 自行で調製した用紙を使用してもよい。

2. （注意）委託送金（当座振込）の場合は、書面の作成を省略して依頼先金融機関（自店）に訂正請求書を提示してもよいが、その際は送金資金返れいを確実に依頼すること。

③ 【送金資金の返れい依頼文言等を記入^{（注）}した書面の作成例】

（注） 振込の要項の記入に代え、送金請求官庁等から提出を受けた訂正請求書を複写してもよいが、この場合、依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等にとって事務取扱い上必要のない振込先変更後の振込の要項が記載されている訂正請求書の下部は複写しないこと。

—— 振込の要項の記入に代え、送金請求官庁等から提出を受けた訂正請求書の上部を複写し作成した場合

（日付） 3.12.3   ゆうちょ銀行△△店 御中   日本銀行〇〇代理店   国庫金振込の取消について   下記の国庫金振込を取消しますので、送金資金を返れいして下さい。																								
<b>国庫金振込不能報告書</b>																								
〇〇税務署 御中   （日付） <b>3.11.12</b>   日本銀行〇〇代理店	日本銀行 〇〇代理店 御中   （日 付） <b>3.11.12</b>   （取扱店） ゆうちょ銀行△△店																							
振込不能事由 ①. 該当口座なし 2. 該当店舗なし 3. 口座解約（ 年 月 日） ④. その他（<b>名義相違</b>）																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>国庫金振込明細票等の要項</b></td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">                 取扱庁名 <b>〇〇税務署</b> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（明細票日付） 令和 3 年 1 1 月 9 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">振込先金融機関名</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">                 ゆうちょ銀行                  金庫 支店             </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">預貯金別種</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">                 普通・当座・通知・別段 <b>（通常）</b> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">預貯金口座番号</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <b>14570-19917651</b> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">番号</td> <td style="padding: 5px;"> <b>1 1 8 3 6</b> </td> <td style="padding: 5px;">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">金 額</td> <td style="padding: 5px;"> <b>¥ 7 5 6 0</b> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>    （受取人氏名）   ナカガワトクイチ 中 川 徳 一		<b>国庫金振込明細票等の要項</b>		取扱庁名 <b>〇〇税務署</b>	（明細票日付） 令和 3 年 1 1 月 9 日			振込先金融機関名	ゆうちょ銀行 金庫 支店		預貯金別種	普通・当座・通知・別段 <b>（通常）</b>		預貯金口座番号	<b>14570-19917651</b>		番号	<b>1 1 8 3 6</b>	備考	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">金 額</td> <td style="padding: 5px;"> <b>¥ 7 5 6 0</b> </td> </tr> </table>			金 額	<b>¥ 7 5 6 0</b>
<b>国庫金振込明細票等の要項</b>		取扱庁名 <b>〇〇税務署</b>																						
（明細票日付） 令和 3 年 1 1 月 9 日																								
振込先金融機関名	ゆうちょ銀行 金庫 支店																							
預貯金別種	普通・当座・通知・別段 <b>（通常）</b>																							
預貯金口座番号	<b>14570-19917651</b>																							
番号	<b>1 1 8 3 6</b>	備考																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">金 額</td> <td style="padding: 5px;"> <b>¥ 7 5 6 0</b> </td> </tr> </table>			金 額	<b>¥ 7 5 6 0</b>																				
金 額	<b>¥ 7 5 6 0</b>																							
・ 国庫金振込明細票の要項の記入に代え、国庫金振込明細票を複写してもよい。     ・ 国庫金振込明細表により作成する場合は、受取人氏名のほか国庫金振込明細表に記載されているページ数、左欄外の整理番号を記入する。																								

【依頼後の変更（仕向）・振込不能】

(ハ) 送金資金の返れいを受けた場合

依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、送金資金－委託送金（当座振込、郵便振替）－の返れい^①を受けたときは、次の取扱いをする。

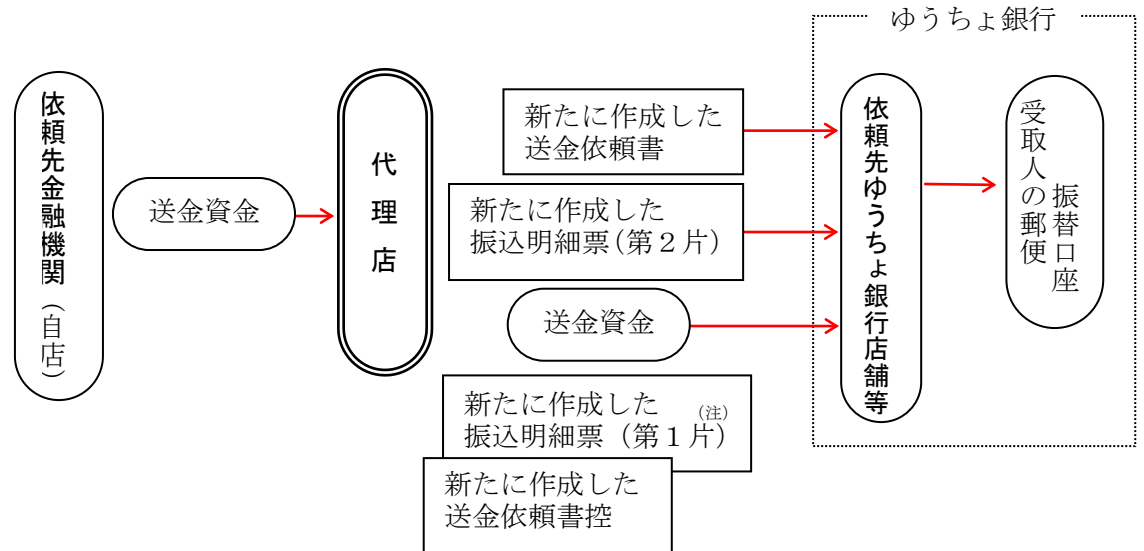
A. 委託送金（当座振込）から委託送金（郵便振替）に変更する場合^②

（A）返れい資金の受入れ

- 依頼先金融機関（自店）から返れいを受けた送金資金が、訂正請求書の金額と一致していることを確かめる。
- 返れいを受けた資金を日本銀行の送金資金に受入れる。

① 委託送金（郵便振替）の場合は、ゆうちょ銀行の店舗または郵便局との間で取り決めた適宜の方法により資金の返れいを受ける。

② （参考） 委託送金（当座振込）から委託送金（郵便振替）に変更となる場合の書類等の流れ



（注）振込明細票は、送金依頼書控に添付し、代理店で保管する。

(B) 国庫送金依頼書の作成等

- 国庫金振込請求書、訂正請求書により、新たに国庫金振込明細票^①を作成する。
- 国庫金振込明細票により、国庫送金依頼書とその控とを作成^②する。
- 国庫送金依頼書に国庫金振込明細票（第2片）を、国庫送金依頼書控に国庫金振込明細票（第1片）をそれぞれその内訳として添付する。

(C) 送金資金、国庫送金依頼書の交付等

- 前記（A）により受入れた日本銀行の送金資金を払出し、ゆうちょ銀行の店舗または郵便局との間で取り決めた適宜の方法により交付する。
- 国庫送金依頼書は依頼先ゆうちょ銀行店舗等に交付する。
- 国庫送金依頼書控に「委託送金（当座振込）から振込先変更」^②と記入する。
- 国庫送金依頼書控は受払証票として取扱う。

受払証票は

☞ 「後方1 計算整理、諸報告」  
(166 ページの (1)) へ

- 訂正請求書、国庫金振込不能報告書に処理済の旨および処理日を記入^③する。

訂正請求書  
国庫金振込  
不能報告書 } は

☞ 「後方2 証票等の整理保管」  
(182 ページの 1.) へ

① 1. 【国庫送金明細票の作成例】

<b>国庫金振込明細票</b>				取扱庁名 〇〇税務署	振B
令和3年11月9日				資金の種類 令和3年度国税	

<b>国庫金振込明細票</b>				取扱庁名 〇〇税務署	振A
令和3年11月9日				資金の種類 令和3年度国税	
資金の種別区分 収納金整理資金				(受取人氏名)  タカオ ミドリ 高尾 みどり	
振込先金融機関名	ゆうちょ銀行 金庫 店				
預貯金種別	普通・当座・通知・別段・定期				
預貯金口座番号	12340-12345671				
番号	118	備考			
(注) 金額の冒頭には¥記号を記入のこと。				(金融機関別合計) 件 円	
金額	¥17560				

(用紙は、取組店用として統轄店から交付されたものを使用する<振Cは適宜廃棄>)

- ・ 送金請求官庁から、当初提出を受けた国庫金振込請求書に記載されている日付、取扱庁、資金の種類を記入する。

2. 国税還付金にかかる振込であっても、一般用の国庫金振込明細票（参考書式番号第102号（2）（3））の用紙を使用する。

② 【国庫送金依頼書・同控の作成例】

<b>国庫送金依頼書</b>				(日付) 3. 11. 16	
----------------	--	--	--	----------------	--

<b>国庫送金依頼書控</b>				(日付) 3. 11. 16	
		件 1	円 17560		
ただし	送金分	件	円		
	振込分				
(依頼先) ゆうちょ銀行 △△店					
委託送金（当座振込）から振込先変更					

③ 国庫金振込不能報告書を訂正請求書に添付した場合は、国庫金振込不能報告書への処理済の旨および処理日の記入は、省略してもよい。

【依頼後の変更（仕向）・振込不能】

B. 委託送金（郵便振替）から委託送金（当座振込）に変更する場合^①

（A）返れい資金の受入れ

- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から返れいを受けた送金資金が、訂正請求書の金額と一致していることを確かめる。
- 返れいを受けた資金を日本銀行の送金資金に受入れる。
- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から領収書の交付を求められたときは、適宜の領収書^②を作成し領収印を押して、依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。

（B）国庫送金依頼書の作成等

- 国庫金振込請求書、訂正請求書により、新たに国庫金振込明細票^③を作成する。
- 国庫金振込明細票により、国庫送金依頼書^④とその控とを作成する。
- 国庫送金依頼書に国庫金振込明細票（第1片、第2片）を添付する。

（C）送金資金、国庫送金依頼書の交付等

- 前記（A）により受入れた日本銀行の送金資金を払出し、国庫送金依頼書とともに依頼先金融機関（自店）に交付する。
- 国庫送金依頼書控^⑤に「委託送金（郵便振替）から振込先変更」と記入する。
- 国庫送金依頼書控^⑤は受払証票として取扱う。

受払証票は

☞「後方1 計算整理、諸報告」へ  
(166 ページの(1))

- 当初の付表（明細票）、訂正請求書、国庫金振込不能報告書に処理済の旨および処理日を記入^⑥する。

訂正請求書  
国庫金振込  
不能報告書 } は

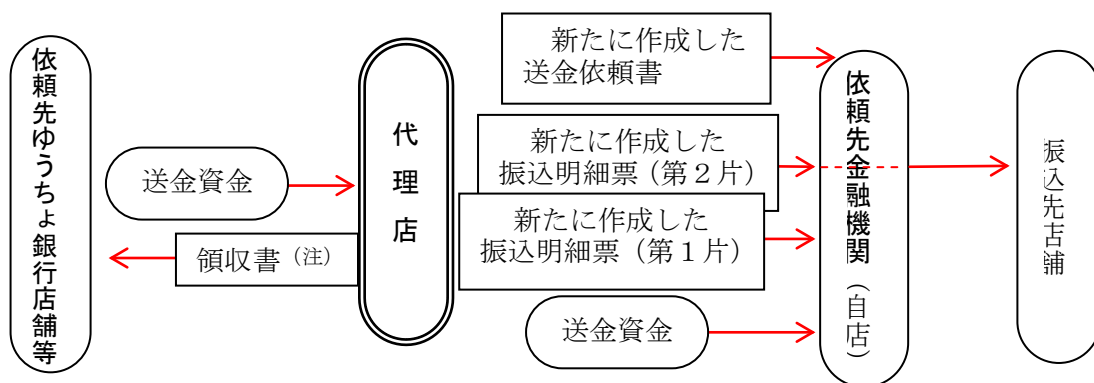
☞「後方2 証票等の整理保管」へ  
(182 ページの1.)

ロ. 振込取消請求書の提出を受けた場合

- 後記8. 「取消請求による組みもどし」（88ページ）により取扱う。



- ①（参考）委託送金（郵便振替）から委託送金（当座振込）に変更となる場合の書類等の流れ



（注）依頼先ゆうちょ銀行店舗等から交付を求められた場合。

② 【領収書の作成例】

（国庫送金資金返れい用）

領 収 書			国庫金
		円	
		¥44600	

上記の金額を国庫送金資金返れい分として領収しました。

（日付）

日本銀行〇〇代理店

ゆうちょ銀行△△店 御中

領収印

（書式、規格等は適宜）

（注）収入印紙は不要。この場合、「国庫金」と記入する。

- ③ 1. 作成例は前記A.（B）の注意事項（右ページ）①を参照。
2. 国税還付金にかかる振込であっても、一般用の国庫金振込明細票（参考書式番号第102号（2）（3））の用紙を使用する。
- ④ 左ページの（C）により交付する国庫送金依頼書の返れいをすみやかに受けることができる場合に限り、控の作成を省略してもよい。
- ⑤ 国庫送金依頼書控の作成を省略した場合は国庫送金依頼書に「委託送金（郵便振替）から振込先変更」と記入し、受払証票として取扱う。
- ⑥ 国庫金振込不能報告書を訂正請求書に添付した場合は、国庫金振込不能報告書への処理済の旨および処理日の記入は、省略してもよい。

## 8. 委託送金（銀行払、郵便局払、当座振込、郵便振替）にかかる取消請求による組みもどし

### （１）国庫金送金又は振込取消請求書等の提出を受けた場合

送金請求官庁等から、国庫金送金又は振込取消請求書^①（以下「取消請求書」という）等の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

#### イ. 取消請求書の確認等

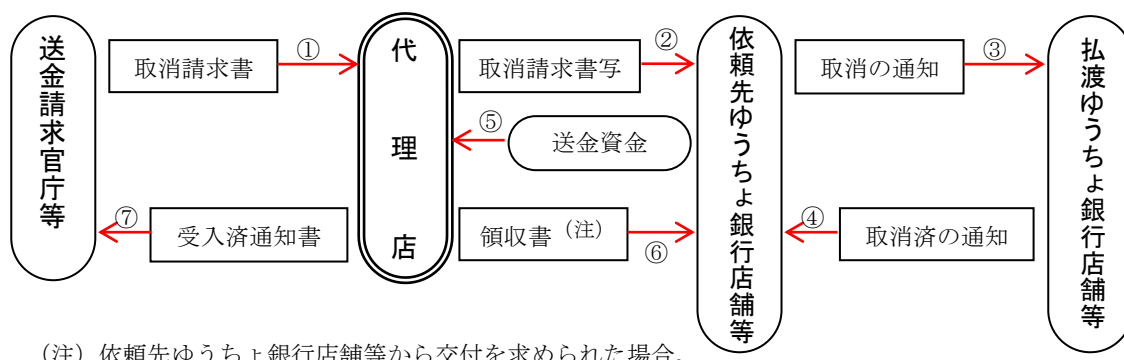
○ 次表により、取消請求書の名称およびその請求者名を確かめる。

（ ）内参考書式番号

取 消 請 求 書 の 名 称	請 求 者 名	
	添付書類の名称	
国庫金送金又は振込 取消請求書 －国税の場合－ (第105号)	納 入 告 知 書 (国庫金編の参考書式 第10号)	国税資金支払命令官
国庫金送金又は振込 取消請求書 －預託金の場合－		資金前渡官吏
保管金 －供託金の場合－ (第106号)		歳入歳出外現金出納官吏
特別調達資金振込 取消請求書 (第107号)		特別調達資金出納官吏
公庫預託金送金又は 振込取消請求書 (第108号)		公庫出納役

取消請求書の確認等

① 1. (参考) 取消請求書等の流れ —委託送金(郵便局払)の場合—



2. 【国庫金送金又は振込取消請求書の記載例】 —預託金へ組みもどす場合—

国庫金送金又は振込取消請求書	受入済通知書																				
(番 号) 5	年 月 日																				
令和3年6月10日	(出納官吏あて)																				
日本銀行〇〇代理店あて	日本銀行 店																				
資金前渡官吏 〇〇公共職業安定所長 松本 正 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">印</span>	下記の金額の(送金又は振込)を取消し、 年 月 日に預託金に受入済につき通知します。																				
下記の金額の(送金又は振込)を取消し、当 該金額を預託金に受入れられたい。																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">国庫金の送金又は振込の請求書の名称、日付及び番号</td> <td style="width: 50%;">国庫金送金請求書 3. 6. 1 245</td> </tr> <tr> <td>受取人の氏名又は名称</td> <td>吉田 久美</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>35, 114 円</td> </tr> <tr> <td>払渡又は振込先金融機関店 舗 名</td> <td>〇〇郵便局</td> </tr> <tr> <td>小 切 手 の 番 号</td> <td>724</td> </tr> </table>	国庫金の送金又は振込の請求書の名称、日付及び番号	国庫金送金請求書 3. 6. 1 245	受取人の氏名又は名称	吉田 久美	金 額	35, 114 円	払渡又は振込先金融機関店 舗 名	〇〇郵便局	小 切 手 の 番 号	724	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">国庫金の送金又は振込の請求書の名称、日付及び番号</td> <td style="width: 50%;">国庫金送金請求書 3. 6. 1 245</td> </tr> <tr> <td>受取人の氏名又は名称</td> <td>吉田 久美</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>35, 114 円</td> </tr> <tr> <td>払渡又は振込先金融機関店 舗 名</td> <td>〇〇郵便局</td> </tr> <tr> <td>小 切 手 の 番 号</td> <td>724</td> </tr> </table>	国庫金の送金又は振込の請求書の名称、日付及び番号	国庫金送金請求書 3. 6. 1 245	受取人の氏名又は名称	吉田 久美	金 額	35, 114 円	払渡又は振込先金融機関店 舗 名	〇〇郵便局	小 切 手 の 番 号	724
国庫金の送金又は振込の請求書の名称、日付及び番号	国庫金送金請求書 3. 6. 1 245																				
受取人の氏名又は名称	吉田 久美																				
金 額	35, 114 円																				
払渡又は振込先金融機関店 舗 名	〇〇郵便局																				
小 切 手 の 番 号	724																				
国庫金の送金又は振込の請求書の名称、日付及び番号	国庫金送金請求書 3. 6. 1 245																				
受取人の氏名又は名称	吉田 久美																				
金 額	35, 114 円																				
払渡又は振込先金融機関店 舗 名	〇〇郵便局																				
小 切 手 の 番 号	724																				

送金請求官庁等

訂正印は不要

(届出の印鑑票どおり  
記名、押印される)

【依頼後の変更(仕向)・取消】

- 取消請求書の記載事項が整っていることを確かめる。
  - ・ 送金請求官庁等の記名、押印があるか
  - ・ 金額に訂正^①、改ざんがないか
  - ・ 受取人名、払渡店名等の記載もれがないか
  - ・ 各片の記載事項が一致しているか
- 取消請求書に返納金納入告知書または納入告知書が添付されている場合は、次の事項を確かめる。
  - ・ 取消請求書の金額が添付書類と一致しているか
  - ・ 添付書類の金額に訂正、改ざんがないか
  - ・ 添付書類の各片の記載事項が一致しているか
- 取消請求書に記載されている受取人名、金額等が、国庫金送金明細票（委託送金（郵便局払）の場合のみ）または国庫金振込不能報告書^②と一致していることを確かめる。

① 金額以外の記載事項の訂正は、請求者の訂正印（届出のもの）があればよい。

②（参考） 委託送金（当座振込、郵便振替）の振込不能の場合に、依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から提出を受けているもの（86ページのハ.）。

## ロ. 取消請求書写の作成等

- 取消請求書の写を作成^①してその下部に次の事項を記入する。
  - ・ 送金資金の返れい依頼文言
  - ・ 作成日
  - ・ あて先
  - ・ 代理店名
- 写を依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に送付する。
- 取消請求書と添付書類は、依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から送金資金の返れい等（94ページの（2））を受けるまで保管する。

- ① 1. 自行で調製した用紙を使用してもよい。
2. 委託送金（銀行払、当座振込）の場合は、写の作成を省略して依頼先金融機関（自店）に取消請求書を提示してもよい。

② 【取消請求書写への送金資金の返れい依頼文言等の記入例】

払渡又は振込先金融 機 関 店 舗 名	△△郵便局
小 切 手 の 番 号	7 2 4

上記国庫送金が取消となりましたので、送金  
資金をお返してください。なお、支払済の場合は、  
その旨および支払日を回報してください。

ゆうちょ銀行△△店 御中

3. 6. 10

日本銀行〇〇代理店

作成日

- ・ 取消請求書写の下部に余白が少  
ない場合は、送金資金返れい依頼  
文言等を記入した付箋を付ける。

(2) 送金資金の返れい等を受けた場合

イ. 未払いの場合

- 依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等^①から、送金資金の返れいを受けたときは、次の取扱いをする。

(イ) 送金資金の確認等

区 分	確 認 方 法 等
委 託 送 金 〔 銀 行 払 〕 〔 当 座 振 込 〕 の 場 合	○ 依頼先金融機関（自店）から返れいを受けた送金資金 ^② が、取消請求書（92ページのロ．）の金額と一致していることを確かめる（ <u>日本銀行の送金資金の受払計算はしない</u> ）。
委 託 送 金 〔 郵 便 局 払 〕 〔 郵 便 振 替 〕 の 場 合	○ 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から返れいを受けた送金資金^②が、取消請求書（92ページのロ．）の金額と一致することを確認する（<u>日本銀行の送金資金の受払計算はしない</u>）。    ○ 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から領収書の交付を求められたときは、適宜の領収書^③を作成し、領収印を押して、依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。    ○ 付表（明細票）に「取消」と記入する。



① 依頼先ゆうちょ銀行店舗等からの送金資金の返れいは、ゆうちょ銀行の店舗または郵便局との間で取り決めた適宜の方法により行う。

②（参考）返れいを受けた送金資金は、領収控または取消請求書（96ページの（ロ））により国庫金に受入れることになる。

③ 【領収書の作成例】

(国庫送金資金返れい用)			
領 収 書			国庫金
		円	
		¥ 3 5 1 1 4	
上記の金額を国庫送金資金返れい分として領収しました。			
(日付)			
日本銀行〇〇代理店			領収印
<u>ゆうちょ銀行△△店</u> 御中			

(書式、規格等は適宜)

(注) 収入印紙は不要。この場合、「国庫金」と記入する。

添付書類があるもの

(ロ) 取消請求書等の取扱い

A. 取消請求書に添付書類があるもの

添付書類 の 名 称	取 扱 方 法
納入告知書 〔 国 税 の 場 合 〕	○ 納入告知書の各片に領収印を押す。   ○ 領収控に取消請求書と領収証書とを添付する。   ○ 領収控は国庫金の受入証票として取扱う。   国庫金の受入 証票 領収済通知書   は   国庫金編（例規集1）の 「後方2 計算整理、諸報告」へ (248 ページの (1))



添付書類がないもの

B. 取消請求書に添付書類がないもの

区 分	取 扱 方 法
預 託 金 保 管 金 供 託 金 特別調達資金 公庫預託金	○ 取消請求書と受入済通知書とに領収印^①を押す。   ○ 取消請求書により、預託金内訳帳等^②に受入れの記入をする。   預託金内訳帳等の記入は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」^③へ   ○ 受入済通知書を送金請求官庁等に送付する。   ○ 取消請求書は国庫金の受入証票として取扱う。   国庫金の受入証票は   国庫金編（例規集1）の 「後方2 計算整理、諸報告」へ （248 ページの（1））

(ハ) 国庫金振込不能報告書の取扱い

- 国庫金振込不能報告書^④に処理済の旨および処理日を記入する。

国庫金振込  
不能報告書 } は

「後方2 証票等の整理保管」へ  
(182 ページの1.)

① 取消請求書に限り、自行庫所定の出納印等を使用してもよい。

② 預託金内訳帳等とは、次のものをいう。

内 訳 帳 の 名 称	記 入 資 料
預託金内訳帳	国庫金送金又は振込取消請求書 (預託金の場合)
保管金内訳帳 (保管金)	同 上 (保管金の場合)
保管金内訳帳 (供託金)	同 上 (供託金の場合)
特別調達資金内訳帳	特別調達資金振込取消請求書 (注)
〇〇公庫預託金内訳帳	公庫預託金送金又は振込取消請求書

(注) 特別調達資金出納官吏が取消請求をする場合に限り、使用される。

③ 索引番号 A-000【国庫金勘定事務－通常入力－現金受】参照。

④ (参考) 委託送金 (当座振込、郵便振替) の振込不能の場合に、依頼先金融機関 (自店) または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から提出を受けているもの (86ページのハ.)。

## ロ. 支払済の場合

依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、支払済の通知－委託送金（銀行払、郵便局払）－を受けたときは、次の取扱いをする。

### （イ）支払済の送金の要項確認

- 通知を受けた送金の要項（受取人名、金額等）が、取消請求書（92ページのロ.）と一致していること。

### （ロ）支払済通知書写の作成等

#### A. 支払済の通知を書面^①で受けた場合

- 支払済通知書の写を作成^②してその下部に次の事項を記入する。
  - ・ 支払済の通知文言
  - ・ 作成日
  - ・ あて先
  - ・ 代理店名
- 写に取消請求書（添付書類を含む）を添付し、送金請求官庁等に送付する。
- 支払済通知書に処理済の旨および処理日を記入する。

支払済通知書は

☞ 「後方2 証票等の整理保管」  
(182 ページの1.)

① 【支払済通知書の記載例】－委託送金（郵便局払）の場合－

支払済通知書			
日本銀行〇〇代理店 御中			
3. 2. 25			
ゆうちょ銀行△△店			
下記国庫送金は、2月8日付で支払済につき通知します。			
送金請求庁名	〇〇公共職業安定所	受取人	住所 〇〇市〇〇町〇〇
		氏名	中野 優子
送金通知書日付	令和3年2月1日	金額	65,000
送金通知書番号	745	払渡店	〇〇郵便局

← 送金の要項

(様式、規格等は適宜)

② 自行で調製した用紙を使用してもよい。

③ 【支払済通知書写への支払済の通知文言等の記入例】

送金通知書番号	745	払渡店	〇〇郵便局
---------	-----	-----	-------

上記国庫送金は、2月8日付で支払済につき通知します。

〇〇公共職業安定所 御中

3. 2. 25 ← 作成日

日本銀行〇〇代理店

- ・ 支払済通知書写の下部に余白が少ない場合は、支払済の通知文言等を記入した付箋を付ける。

B. 支払済の通知を書面以外で受けた場合〔委託送金（銀行払）に限る〕

- 通知を受けた送金の要項（受取人名、金額等）と次の事項を記入した適宜の通知書を作成する。
  - ・ 支払済の通知文言
  - ・ 作成日
  - ・ あて先
  - ・ 代理店名
- 上記の通知書に取消請求書（添付書類を含む）を添付し、送金請求官庁等に送付する。





## 9. 送金事項の訂正

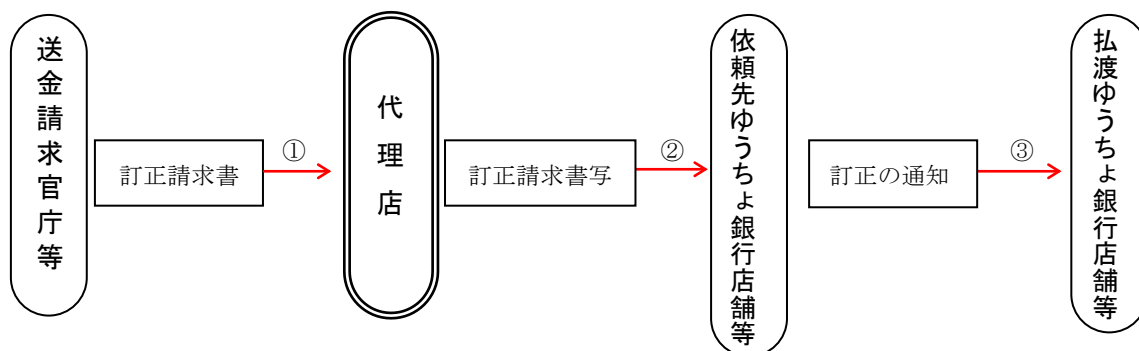
送金請求官庁等から、国庫金送金請求書・付表の金額および支払場所^①以外の記載事項について、訂正請求書^②の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

### (1) 訂正請求書の確認

- 記載事項が整っていること。
  - ・ 送金請求官庁等の記名、押印があるか
  - ・ 受取人名、金額等の記載もれがないか
- 払渡店名欄がゆうちょ銀行の店舗または郵便局の場合は、送金の要項が国庫金送金明細票と一致していること。

- ① 支払場所変更と住所変更が同時に行われる場合は、前記5.「支払場所変更」(60ページ)により取扱う。

② 1. (参考) 訂正請求書等の流れ — 委託送金(郵便局払)の場合 —



2. 【訂正請求書の記載例】

○国庫金送金請求書等訂正願  
国庫送金支払停止願  
国庫金送金通知書再発行通知書

第120号

日本銀行〇〇代理店 御中

平成20年2月12日

資金前渡官吏〇〇公共職業安定所長  
松本 正 印

①. 下記国庫金送金明細票の記載事項中 山上 明  
とあるのを 山本 明 と訂正してください。

2. 下記国庫金送金通知書の支払いを停止してください。

3. 下記国庫金送金通知書を平成 年 月 日に再発行したので通知します。

記

送金請求書付日	平成20年2月1日	払渡店名	〇〇郵便局
国庫金送金通知書等番号	第1745号	金額	22,000
受取人氏名	山上 明	受取人住所	〇〇市〇〇町〇〇

「処理済」20. 2. 12

送金請求官庁等  
(届出の印鑑票  
どおり記名、  
押印される)

・訂正印は不要

代理店の記入事項

(様式、規格等は適宜)

【依頼後の変更(仕向)・記載事項の訂正】

## (2) 訂正請求書の作成等

- 訂正請求書の写を作成^①してその下部に次の事項を記入する。
  - ・ 訂正依頼文言
  - ・ あ て 先
  - ・ 作 成 日
  - ・ 代 理 店 名
- 写を依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に送付する。
- 訂正請求書に処理済の旨および処理日を記入^③する。

訂正請求書は

☞ 「後方2 証票等の整理保管」  
(182 ページの1.)

- ① 1. 自行で調製した用紙を使用してもよい。
2. 委託送金（銀行払）の場合は、写の作成を省略して依頼先金融機関（自店）に訂正請求書を提示してもよい。

② 【訂正請求書写への訂正依頼文言等の記入例】

受取人氏名	山上 明	受取人住所	〇〇市〇〇町〇〇
-------	------	-------	----------

上記のとおり訂正してください。

ゆうちょ銀行△△店 御中      20. 2. 12      ← 作成日

日本銀行〇〇代理店

- ・ 依頼先金融機関（自店）に送付するものは〇〇銀行〇〇店と記入する。
- ・ 訂正請求書写の下部に余白が少ない場合は、訂正依頼文言等を記入した付箋を付ける。

③ 訂正請求書への記載例は前記②の2参照。



別表

(書式第 105 号 (1))

国税収納金整理資金組入済通知書			国税収納金整理資金払込書				
第	号	年度	取扱庁	第	号	年度	取扱庁
金 <span style="float: right;">円</span>    隔地払等期限経過 内訳別紙のとおり 上記の金額を組み入れました。   年    月    日 日本銀行（何店） 国税収納命令官    殿				金 <span style="float: right;">円</span>    隔地払等期限経過 内訳別紙のとおり 上記の金額を払い込みました。   年    月    日 日本銀行（何店） 日本銀行（何店）宛			

(用紙寸法 A 6)

【依頼後の変更（仕向）・払込書等】

(書式第 106 号)

受 入 済 通 知 書		払 込 書	
第 号	何庁出納官吏及び出納官吏代理	第 号	何庁出納官吏及び出納官吏代理
円		円	
送金資金一年経過分（又は何々）   内訳別紙のとおり   上記の金額を領収しました。   年 月 日   日本銀行（何店）   何庁出納官吏及び出納官吏代理あて		送金資金一年経過分（又は何々）   内訳別紙のとおり   上記の金額を払い込みました。   年 月 日   日本銀行（何店）   日本銀行（何店）あて	

(用紙寸法 A 6)

備考 1. 隔地払等一箇年期限経過の場合は隔地払等期限経過報告書を添付する。

2. 外国送金為替過剰金の場合は外国送金取組過剰額内訳書を添付する。

(参考) 「預託金」、「保管金」、「供託金」の区分をそれぞれ表示するとよい。



払 込 書

第 号	何公庫何支店 出納役
金	円

送金資金一年経過分、外国送金取消売却代り金（又は外国送金取組過剰額）

内訳別紙の通り

上記の金額を払い込みました。

年 月 日

日 本 銀 行（何店）

日 本 銀 行（何店）宛

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 6 とする。

（書式第 109 号（2））

組 入 済 通 知 書

第 号	何公庫何支店 出納役
金	円

送金資金一年経過分（又は外国送金取組過剰額）

内訳別紙の通り

上記の金額を組み入れました。

年 月 日

日 本 銀 行（何店）

（ 出 納 役 ）

殿

用紙の大きさは、日本産業規格A列6とする。

### 窓口 3 日銀送金（銀行払）の支払い等 （被仕向店事務）

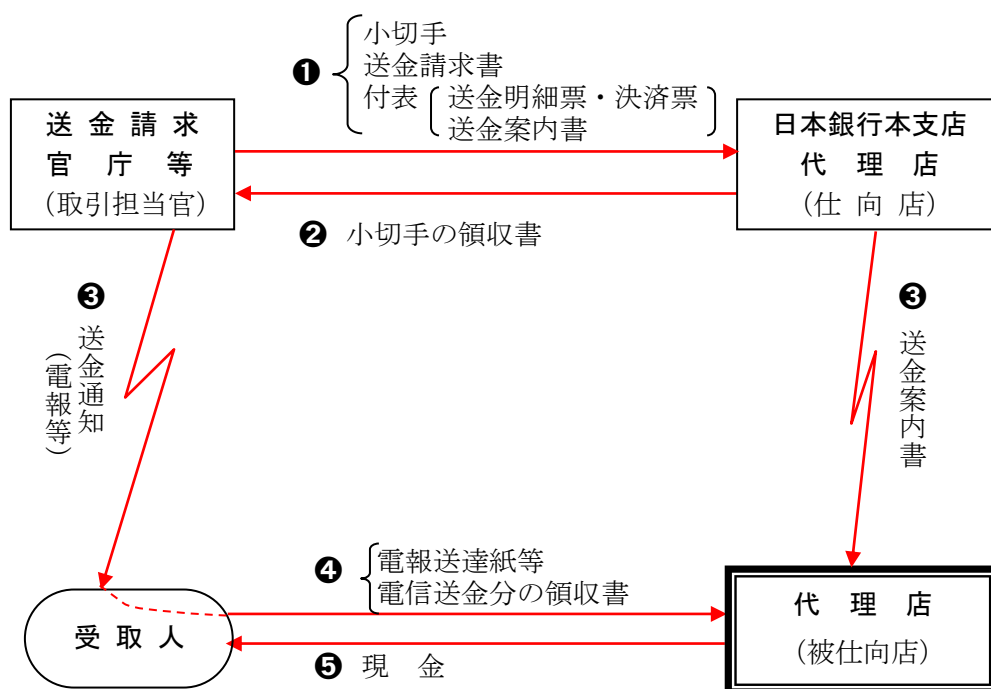
- 支払い等とは、代理店が日本銀行本支店、代理店から電信により仕向けられた送金〔日銀送金（銀行払）〕の支払いを行うことをいう。
- なお、電信送金の支払い以外の取扱い等ごくまれな取扱いについては記載を省略している（統轄店照会事項）。

(参 考)

## 日銀送金（銀行払）の支払経路

### 1. (削 除)

### 2. 電信送金の場合



### 窓口3 日銀送金（銀行払）の支払い等 （被仕向店事務）

#### 目 次

	ページ
1. 日銀送金（銀行払）の送金案内の受付 .....	116
(1) (削除)	
(2) 電信送金 .....	116
2. 日銀送金（銀行払）の支払い .....	122
(1) (削除)	
(2) 電信送金 .....	130
イ. 電報送達紙等の確認 .....	130
ロ. 電報送達紙等と国庫金送金案内書との照合 .....	130
ハ. 領収書、委任状の徴求等 .....	132
ニ. 支払請求者の確認 .....	134
ホ. 領収書金額の支払い等 .....	134
3. (削除)	

#### 統轄店照会事項

日銀送金（銀行払）の電信送金について、仕向店から送金  
取消しの旨の通知を受けた場合

### 窓口3 日銀送金（銀行払）の支払い等（被仕向店事務）

#### 1. 日銀送金（銀行払）の送金案内の受付

(1) (削除)

#### (2) 電信送金

仕向店（日本銀行の本支店、代理店）から、電送により国庫金送金案内書の送付①を受けたときは、国庫金送金案内書の払渡店名が自店（〇〇銀行〇〇店）となっていることを確かめる。

①（参考）次の方法により仕向店から国庫金送金案内書が送付される。

仕向店の区分		電送の方法	日本銀行業務 オンライン	ファクシミリ
日本銀行	本店		○	
	支店			
代理店	自行			○
	他行			

## 2. 日銀送金（銀行払）の支払い

### （１）（削除）

### （２）電信送金

窓口で電報送達紙または送金請求官庁等の専用電信通知^①（以下「電報送達紙等」という）により支払いの請求を受けたときは、次の取扱いをする。

#### イ．電報送達紙等の確認

- 払渡店名が自店（〇〇銀行〇〇店）となっていること。
- 受取人の氏名、金額が記載されていること。

#### ロ．電報送達紙等と国庫金送金案内書との照合

- 電報送達紙等に記載されている受取人の氏名、金額が、国庫金送金案内書と一致していること。

電報送達紙等の確認

電報送達紙等と国庫  
金送金案内書との照  
合



① 1. 専用電信通知の使用が認められている官庁等は、次のとおり。

- ・ 海上保安庁 昭和26. 10. 12 国乙第37号
- ・ 気象官署 昭和27. 5. 7 国乙第17号
- ・ 海上自衛隊^(注1) 昭和30. 7. 6 国乙第11号
- ・ 九州管区警察局、  
長崎、鹿児島両県通信出張所  
資金前渡官吏から福江、厳原、  
壱岐、名瀬および種子島の  
警察署通信職員に支払う給与 } 昭和30. 9. 13 国丙第203号
- ・ 財務省会計センター^(注2)

(注1) 昭和50. 7. 1以降専用電信のテレタイプ受信紙に代え、「海上自衛隊送金電信訳信紙」を使用。

(注2) 送金請求官庁が財務省会計センターであって、受取人が国の職員の場合に、  
G S S G - N e t[※]で提供される電子メール中継サービスを利用した電信通知が行われることがある。

※ ガバメントソリューションサービスを提供する基盤となるコアネットワーク上に構築されるネットワークであり、省庁間で連絡情報交換を行う「電子メールシステム」などが運用されている。

2. 専用電信通知は、次のいずれかの方法により行われる。

- ・ 電文による通知……………発信官庁は、その官庁専用の電信を使用して送信し、受信官庁は専用電信訳文用紙等に受信事項を記入して責任者が証明し、受取人に交付する。
- ・ ファクシミリによる通知…発信官庁は、発行者印の押された国庫金送金通知書をそのままファクシミリにより電送し、受信官庁は受信紙に日付、官庁名を表示した受付印を押して、受取人に交付する。
- ・ 電子メールによる通知……財務省会計センターは、G S S G - N e t で提供される電子メール中継サービスにより受取人が所属する官庁に国庫金送金通知書の情報を送信し、受信官庁は同情報を紙面に出力したうえ、同書面に日付、官庁名を表示した受付印を押し、責任者が証明して、受取人に交付する。

ハ. 領収書、委任状の徴求等

- 領収書、委任状（受領者が代理人の場合）の提出を受け^①、次表により、その記載事項が整っていることを確かめる。
- 領収書に委任状を添付する。

区分	書類の名称	確認方法
受領者が本人の場合	② 領収書	・ <u>受領者の住所、氏名が記載されているか</u>    ・ <u>受領者の氏名、金額が、国庫金送金案内書に記載されている受取人の氏名、金額と一致しているか</u>    ・ 送金請求官庁等名が、電報送達紙等に記載されている発信官庁等名と一致しているか    ・ 受領日が記載されているか
	③ 領収書	・ <u>受領者の住所、氏名が記載されているか</u>    ・ <u>受領者の氏名、金額が、委任状に記載されている受任者（代理人）の氏名、金額と一致しているか</u>    ・ <u>金額が、国庫金送金案内書と一致しているか</u>    ・ 送金請求官庁等名が、電報送達紙等に記載されている発信官庁等名と一致しているか    ・ 受領日が記載されているか
受領者が代理人の場合	③ 委任状	・ <u>委任者の住所、氏名が記載されているか</u>    ・ <u>委任者の氏名が、国庫金送金案内書に記載されている受取人の氏名と一致しているか</u>    ・ 委任日が記載されているか

（注）署名（自署）であること。ただし、記名押印がある場合には、受け付けて問題ない。

- ① 受取人から提出を受けた電報送達紙等に領収証または委任状の欄がある場合には同欄を使用してもよい。

② 【領収書の記載例】－受領者が本人の場合－

電信送金領収書		
円	000	¥ 250
送金請求官庁名 <u>〇〇法務局</u>		
上記の金額を受け取りました。		
令和 3年 5月 17日		
受取人 住所	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇地方法務局 法務事務官	
氏名	亀 山 一 郎	
日本銀行〇〇代理店 御中		

(様式、規格等は適宜)

収入  
印紙

- ・ 営業行為にもとづくもので、金額が免税点を越える場合は、収入印紙がはられる。

受領者

委任者（受取人）

受任者（代理人）

③ 【領収書、委任状の記載例】－受領者が代理人の場合－

電信送金領収書		
円	000	¥ 350
送金請求官庁名 <u>〇〇法務局</u>		
上記の金額を受け取りました。		
令和 3年 5月 18日		
受取人 住所	〇〇市〇〇町〇〇	
氏名	代理人 山 口 恵 子	
日本銀行〇〇代理店 御中		

(様式、規格等は適宜)

収入  
印紙

委 任 状

下記金額の受領方を 山口 恵子  
に委任しました。

令和 3年 5月 18日

(住所) 〇〇市〇〇町〇〇

(氏名) 石川 三郎

記

金額 350,000 円

以上

(様式、規格等は適宜)

【支払い等（被仕向）・電信】

二. 支払請求者の確認

- 支払請求者が、領収書に記載されている受領者であること^①。

ホ. 領収書金額の支払い等

- 領収書金額を支払う。
- 領収書と国庫金送金案内書に支払印（または自行庫所定の出納印等）を押す。
- 領収書に電報送達紙等を添付する。
- 国庫金送金案内書は払出証票として取扱う。

払出証票は……………

☞「後方1 計算整理、諸報告」へ  
(166 ページの (1))

電報送達紙等 }  
を添付した領 } は…  
収書 }

☞「後方2 証票等の整理保管」へ  
(182 ページの 1.)

- ① 1. 印鑑証明書、運転免許証、旅券（パスポート）、公的医療保険の被保険者証等または資格確認書、個人番号カード、年金手帳、預金通帳等の提示を求める。この場合、次表に掲げる本人確認書類の提示を受けたときは、次表の「番号等」欄に定める各番号等の書き写しや各番号等記載部分のコピーをしないこと。

本人確認書類	番号等
公的医療保険の被保険者証等または資格確認書	被保険者等記号・番号等
個人番号カード	個人番号
年金手帳	基礎年金番号
医療券、調剤券、介護券	公費負担者番号および受給者番号

2. （参考） 支払請求者が代理人の場合は、委任状の提出を受けることになる。

### 3. (削除)



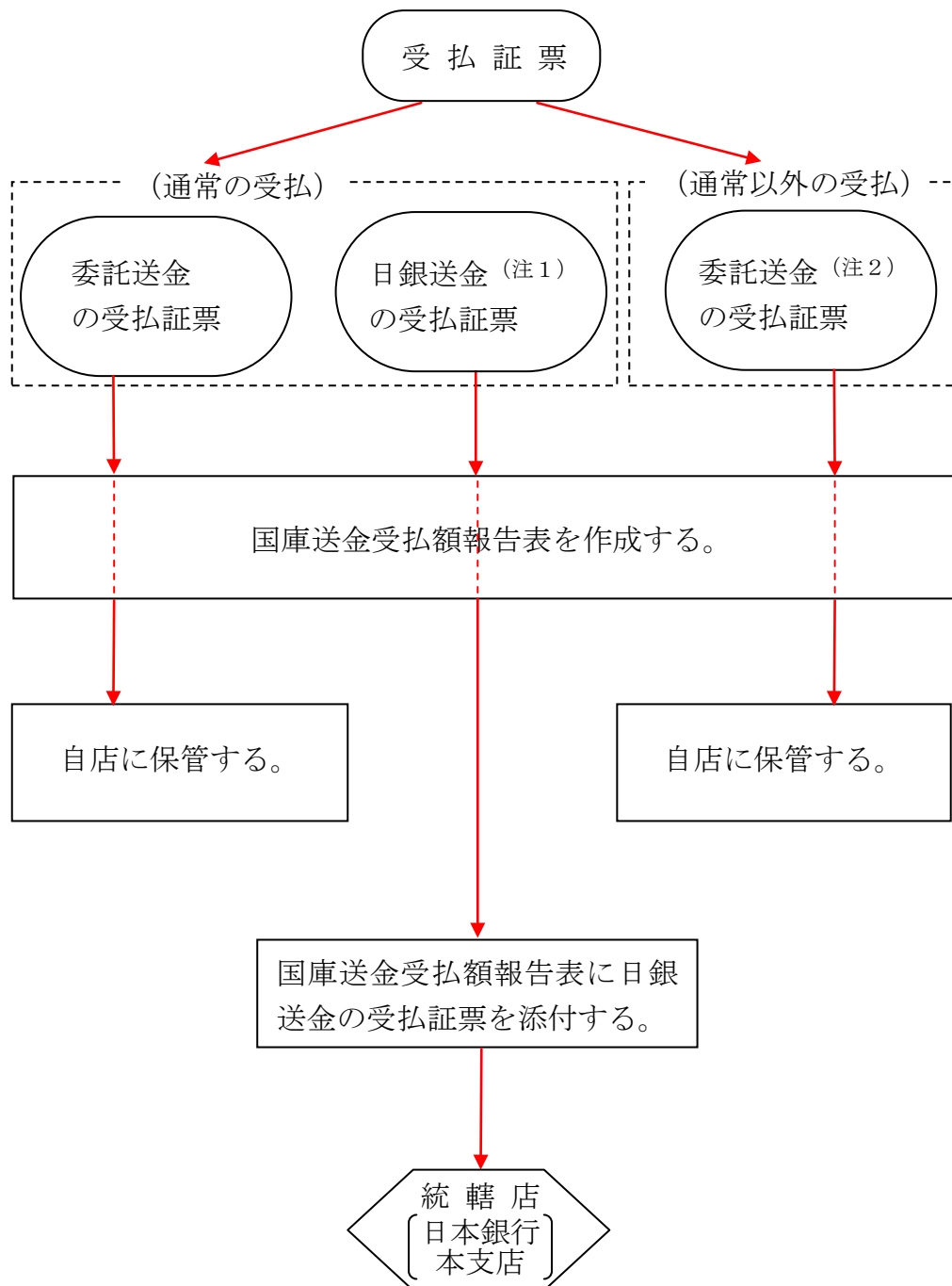




## 後方 1 計算整理、諸報告

- 計算整理、諸報告とは、代理店が取扱った受払証票の取扱区分等別仕訳整理、計表の作成およびこれら書類の統轄店あて送付など一連の後方整理事務をいい、これは、毎日事務と月末事務とに分けられる。
- 毎日事務としては、当日計算した受払証票の区分整理、国庫送金受払額報告表の作成およびこれら書類の統轄店あて送付等がある。
- また、月末事務としては、自店または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から提出を受けた国庫送金未決済額報告表の統轄店あて送付等がある。

## 毎日の計算整理、報告事務の経路



(注1) 外国送金の請求を受けた場合に作成する国庫金送金決済票を含む。

(注2) 取組後に、支払場所変更、支払期限経過、取消等の取扱いをしたもの。

## 後方 1 計算整理、諸報告

### 目 次

	ページ
1. 毎日の計算整理、報告 .....	166
(1) 受払証票の区分等 .....	166
(2) 国庫送金受払額報告表の作成等 .....	168
2. 月 末 事 務 .....	174

後方 1 計算整理、諸報告

1. 毎日の計算整理、報告

受払証票の区分

(1) 受払証票の区分等

- 毎日、その日に取扱った国庫送金の受払証票^①を次表により国庫送金受払額報告表の摘要別、受払別に区分する。

	国庫送金受払額 報告表の摘要別		受 払 別	
			受 入	払 出
通常 の 受 払	日銀送金（銀 行 払）		国庫金送金明細票・決済票 ( <u>国庫金送金決済票を含む</u> )	支払済の <u>国庫金送金案内書</u>
	委託送金（銀 行 払）		国庫送金依頼書控 ^②	国庫送金依頼書控 ^②
	委託送金（郵便局払）		同 上	同 上
	委託送金（当座振込）		同 上 ^②	同 上 ^②
	委託送金（郵便振替）		同 上	同 上
通常 以 外 の 受 払	支払場所 変 更	委託送金 (銀行払)	「委託送金（郵便局払）から 支払場所変更」と記載されて いる国庫送金依頼書控 ^②	「委託送金（郵便局払）から 支払場所変更」と記載されて いる国庫送金依頼書控 ^②
		委託送金 (郵便局払)	「委託送金（銀行払）から支 払場所変更」と記載されてい る国庫送金依頼書控	「委託送金（銀行払）から支 払場所変更」と記載されてい る国庫送金依頼書控
	振 込 先 変 更	委託送金 (当座振込)	「委託送金（郵便振替）から 振込先変更」と記載されてい る国庫送金依頼書控 ^②	「委託送金（郵便振替）から 振込先変更」と記載されてい る国庫送金依頼書控 ^②
		委託送金 (郵便振替)	「委託送金（当座振込）から 振込先変更」と記載されてい る国庫送金依頼書控	「委託送金（当座振込）から 振込先変更」と記載されてい る国庫送金依頼書控

受払証票の取扱い

- 上記区分ごとに、件数^③、金額の合計を受払証票に適宜付記^④（受払証票が1枚の場合  
合は不要）する。

- ① 国家公務員給与振込があった場合は、その受払証票を委託送金（当座振込、郵便振替）の受払証票に含めて取扱う（以下同じ）。
- ② 国庫送金依頼書控の作成を省略した場合は国庫送金依頼書（以下同じ）。
- ③ 件数とは、国庫送金受払額報告表に記入する件数をいう（後方 1 1.（2）の注意事項参照）。
- ④ 枚数、金額の合計を記入した適宜の集計表を添付してもよい。

(2) 国庫送金受払額報告表の作成等

○ 前記(1)の受払証票により、国庫送金受払額報告表を作成する。

【国庫送金受払額報告表の作成要領】

(書式第111号)

通常の  
受 払

通 常  
以外  
の 受 払

国庫送金受払額報告表						
代理店 コード番号	①	(日付)		日本銀行		
受 入		摘 要		払 出		
件 数	金 額			件 数	金 額	
②		(213)	日銀送金 (銀行払)	(251)		③
④		(220)	委託送金 (銀行払) (イ)			⑤
⑥		(268)	" (郵便局払) (ロ)			⑦
⑧		(237)	" (当座振込) (ハ)			⑨
⑩		(268)	" (郵便振替) (ニ)			⑪
⑫		計 (イ+ロ+ハ+ニ)				⑬
⑭		(213)	支払場所変更 (日銀送金 <銀行払>)			⑭
			支払期限経過・取消 (" <" >)			
			支払場所変更 (委託送金<銀行払>)			
			" (" <郵便局払>)			
			振込先変更 (" <当座振込>)			
			" (" <郵便振替>)			
		国庫送金未整理				
⑮		合 計				⑯
振込先等変更件数						
自 店 (237)						⑰
ゆうちょ銀行店舗 等依頼分 (268)						⑱

## (作成要領)

- ① 統轄店から通知を受けた番号を記入する。

### (通常の受払)

- ② 「日銀送金」または「要電信送金」と記載されている国庫金送金明細票・決済票（外国送金の請求を受けた場合に作成した国庫金送金決済票を含む）の枚数、金額
- ③ 日銀送金にかかる国庫金送金案内書の枚数、金額
- ④ } 依頼先金融機関（自店）あての国庫送金依頼書控に記載されている送金分の件数、金額
- ⑤ }
- ⑥ } 依頼先ゆうちょ銀行店舗等あての国庫送金依頼書控に記載されている送金分の件数、金額
- ⑦ }
- ⑧ } 依頼先金融機関（自店）あての国庫送金依頼書控に記載されている振込分の件数、金額
- ⑨ }
- ⑩ } 依頼先ゆうちょ銀行店舗等あての国庫送金依頼書控に記載されている振込分の件数、金額
- ⑪ }
- ⑫ } 国庫送金依頼書控に記載されている送金分、振込分の合計件数、金額
- ⑬ }

### (通常以外の受払)

- ⑭ 通常以外の受払について、次の区分により記入^(注)する。

(注) 記入例は別表(172ページ)参照。

- ・ 支払場所変更 委託送金（銀行払）……受入 } 「委託送金（郵便局払）から支払場所変更」と記載されている依頼先金融機関（自店）あての国庫送金依頼書控の送金分の件数、金額
- ・ 支払場所変更 委託送金（郵便局払）……払出 }
- ・ 支払場所変更 委託送金（郵便局払）…受入 } 「委託送金（銀行払）から支払場所変更」と記載されている依頼先ゆうちょ銀行店舗等あての国庫送金依頼書控の送金分の件数、金額
- ・ 支払場所変更 委託送金（郵便局払）…払出 }
- ・ 振込先変更 委託送金（当座振込）…受入 } 「委託送金（郵便振替）から振込先変更」と記載されている依頼先金融機関（自店）あての国庫送金依頼書控の振込分の件数、金額
- ・ 振込先変更 委託送金（郵便振込）…払出 }
- ・ 振込先変更 委託送金（郵便振替）…受入 } 「委託送金（当座振込）から振込先変更」と記載されている依頼先ゆうちょ銀行店舗等あての国庫送金依頼書控の振込分の件数、金額
- ・ 振込先変更 委託送金（郵便振替）…払出 }

⑮  $\boxed{\text{②の金額}} + \boxed{\text{⑫の金額}} + \boxed{\text{⑭の金額}}$

⑯  $\boxed{\text{③の金額}} + \boxed{\text{⑬の金額}} + \boxed{\text{⑭の金額}}$

- ⑰ 委託送金の依頼後、官庁から振込先等変更請求書等を受けたもののうち、「払渡店名」または「振込先金融機関名」欄がゆうちょ銀行の店舗もしくは郵便局またはゆうちょ銀行以外の金融機関の店舗に変更（同一金融機関内での変更を含む）されている請求書等の枚数。なお、月中分を取りまとめて毎月末日に報告してもよい。

- ⑱ 委託送金の依頼後、官庁から振込先等変更請求書等を受けたもののうち、「払渡店名」または「振込先金融機関名」欄がゆうちょ銀行の店舗名もしくは郵便局名または「ゆうちょ銀行」に変更（送金の場合、他のゆうちょ銀行の店舗または郵便局への支払場所変更を含む）されている請求書等の枚数。なお、月中分を取りまとめて毎月末日に報告してもよい。

- 国庫送金受払額報告表の受払額について、次の勘定等と照合する。
  - ・ 自行で定めた勘定
  - ・ 預金店への報告金額
- 国庫送金受払額報告表、日銀送金（銀行払）の受払証票^①および委託送金にかかる国庫送金依頼書控の写^②を、代理店取扱日の翌々営業日の午前１０時までに統轄店に送付する。

委託送金（銀行払）  
委託送金（郵便局払）  
委託送金（当座振込）  
委託送金（郵便振替）

} の受払証票^③は、

☞ 「後方２ 証票等の整理保管」  
(182 ページの 1.) へ



①（参考）統轄店に送付する受払証票の名称は、次表のとおり。

区 分		受 入 証 票	払 出 証 票
通常 の 受 払	日銀送金（銀行払）	国庫金送金明細票・決済票 ( <u>国庫金送金決済票を含む</u> )	支払済の <u>国庫金送金案内書</u>

② 統轄店に送付する委託送金にかかる国庫送金依頼書控^{（注）}の写とは、次のものの写をいう。

- ・ 依頼先金融機関（自店）に交付した国庫送金依頼書控
- ・ 依頼先ゆうちょ銀行店舗等に交付した国庫送金依頼書控

（注） 「委託送金（〇〇）から支払場所変更」または「委託送金（〇〇）から振込先変更」と記載されている国庫送金依頼書控を含む。

③（参考）自店に保管する受払証票の名称は、次表のとおり。

区 分		受 入 証 票	払 出 証 票
通常 の 受 払	委託送金（銀行払）	国庫送金依頼書控	国庫送金依頼書控
	委託送金（郵便局払）	同 上	同 上
	委託送金（当座振込）	同 上	同 上
	委託送金（郵便振替）	同 上	同 上
通常 以 外 の 受 払	支払場所 変 更	委託送金（銀行払）	「委託送金（郵便局払）から支払場所変更」と記載されている国庫送金依頼書控
		委託送金（郵便局払）	「委託送金（銀行払）から支払場所変更」と記載されている国庫送金依頼書控
	振 込 先 変 更	委託送金（当座振込）	「委託送金（郵便振替）から振込先変更」と記載されている国庫送金依頼書控
		委託送金（郵便振替）	「委託送金（当座振込）から振込先変更」と記載されている国庫送金依頼書控

## 別 表

## 【国庫送金受払額報告表の記入例】

例 1. 2. ……通常の受払がない場合

## 例 1. 支払場所変更

—銀行等からゆうちょ銀行の店舗または郵便局に変更となった場合—

受入		摘 要	払 出	
件数	金 額		件数	金 額
		計 (㊶+㊷+㊸+㊹)		
1	50,000	支払場所変更 委託送金（郵便局払）	1	50,000
	50,000	合 計		50,000

## 例 2. 振込先変更

—ゆうちょ銀行から銀行等に変更となった場合—

受 入		摘 要	払 出	
件数	金 額		件数	金 額
~~~~~				
		計 (㊶+㊷+㊸+㊹)		
1	150,000	振込先変更 委託送金 (当座振込)	1	150,000
	150,000	合 計		150,000

2. 月 末 事 務

毎月末、委託送金（銀行払、郵便局払）について、依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から国庫送金未決済額報告表（参考書式第110号）の提出^①を受けた場合には、次の取扱いをする。

- 国庫送金未決済額報告表^②の記載事項が整っていることを確かめる。
 - ・ 依頼先銀行等（自店）名または依頼先ゆうちょ銀行店舗等名が記載されているか
 - ・ 金額欄、支払期限経過分欄等の記載もれがないか
- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から提出を受けた国庫送金未決済額報告表の取組額を、依頼先ゆうちょ銀行店舗等あての国庫送金依頼書控の当該金額（月中合計）と照合する。
- 国庫送金未決済額報告表を統轄店に翌月第8営業日までに送付する。

- ① 依頼先銀行等（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等からは、翌月第5営業日までに提出される。ただし、報告対象の金額がすべてゼロである場合には提出されない。

② 【国庫送金未決済額報告表の記載例】

－未決済額のうちに支払期限経過分がない場合－

国庫送金未決済額報告表		
6年5月分		(注1)
日本銀行〇〇代理店御中		(日付) 6. 5. 31
		〇〇銀行〇〇店
摘 要	金 額	
前 月 末 未 決 済 額	15,780,950	㊦
取 組 額	160,000,000	㊧
取消分、支払期限経過分返れい額	100,450	㊨
決 済 額	50,680,000	㊩
未 決 済 額	125,000,500	㊪
上記未決済額のうち (1) 支払期限経過分 枚 0円 (2) 翌月中支払期限到来分 3枚 1,500円		

(注2) ㊦+㊧-㊨-㊩=㊪

(注1) 毎月の営業末日が記入される。

(注2) ㊦+㊧-㊨-㊩=㊪

後方 2 証票等の整理保管

後方2 証票等の整理保管

目 次

	ページ
1. 整理方法、保管期間	182
2. 保 管 方 法	184

後方2 証票等の整理保管

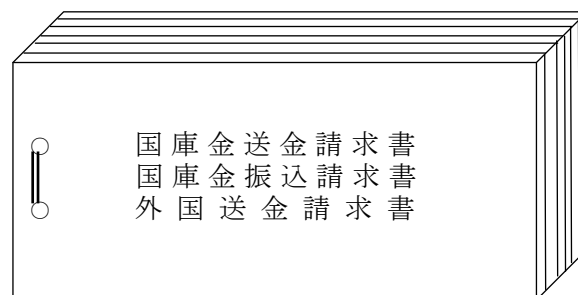
整理方法、保管期間

1. 整理方法、保管期間

証 票 等 の 名 称	整理方法	保管期間 ^①
国庫送金依頼書控（付表（明細票）添付分） ^② 国庫金送金（振込）請求書・付表（明細票）の 訂正請求書 ^③ （支払場所変更請求書を含む） 電信送金分の領収書	証票等の名称別に 適宜取まとめる ^④	10年
国庫金送金請求書 国庫金振込請求書 外国送金請求書 国庫送金支払期限経過報告書 隔地払等期限経過報告書写	同 上 ^④	5年
国庫送金依頼書控（付表（明細票）が添付され ていない分） ^⑤ 支払停止請求書 ^⑥ 国庫金送金通知書の亡失届写 ^⑦ 国庫金送金通知書の再発行通知書 国庫金振込不能報告書 支払済通知書	同 上 ^④	1年
そ の 他	同 上 ^④	適宜

- ① 保管期間の起算は、自行庫所定の方法による。
- ② 国庫金送金明細票（郵便局払分）および国庫金振込明細票（郵便振替分）を添付した依頼先
ゆうちょ銀行店舗等あての国庫送金依頼書控をいう。
- ③ 1. 国庫金振込不能報告書を添付した訂正請求書を含む。
2. 支払済通知書を添付した支払場所変更請求書を含む。
- ④ 保管期間が同一のものについては、適宜取まとめて整理してもよい（表紙等にとまとめた証
票等の名称を列記する）。

【表紙等への証票等の名称の記入例】 ー保管期間が同一のものを取まとめた場合ー



- ⑤ 1. 依頼先金融機関（自店）あての国庫送金依頼書控をいう。
2. 国庫送金依頼書控の作成を省略した場合は国庫送金依頼書。
- ⑥ 支払済通知書または再発行通知書を添付した支払停止請求書を含む。
- ⑦ 再発行通知書を添付した亡失届写、亡失届書留簿を含む。

2. 保管方法

- 証票等は、自行庫所定の保管台帳等に記入^①し、自店^②に保管する。
- 保管期間が満了した証票等は、保管台帳等に廃棄日を記入したうえ、廃棄する。

- ① 保管期間が2年未満のものは、保管台帳等に記入しなくてもよい。
- ② 自店で保管すべき証票等を、自行庫の本部等が、自店に代わり保管する場合には、当該本部等に保管台帳等を備え付けることができる。この場合、当該本部等は、保管台帳等への記入などの方法により、本来証票等を保管すべき店舗を明らかにしておく。

特 殊 な 事 務

特 殊 な 事 務

目 次

	ページ
特殊 1 外国送金の請求を受けた場合の取扱い	190
1. 小切手の取扱い	191
(1) 小切手の確認	191
(2) 領収書の交付	191
(3) 内訳帳の記入等	191
2. 外国送金請求書の確認	192
3. 外国送金委託書、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票の作成	194
4. 外国送金委託書、国庫金送金案内書および外国送金請求書の写の送付.....	194
5. (削除)	
6. 関係証票の取扱い	195

特殊2 歳入歳出外現金出納官吏等が官庁会計システムを利用して請求した

国庫送金にかかる取消請求による組みもどしの取扱い	214
1. 保管金または供託金の国庫送金にかかる取消請求を受けた場合の取扱い	214
(1) 取消請求書の取扱い	214
(2) 送金取消資金の組みもどし	216
(3) 支払済の連絡を受けた場合の取扱い	217-2
2. 特別調達資金の国庫送金にかかる取消請求を受けた場合の取扱い	218
(1) 取消請求書の取扱い	218
イ. 取消請求書の取扱い	218
ロ. 納入告知書等	218
(2) 取消請求書等の取扱い	218-3
イ. 特別調達資金出納命令官から提出を受けた取消請求書等の取扱い	218-3
ロ. 特別調達資金出納官吏から提出を受けた取消請求書の取扱い	218-3
(3) 受入済通知書等の送付	218-5
(4) 支払済の連絡を受けた場合の取扱い	218-5

統轄店照会事項

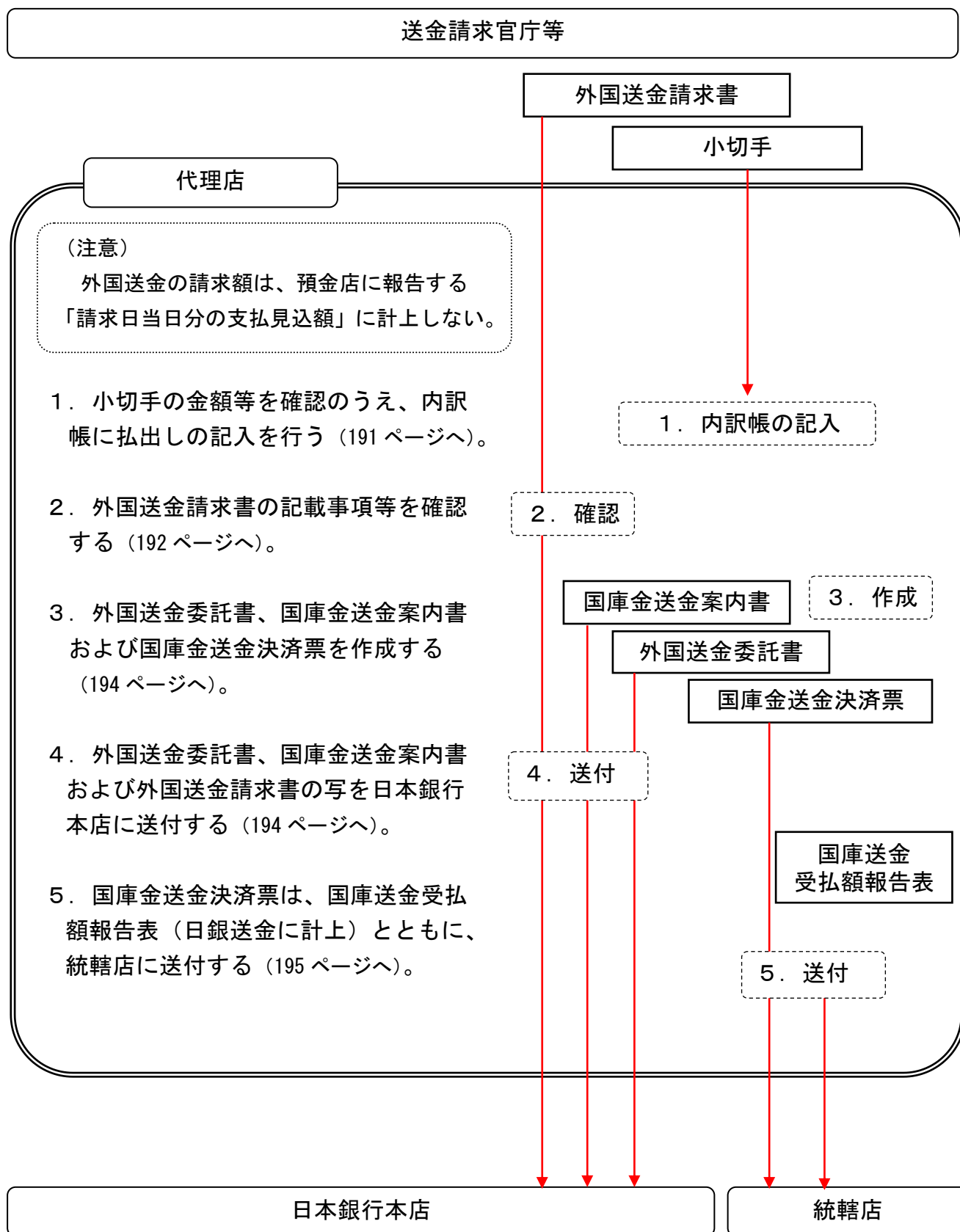
外国送金の取消し等の請求を受けた場合

統轄店照会事項

歳入歳出外現金出納官吏等が官庁会計システムを利用して請求した国庫送金にかかる
変更等の取扱い（支払停止、国庫送金通知書の再発行、支払場所の変更、送金事項の
訂正、支払期限経過による組みもどし）

(参 考)

外国送金の請求を受けた場合の事務経路



特殊 1 外国送金の請求を受けた場合の取扱い

次表に掲げる送金請求官庁等から外国送金請求書（参考書式第 103 号）を添えて小切手の提出を受けた場合には、次のとおり取扱う①。

[送金請求者別の外国送金取扱区分]
○印は外国送金の請求ができることを示す（外国送金の取扱いは電信送金に限られる）。

外国送金の取扱区分 送金請求者 （取引担当官）	外貨送金②		邦貨送金③
	邦貨建	外貨建	
資 金 前 渡 官 吏	○	○	○
歳入歳出外現金出納官吏④	○		○
国 税 資 金 支 払 命 令 官	○		○
特 別 調 達 資 金 出 納 命 令 官	○		○
公 庫 出 納 役	○	○	○

統轄店照会事項

公庫出納役から外国送金の請求を受けた場合

- ① 1. 外国送金とは、外国にある金融機関の店舗を被仕向店とする受取人への送金または同店舗にある受取人の預貯金口座への振込をいう。外国送金の請求を受けた代理店は日本銀行本店に外国送金の取組を委託し、日本銀行本店が依頼先金融機関に外国送金を依頼する。
2. 外国送金請求書に記載されている金額（官庁請求額）は、預金店への報告金額としては、次のとおり取扱う。
- ・送金請求日当日分の支払見込額には、計上しない（注）。

・送金請求日当日を取扱いとする国庫金の支払額には、計上する。

・送金請求日当日を取扱いとする国庫送金の受入額には、計上する。
- （注）外国送金は、委託送金による国内の振込および送金とは異なり、代理店から依頼先金融機関への依頼を行うものではないため、計上しない。
3. 外国送金請求書の金額欄に 1 億円以上の金額が記載されている場合には、次頁以降の取扱いを行う前に、すみやかに日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に連絡し、指示を受ける（1 億円以上の金額が記載されることが送金請求日前に判明している場合には、送金請求日を待たず連絡する。）。
4. （参考）外国送金請求書は、通常午前中に提出されることになっている。
- ② 外貨送金とは、外国送金のうち、外貨を購入して送金するものをいう。このうち、外国送金請求書に記載された邦貨額の範囲内で外貨を購入して送金するものを「邦貨建」といい、同請求書に記載された外貨額をもって外貨を購入して送金するものを「外貨建」という。
- ③ 邦貨送金とは、外国送金のうち、外国送金請求書に記載されている金額の邦貨を送金するものをいう。この場合、同請求書の備考欄に送金を要する通貨が邦貨である旨が記載される。
- ④ 外国送金の請求ができる歳入歳出外現金出納官吏は、保管金の取引を有する取引担当官※のみ。
- ※ 当面は主として地方検察庁の取引担当官からの請求が発生する見込み。

1. 小切手の取扱い

(1) 小切手の確認

- 支払場所および渡先が自店であること。
- 振出日が先日付でないこと。
- 振出日から1年を過ぎていないこと。
- 振出人名および印影が届出の印鑑票と一致していること。
- 小切手用紙が自店で振出人に交付したものであること。
- 記載事項が整っていること。
 - ・ 払出科目（「〇〇年度国税収納金整理資金」、「預託金」、「保管金」または「特別調達資金」）の記載もれがないか
 - ・ 金額^①に訂正、改ざんがないか
 - ・ 振出地、小切手番号等の記載もれがないか
- 線引されていること。
- 小切手金額が外国送金請求書^②の合計額と一致していること。
- 小切手の金額以外の記載事項が外国送金請求書^②と一致していること。

(2) 領収書の交付

- 領収書^③を作成して領収印を押し、これを取引先の官庁に渡す。

(3) 内訳帳の記入等

- 小切手により、払出科目にかかる内訳帳（国税収納金整理資金支払金内訳帳、預託金内訳帳、保管金内訳帳または特別調達資金内訳帳）に払出しの記入をする。

内訳帳の記入は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」^④へ

- 小切手に支払印（または自行庫所定の出納印等）を押す。
- 小切手は払出証票として取扱う。

払出証票は………

☞ 国庫金編（例規集1）の
「後方2 計算整理、諸報告」
(248 ページの (1)) へ

① 金額の記載

- ・ アラビア数字の場合 ……………刻み込み印字機で記載される。
- ・ 漢数字（壱、弍、参、拾等）の場合 …アラビア数字で券面金額と同額の金額が副記される。

② 外国送金請求書のほかに、国庫金送金請求書または国庫金振込請求書を添えて小切手の提出を受けた場合には、当該国庫金送金請求書または国庫金振込請求書を含む。

確認を終えた国庫金送金請求書 ……
および国庫金振込請求書は ☞ 「窓口1 取組、依頼（仕向店事務）」
(10 ページ) へ

- ③ 1. 請求者が国税資金支払命令官の場合には、小切手に接続している小切手振出済通知書に領収印を押し、領収書として交付する。
2. 請求者が資金前渡官吏、歳入歳出外現金出納官吏または特別調達資金出納命令官の場合における領収書の作成例は次のとおり。

【領収書の作成例】 (書式第4号)

領 収 書	
〇〇庁会計課 〇〇〇〇〇 殿	(日付) 日本銀行 (領収印)
下記の金額を領収しました。	
小切手番号	金 額
5 9 8	¥ 8 9, 0 4 6

(用紙寸法 適宜)

「資金前渡官吏」等と記載する。

- ④ 1. 索引番号A-100【国庫金勘定事務－通常入力－現金払－政府小切手】参照。
2. 統合国庫記帳システムでは、預託金内訳帳、保管金内訳帳または特別調達資金内訳帳に払出しの記入をするときには、当該口座の残高を超えていないことが系統的に確認される。

2. 外国送金請求書の確認

- 外国送金請求書の請求者名、印影が、届出の印鑑票と一致していることを確かめる。
- 次表により、外国送金請求書^(注1)の記載事項^(注2)が整っていることを確かめる^①。

(注1) 上部余白に「要電信送金」と記載される。

(注2) 請求者が資金前渡官吏の場合には、資金の種類別区分である「預託金」の次に、会計名等(例「平成〇年度 〇〇省所管〇〇会計歳出」)が記載される。

記載項目	確 認 方 法		
	外 貨 送 金		邦 貨 送 金
	邦貨建	外貨建	
番 号	・ 記載もれがないか	・ 記載もれがないか	・ 記載もれがないか
受 取 人 の 住所、氏名	・ 記載もれがないか	・ 記載もれがないか	・ 記載もれがないか
金 額	・ 改ざんがないか ^③	・ 改ざんがないか ^③ ・ 外貨額を所定の換算率 ^④ で算出した邦貨額(円位未満切捨)と一致しているか	・ 改ざんがないか ^③
外 貨 額	(記載されない)	・ 改ざんがないか ^③	(記載されない)
備 考 ^②	・ 送金目的が記載されているか ・ 送金を要する外貨の種類が記載されているか ・ 送金を要する外貨の種類が、所定の外貨の種類 ^④ か	・ 送金目的が記載されているか	・ 送金目的が記載されているか ・ 送金を要する通貨が邦貨である旨記載されているか

① 1. 【外国送金請求書の記載例】－邦貨建の場合－

要電信送金

外国送金請求書

平成27年2月2日
小切手番号 第273号
平成〇年度 国税収納金整理資金
日本銀行〇〇代理店あて

国税資金支払命令官
〇〇税務署長 小山 三郎

印

番号	受 取 人		金 額	外 貨 額	備 考
	住 所	氏 名			
10	LEINESTRABE 89 9X049 BERLIN, GERMANY	SUGURU TAKI	¥492,840		1 送金目的：国税還付金 2 送金通貨：ユーロ 3 受取店舗：A BANK B BRANCH 4 店舗住所：FRANKFURT, GERMANY 5 銀行コード：YBNKDEFF 6 口座番号：DE615498004200X5487698

- ・ 支払金額のほか、備考欄に送金を要する外貨の種類が記載される(外貨額欄は記載されない)。

2. 【外国送金請求書の記載例】－外貨建の場合－

要電信送金

外国送金請求書

平成27年2月2日
小切手番号 第598号
預託金(平成〇年度〇〇省所管〇〇会計歳出)
日本銀行〇〇代理店あて

資金前渡官吏 〇〇庁会計課長
山 村 森三郎

印

番号	受 取 人		金 額	外 貨 額	備 考
	住 所	氏 名			
5	135 FIFTH AVENUE NEW YORK, N. Y. 90056 USA	SAKI OGAWA	¥89,046	US\$918.00	1 送金目的：〇〇国出張にかかる通訳料 2 送金通貨：－ 3 受取店舗：Y BANK Z BRANCH 4 店舗住所：123X PARK AVENUE, NEW YORK, N. Y. 98765 USA 5 銀行コード：021080766 6 口座番号：12345678912

- ・ 送金を要する外貨額のほか、同外貨額を所定の換算率により換算した邦貨額(円位未満切捨)が記載される。

- ② 外国送金の取扱区分に応じ、**1** 送金目的、**2** 送金を要する通貨、**3** 受取金融機関店舗名、**4** 同店舗の所在地、**5** 銀行コード(SWIFTコード、ABAナンバー等)、**6** 口座番号(欧州向けはIBANコード)等が記載される(**1**および**2**以外の事項は備考欄外に記載される場合もある。)。代理店においては、左ページの表中に規定された事項を確認すれば足り、その他の事項が記載されているかどうかの確認は要しない。

- ③ 金額その他の記載事項の訂正は、請求者の訂正印（届出のもの）があればよい。
- ④ 「所定の外貨の種類」（送金を要する外貨とし得る外貨の種類）および「所定の換算率」（外貨額から邦貨額を算出する場合の換算率）は、次表に掲げるとおり（令和7年4月1日から適用）。

1. アメリカ合衆国通貨	1 ドルにつき本邦通貨	150 円
2. 英国通貨	1 スターリング・ポンドにつき本邦通貨	192 円
3. 欧州経済通貨統合参加国通貨	1 ユーロにつき本邦通貨	163 円
4. オーストラリア通貨	1 オーストラリア・ドルにつき本邦通貨	100 円
5. カナダ通貨	1 カナダ・ドルにつき本邦通貨	110 円
6. シンガポール通貨	1 シンガポール・ドルにつき本邦通貨	113 円
7. スイス通貨	1 スイス・フランにつき本邦通貨	171 円
8. スウェーデン通貨	1 スウェーデン・クローネにつき本邦通貨	14 円
9. タイ通貨	100 バーツにつき本邦通貨	425 円
10. 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	1 香港・ドルにつき本邦通貨	19 円
11. デンマーク通貨	1 デンマーク・クローネにつき本邦通貨	22 円
12. ノルウェー通貨	1 ノルウェー・クローネにつき本邦通貨	14 円
13. ロシア通貨	100 ルーブルにつき本邦通貨	166 円
14. アラブ首長国連邦通貨	1 ディルハムにつき本邦通貨	41 円
15. チェコ通貨	100 コルナにつき本邦通貨	654 円
16. ニュージーランド通貨	1 ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨	92 円
17. サウジアラビア通貨	1 リヤールにつき本邦通貨	40 円
18. インド通貨	100 ルピーにつき本邦通貨	180 円

3. 外国送金委託書、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票の作成

- 外国送金請求書により、外国送金委託書^①を作成する。
- 外国送金委託書により、国庫金送金案内書^②および国庫金送金決済票^③を作成する。
- 国庫金送金案内書および国庫金送金決済票に、取組日、仕向店名（日本銀行〇〇代理店）、統轄店名（日本銀行〇〇店）および「日銀送金」を記入する。

4. 外国送金委託書、国庫金送金案内書および外国送金請求書の写の送付

- 外国送金委託書、国庫金送金案内書および外国送金請求書の写を日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に送付する。また、送付後速やかに、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に電話連絡を行う。

5. （削除）

①【外国送金委託書の作成例】

(書式第 115 号)

外国送金委託書

件

2

円

581886

上記の金額について別紙内訳のとおり外国送金をお願いします。

(日付) 3. 2. 2

日本銀行〇〇代理店

日本銀行本店 御中

・外国送金請求書に記載されている金額（官庁請求額）を集計して記入する。

②【国庫金送金案内書の作成例】

(書式第 102 号（2）)

国庫金送金案内書

通知書日付 令和 年 月

(略)

払渡店名

日本銀行本店 郵便局

(受取人住所氏名)

日本銀行本店

(注意) 支払の際は、本人確認をして下さい。

(日付)

支店所属

福 日銀送金

3. 2. 2

日本銀行

〇〇代理店

(店所属)

銀行

店

郵便局

金額

¥

581886

番号

備考

(日付)

空白のままでよい。

(用紙は、再製用として統轄店から交付されたものを使用する)

・取組日、仕向店名（日本銀行〇〇代理店）、統轄店名または「日銀送金」をセットした適宜のゴム印等を使用してもよい。

③【国庫金送金決済票の作成例】

(書式第 102 号（3）)

国庫金送金決済票

通知書日付 令和 年 月

払渡店名

日本銀行本店 郵便局

(受取人住所氏名)

日本銀行本店

(日付)

支店所属

福 日銀送金

3. 2. 2

日本銀行

〇〇代理店

(店所属)

銀行

店

郵便局

金額

¥

581886

番号

備考

空白のままでよい。

(用紙は、再製用として統轄店から交付されたものを使用する)

194

6. 関係証票の取扱い①

- 外国送金請求書の適宜の個所に「日本銀行本店」と付記する。
- 国庫金送金案内書は外国送金請求書に添付する②。
- 国庫金送金決済票は受入証票として取扱う③。

外国送金請求書は……………

☞「後方2 証票等の整理保管」へ
(182 ページの 1.)

国庫金送金決済票（受入証票）は………

☞「後方1 計算整理、諸報告」へ
(166 ページの (1))

① 歳入歳出外現金出納官吏または特別調達資金出納命令官から請求を受けた外貨送金の取組を委託した後、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）から、外国送金取組過剰額が生じた旨の連絡とともに、外国送金取組過剰額内訳書等の送付を受ける場合がある。この場合には、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）の指示に従い取扱う。

- ② 1. （注意）国庫金送金案内書は、被仕向店（日本銀行本店）には送付しない。
2. （参考）国庫金送金案内書を添付した外国送金請求書は、5 年間保管する。

③ （参考）国庫金送金決済票は、国庫送金受払額報告表とともに統轄店に送付する。この場合の国庫送金受払額報告表には、日銀送金（銀行払）の受入にかかる件数欄および金額欄に、国庫金送金決済票の枚数および金額を計上する（外国送金の委託にかかるもののほかに計上すべき計数がある場合には、その計数と合算して計上する。）。

【国庫送金受払額報告表の作成例】

国庫送金受払額報告表						
代理店 コード番号	12345	(日付)	5. 2. 2	日本銀行	〇〇代理店	
受 入		摘 要		払 出		
件 数	金 額			件 数	金 額	
1	581, 886	(213)	日銀送金（銀行払）	(251)		
		(220)	委託送金（銀行払）（イ）			
		(268)	〃（郵便局払）（ロ）			
14	3, 875, 500	(237)	〃（当座振込）（ハ）	14	3, 875, 500	
6	1, 596, 000	(268)	〃（郵便振替）（ニ）	6	1, 596, 000	
20	5, 471, 500		計（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	20	5, 471, 500	
		(213)	支払場所変更（日銀送金＜銀行払＞）			
			支払期限経過・取消（〃＜〃＞）			
			支払場所変更（委託送金＜銀行払＞）			
			〃（〃＜郵便局払＞）			
			振込先変更（〃＜当座振込＞）			
			〃（〃＜郵便振替＞）			
			国庫送金未整理			
	6, 053, 386		合 計		5, 471, 500	

振込先等変更件数	
自 店 (237)	
ゆうちょ銀行店舗 等依頼分 (268)	

特殊２ 歳入歳出外現金出納官吏等が官庁会計システムを利用して請求した 国庫送金にかかる取消請求による組みもどしの取扱い^①

１．保管金または供託金の国庫送金にかかる取消請求を受けた場合の取扱い

自店と保管金または供託金の取引を有する歳入歳出外現金出納官吏から、「送金又は振込番号」欄に16桁（冒頭から9桁目が「A」となっている。）の番号が記入されている国庫金送金又は振込取消請求書^②（参考書式第106号の2。以下1．において「取消請求書」という。）の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

（１）取消請求書の取扱い

- 取消請求書の発行官庁の記名、印影が届出の印鑑票と一致することおよび金額に訂正、改ざんがないことを確かめる。
- 取消請求書に接続の受入済通知書^②を切り離したうえ、取消請求書の写を日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に送付する^③。また、送付後速やかに、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に電話連絡を行う。
- 取消請求書は上部余白に「再報分」と記入したうえ、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に送付する。
- 受入済通知書は、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）から該当の国庫送金の取消手続終了の通知等を受けるまで保管する。

取消請求書の取扱い

- ① 日本銀行は、歳入歳出外現金出納官吏または特別調達資金出納命令官もしくは特別調達資金出納官吏（以下特殊2において「特別調達資金出納命令官等」という。）が官庁会計システムを利用して日本銀行に請求した国庫送金（国庫金送金および国庫金振込）にかかる明細データ等について財務省会計センターを通じ送信を受け、日本銀行の行内システムによりその後の処理（国庫金送金の場合は、国庫金送金明細票、同決済票の作成等）を行っている。

当該国庫送金の取組および依頼に関する事務（仕向店事務）ならびにこれにかかる変更等の事務は日本銀行業務局が行うため、代理店が取引先の歳入歳出外現金出納官吏または特別調達資金出納命令官等から当該国庫送金にかかる変更等に関する書類の提出を受けたときは、日本銀行業務局に送付することになる。

② 【取消請求書の記載例】

- 送金又は振込番号が16桁で、冒頭から9桁目が「A」となっている。

国庫金送金又は振込取消請求書		受入済通知書	
第25号 令和3年6月10日		令和 年 月 日	
日本銀行〇〇代理店 あて 〇〇地方裁判所 歳入歳出外現金出納官吏 裁判所事務官 〇〇〇〇 印		〇〇地方裁判所 歳入歳出外現金出納官吏 殿 日本銀行〇〇代理店	
下記の金額の送金又は振込について取消し、当該金額を保管金に受け入れて下さい。		下記の金額の送金又は振込を取消し、 年 月 日に保管金に受入済につき通知します。	
送金又は振込の別	1 送金 2 振込	送金又は振込の別	1 送金 2 振込
送金又は振込番号	20070456A3700001	送金又は振込番号	20070456A3700001
送金又は振込の請求年月日	令和3年5月10日	送金又は振込の請求年月日	令和3年5月10日
フリガナ	ヨシダ クミ	フリガナ	ヨシダ クミ
受取人氏名又は名称	吉田 久美	受取人氏名又は名称	吉田 久美
金額	¥131,000- 円	金額	¥131,000- 円
振込先又は払渡金融機関 店 舗 名	〇〇郵便局	振込先又は払渡金融機関 店 舗 名	〇〇郵便局

- ③ 取消請求書については、その写を日本銀行業務オンラインにより送付したうえ、別途本書を郵送する。

（２）送金取消資金の組みもどし^①

取消請求書に基づく国庫送金の取消による保管金または供託金口座への組みもどしを行うため、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）から次表の事項が記載された書面（以下（２）において「取消済通知書」という。）および次表の添付書類の送付を受けたときは、次の取扱いをする。

取消済通知書の記載事項	添付される書類
・ 取消処理終了の文言 ・ 口座への資金組みもどし依頼文言 ・ 作成日 ・ あて先 ・ 作成店名	・ 取消請求書の写

- 取消済通知書^③に添付されている取消請求書の写^④に記載の国庫送金の要項が、自店で保管している受入済通知書^④と一致することを確認する。

- ① 代理店と保管金または供託金の取引を有する歳入歳出外現金出納官吏が官庁会計システムを利用して日本銀行に請求した国庫送金について取消が発生した場合において、当該国庫送金の取組店である日本銀行業務局が取消資金を当該出納官吏の口座に組みもどすに当たっては、統合国庫記帳システムでは、取引店が他店の場合の保管金および供託金にかかる歳入歳出外現金出納官吏の口座への記帳処理ができないため、当該出納官吏の取引店において本項に定める取扱いをする必要がある。

② 削除

③ 【取消済通知書の記載例】

取消済通知書	
3. 6. 14	
日本銀行〇〇代理店 御中	日本銀行
別添の取消請求書に記載の国庫送金の取消処理が終了しましたので、国庫金組替書を作成のうえ、本日中に送金請求官庁への入金手続を行って下さい。	

④ 【取消請求書と受入済通知書の記載例】

— 日本銀行業務局から送付を受けた取消請求書 — — 自店において留め置いた受入済通知書 —
書の写—

計算科目：国庫内為替

国庫送金又は振込取消請求書

第25号
令和3年6月10日

別計算
3.6.14
業務局

日本銀行〇〇代理店 あて

〇〇地方裁判所
歳入歳出外現金出納官吏
裁判所事務官 〇〇〇〇

下記の金額の送金又は振込について取消し、当該金額を保管金に受け入れて下さい。

送金又は振込の別	1 送金 2 振込
送金又は振込番号	20070456A3700001
送金又は振込の請求年月日	令和3年5月10日
フリガナ	ヨシダ クミ
受取人氏名又は名称	吉田 久美
金額	¥131,000— 円
振込先又は払渡金融機関店 舗 名	〇〇郵便局

受入済通知書

令和 年 月 日

〇〇地方裁判所
歳入歳出外現金出納官吏 殿

日本銀行〇〇代理店

下記の金額の送金又は振込を取消し、年 月 日に保管金に受入済につき通知します。

送金又は振込の別	1 送金 2 振込
送金又は振込番号	20070456A3700001
送金又は振込の請求年月日	令和3年5月10日
フリガナ	ヨシダ クミ
受取人氏名又は名称	吉田 久美
金額	¥131,000— 円
振込先又は払渡金融機関店 舗 名	〇〇郵便局

・日本銀行業務局が記入、押印したもの

- 取消請求書の写により、国庫金組替書^{(注) ①}（書式第13号）を作成する。
 （注）・ 払出科目は「国庫内為替」とする。
 ・ 受入科目は取消請求書に記載の科目名、振替先は同書に記載の取引担当官所属の官庁名とする。
- 国庫金組替書により、国庫内為替を払出し、保管金内訳帳（書式第6号）の該当の口座に受入れの記入をする。

内訳帳の記入等は「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」^②へ

- 国庫金組替書および受入済通知書に振替印を押す。
- 受入済通知書は受入先官庁に送付する。
- 国庫金組替書は、取消済通知書および取消請求書の写を添付し、国庫金の受払証票^③として取扱う。

国庫金の受払証票は ………

☞国庫金編（例規集1）の
「後方2 計算整理、諸報告」へ
(248ページの(1))

（3）支払済の連絡を受けた場合の取扱い

日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）から、取消請求書にかかる国庫金送金が支払済である旨の連絡を受けた場合には、次のとおり取扱う。

- 取消請求を受けた官庁に次に掲げる事項を連絡する。
 - ・ 取消請求を受けた国庫金送金が支払済であること。
 - ・ 支払済である旨の書面通知および官庁から提出を受けた取消請求書は、日本銀行業務局が官庁に送付すること。
 - ・ 官庁から提出を受けた取消請求書に接続の受入済通知書は、自店が官庁に送付すること。
- 自店で保管している受入済通知書を官庁に送付する。

支払済の連絡を受けた場合

① 【国庫金組替書の作成例】

国 庫 金 組 替 書				
			1 3 1	0 0 0
振替先 ○○地方裁判所				
振替元 _____				
受入科目 保 管 金		払出科目 国庫内為替		



(日付)
日本銀行 店

(注) 振替元欄には横線を引く。

② 索引番号A-300【国庫金勘定事務-通常入力-組替】参照。振替元における取引店は自店とし、計算科目は「国庫内為替」とする。

③ 証票を整理する際は、「国庫内為替」の払出証票として区分する。

2. 特別調達資金の国庫送金にかかる取消請求を受けた場合の取扱い

自店と特別調達資金の取引を有する特別調達資金出納命令官から「送金又は振込番号」欄に16桁（冒頭から9桁目が「A」となっている。）の番号が記入されている国庫金送金又は振込取消請求書^①（参考書式第105号の2）および納入告知書（参考書式第31号）または納付書（参考書式第32号）の提出を受けたとき、ならびに自店と特別調達資金の取引を有する特別調達資金出納官吏から「送金又は振込番号」欄に16桁（冒頭から9桁目が「A」となっている。）の番号が記入されている特別調達資金送金又は振込取消請求書^②（参考書式第107号の2）の提出を受けたときは、次の取扱いをする（以下2.において参考書式第105号の2および参考書式第107号の2を併せて「取消請求書」といい、参考書式第31号および参考書式第32号を併せて「納入告知書等」という。）。

（1）取消請求書等の確認

イ. 取消請求書

- 取消請求書の発行官庁の記名、印影が届出の印鑑票と一致すること。
- 金額に訂正、改ざんがないこと。

ロ. 納入告知書等

- 取消請求書の金額と一致すること。
- 金額に訂正、改ざんがないこと。
- 各片の記載事項が一致していること。

①【特別調達資金出納命令官から提出を受ける取消請求書の記載例】

・送金又は振込番号が16桁で、冒頭から9桁目が「A」となっている。

国庫金送金又は振込取消請求書			
			第11号 令和3年1月20日
下記の金額の送金又は振込みを取消して下さい。			
送金又は振込の別	1 送金		2 振込
送金又は振込の請求年月日	令和3年1月7日	送金又は振込番号	第00003256A0000123号
フリガナ	モリヤマ カズコ		
受取人氏名又は名称	森山 和子		
金額	¥110,000-		円
払渡又は振込先金融機関店舗名	〇〇銀行△△支店		
日本銀行〇〇代理店 あて			
〇〇防衛局 特別調達資金出納命令官 総務部長 〇〇〇〇 印			

②【特別調達資金出納官吏から提出を受ける取消請求書の記載例】

・送金又は振込番号が16桁で、冒頭から9桁目が「A」となっている。

特別調達資金送金又は振込取消請求書		受入済通知書	
第35号 令和3年1月19日		令和 年 月 日	
日本銀行〇〇代理店 あて 〇〇防衛事務所 特別調達資金出納官吏 防衛事務所長〇〇〇〇 印		〇〇防衛事務所 特別調達資金出納官吏 あて 日本銀行〇〇代理店	
下記の金額の送金又は振込みを取消し、当該金額を特別調達資金に受け入れて下さい。		下記の金額の送金又は振込みを取消し、年 月 日に特別調達資金に受入済につき通知します。	
送金又は振込の別	1 送金	2 振込	
送金又は振込番号	00603241A0000122		
送金又は振込の請求年月日	令和3年1月8日		
フリガナ	ヤマカワ ダイスケ		
受取人氏名又は名称	山川 大輔		
金額	¥131,000-		円
払渡又は振込先金融機関店舗名	〇〇郵便局		

（２）取消請求書等の取扱い

イ．特別調達資金出納命令官から提出を受けた取消請求書等の取扱い

- 納入告知書等に接続の領収済通知書を切り離したうえ、取消請求書の写および納入告知書等の写を日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に送付する^①。また、送付後速やかに、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に電話連絡を行う。
- 取消請求書および納入告知書等は上部余白に「再報分」と記入したうえ、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に送付する。
- 領収済通知書は、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）から該当の国庫送金の取消手続終了の通知等を受けるまで保管する。

ロ．特別調達資金出納官吏から提出を受けた取消請求書の取扱い

- 取消請求書に接続の受入済通知書^②を切り離したうえ、取消請求書の写を日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に送付する^①。また、送付後速やかに、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に電話連絡を行う。
- 取消請求書は上部余白に「再報分」と記入したうえ、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に送付する。
- 受入済通知書は、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）から該当の国庫送金の取消手続終了の通知等を受けるまで保管する。

① 取消請求書等については、その写を日本銀行業務オンラインにより送付したうえ、別途本書を郵送する。

② 【特別調達資金出納官吏から提出を受ける取消請求書の記載例】

・送金又は振込番号が16桁で、冒頭から9桁目が「A」となっている。

特別調達資金送金又は振込取消請求書		受入済通知書	
第35号 令和3年1月19日		令和 年 月 日	
日本銀行〇〇代理店 あて 〇〇防衛事務所 特別調達資金出納官吏 防衛事務所長〇〇〇〇〇〇		〇〇防衛事務所 特別調達資金出納官吏 あて 日本銀行〇〇代理店	
下記の金額の送金又は振込みを取消し、当該金額を特別調達資金に受け入れて下さい。		下記の金額の送金又は振込みを取消し、 年 月 日に特別調達資金に受入済につき通知します。	
送金又は振込の別	1 送金 2 振込	送金又は振込の別	1 送金 2 振込
送金又は振込番号	00603241A0000122	送金又は振込番号	00603241A0000122
送金又は振込の請求年月日	令和3年1月8日	送金又は振込の請求年月日	令和3年1月8日
フリガナ	ヤマカワ ダイスケ	フリガナ	ヤマカワ ダイスケ
受取人氏名又は名称	山川 大輔	受取人氏名又は名称	山川 大輔
金額	¥131,000- 円	金額	¥131,000- 円
払渡又は振込先金融機関 店 舗 名	〇〇郵便局	払渡又は振込先金融機関 店 舗 名	〇〇郵便局

（３）受入済通知書等の送付

日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）から、国庫送金の取消手続が終了したため、取消請求書（納入告知書等にかかる領収控を含む。）の写の送付を受けたときは、次の取扱いをする。

- 取消請求書の写^②または領収控の写に記載の要項が、自店で保管している受入済通知書^②または領収済通知書と一致することを確認する。
- 振替済通知書を作成する。

振替済通知書の作成は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」^③へ

- 振替済通知書の金額、受入科目、振替先が、自店で保管している受入済通知書または領収済通知書と一致することを確認する。
- 自店で保管している受入済通知書または領収済通知書に振替印を押す。
- 受入済通知書または領収済通知書は受入先官庁に送付する。
- 統合国庫記帳システムで作成した振替済通知書は、適宜廃棄する。

（４）支払済の連絡を受けた場合の取扱い

日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）から、取消請求書にかかる国庫金送金が支払済である旨の連絡を受けた場合には、次のとおり取扱う。

- 取消請求を受けた官庁に次に掲げる事項を連絡する。
 - ・ 取消請求を受けた国庫金送金が支払済であること。
 - ・ 支払済である旨の書面通知および官庁から提出を受けた取消請求書等は、日本銀行業務局が官庁に送付すること。
 - ・ 官庁から提出を受けた取消請求書に接続の受入済通知書または納入告知書等に接続の領収済通知書は、自店が官庁に送付すること。
- 自店で保管している受入済通知書または領収済通知書を官庁に送付する。

① 削除

② 【取消請求書と受入済通知書の記載例】

ー日本銀行業務局から送付を受けた取消請求書の写ー

ー自店において留め置いた受入済通知書ー

特別調達資金送金又は振込取消請求書

第35号
令和3年1月19日

別冊
3.1.20
業務局

日本銀行〇〇代理店 あて

〇〇防衛事務所
特別調達資金出納官吏
防衛事務所長〇〇〇〇

下記の金額の送金又は振込みを取消し、当該金額を特別調達資金に受け入れて下さい。

送金又は振込の別	1 送金 2 振込
送金又は振込番号	00603241A0000122
送金又は振込の請求年月日	令和3年1月8日
フリガナ	ヤマカワ ダイスケ
受取人氏名又は名称	山川 大輔
金額	¥131,000ー 円
払渡又は振込先金融機関 店 舗 名	〇〇郵便局

受 入 済 通 知 書

令和 年 月 日

〇〇防衛事務所
特別調達資金出納官吏 あて

日本銀行〇〇代理店

下記の金額の送金又は振込みを取消し、 年 月 日に特別調達資金に受入済につき通知します。

送金又は振込の別	1 送金 2 振込
送金又は振込番号	00603241A0000122
送金又は振込の請求年月日	令和3年1月8日
フリガナ	ヤマカワ ダイスケ
受取人氏名又は名称	山川 大輔
金額	¥131,000ー 円
払渡又は振込先金融機関 店 舗 名	〇〇郵便局

・日本銀行業務局が押印したもの

③ 索引番号 F-010 【国庫金勘定事務一計表照会一日次（振替済書等）】 参照。

統轄店照会事務一覧

国庫事務例規集（代理店用）に収録していない事務については、代理店は、すべて統轄店（業務局の各グループを含む。）に照会して、その指示にしたがって取扱うこととしている。このうち、国庫送金事務にかかる主な統轄店照会事務は次表のとおり。

照会事務	照会先 ^(注)
資金前渡官吏等が機械作成する国庫送金関係書類の特例書式の取扱い	統轄店
自行において振込依頼の便がない金融機関がある場合の取扱い	統轄店
国庫金送金請求書の付表に記載されている払渡店名が統轄店以外の日本銀行本支店である場合	統轄店
日銀送金（銀行払）について、送金案内書の再製、支払停止、支払場所変更等の請求を受けた場合の取扱い	統轄店
日銀送金（銀行払）の電信送金について、仕向店から送金取消しの旨の通知を受けた場合の取扱い	統轄店
外国送金の取消し等の請求を受けた場合の取扱い	業務局国庫送金 業務グループ
公庫出納役から外国送金の請求を受けた場合の取扱い	業務局国庫送金 業務グループ
歳入歳出外現金出納官吏等が官庁会計システムを利用して請求した国庫送金にかかる変更等の取扱い（支払停止、国庫送金通知書の再発行、支払場所の変更、送金事項の訂正、支払期限経過による組みもどし）	業務局国庫送金 業務グループ

（注）照会先が統轄店となっているもののうち、日本銀行本店が統轄店の場合には、その照会先は業務局国庫送金業務グループ

2. 国庫金、国庫送金関係
その他の例規
(通知類)

国庫金、国庫送金関係 その他例規 (通知類) 目次

○ 国庫金関係

		ページ
保管金領収証書を供託所に送付する場合、簡易書留郵便扱いとすることについて	…………… 平成 2. 2. 13 国丙第 4 号	…………… 300

○ そ の 他

ページ

公職選挙法により選挙が行われる場合の供託 事務の取扱いについて	昭和 44. 12. 15 国丙第 135 号	301
営業時間外または休日における選挙供託受入 事務の取扱いについて	2018. 6. 6 業庫第 60 号	302
領収印等および重要用紙類取扱要領	昭和 55. 2. 1 国丙第 2 号	304
官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱 要領（代理店用）	平成 16. 10. 8 業庫第 165 号	312

国庫金関係

保管金領収証書を供託所に送付する場合、 簡易書留郵便扱いとすることについて

平成 2. 2. 13 国丙第 4 号

最近、某法務局 A 支局において、供託金詐欺未遂事件が発覚したことに伴い、再発防止の一環として、取引先供託所（非現金取扱庁）から、「保管金領収証書を簡易書留郵便により送付してほしい」旨要請があった場合には、供託事務の特殊性に鑑み、極力、同要請に応じていただきたく、よろしくお願いします。

また、供託所から電話等により払込事実の照会を受けた場合には、自店に保管してある保管金払込書に基づいて供託番号および金額を必ず確認して下さい。

なお、本件は、不正事件防止のため、法務省から特段の配慮方要請を受けたものでありますので、念のため申し添えます。

そ の 他

公職選挙法により選挙が行なわれる場合の供託事務の取扱いについて

昭和 44. 12. 15 国丙第 135 号
改正 昭和 58. 11. 29 国丙第 58 号
平成 1. 1. 25 国丙第 7 号

標記取扱いについては、従来立候補締切日^(編注)および補充立候補締切日に限り、必要に応じ時間外および休日取扱いを行うこととなっておりますが、今般自治省から立候補届出初日^(編注)においても上記と同様の取扱いをされたい旨依頼がありましたので、今後は、関係官庁とその都度ご連絡のうえ必要ある場合は、下記により供託事務の時間外および休日取扱いを行うこととされたく通知します。

(おって書き略)

記

1. 取 扱 日

立候補届出日および補充立候補締切日

2. 取 扱 期 間

午前 9 時から午後 5 時まで

3. 計 算 整 理

時間外および休日取扱分はすべて翌営業日扱い。

(編注) 公職選挙法の改正により立候補届出期間が 2 日間から 1 日間に短縮された (昭和 58 年法律第 66 号)。

営業時間外または休日における選挙供託受入事務の取扱いについて

2018. 6. 6

業庫第 60 号

公職選挙法に基づく選挙の立候補届出日（補充立候補締切日を含む。以下同じ。）における供託受入事務については、従来から「公職選挙法により選挙が行われる場合の供託事務の取扱いについて」（昭和44. 12. 15国丙第135号）により、必要に応じ営業時間外または休日の取扱いをお願いしております。

この点、趨勢的に代理店数が減少し、休日に上記事務を取扱われる蓋然性が高まっているものと推察される中で、昨今、受入体制等に関する照会が増えているところです。こうした状況を踏まえ、このたび、法務(支)局との事前の確認事項等、立候補届出日が休日である場合の留意点を下記のとおり改めて整理しましたので、ご連絡します。

ご高承のとおり、公職選挙法に基づく選挙では、供託金または供託有価証券の納付完了が立候補届出受理の要件となっているところ、出納機関の対応の遅延等により立候補の手續に支障が生じた場合、重大な社会問題に発展してしまう恐れもあります。代理店を引受けていただいている皆様方におかれましては、選挙の都度、法務(支)局と事前の情報共有を適切に行い、緊密な連携を図られるよう、改めてお願い申し上げます。

なお、本件は法務省民事局商事課から法務局（地方法務局、支局を含む。）にも周知されておりますので、申し添えます。

記

1. 統轄店への通知送付

法務局から、自店の取引先法務(支)局を選挙の供託所として指定した旨の通知を受けたときは、その写を統轄店に送付すること。

2. 立候補届出日における受入体制の連絡

1. の通知を受け次第速やかに、立候補届出日に以下のいずれの受入体制とするか方針を定めた上で、法務(支)局および統轄店に連絡すること。

(1) 午前9時から午後5時まで職員を常駐させる対応（以下「常駐対応」という。）。

(2) 法務(支)局から3. (2) の予告連絡が入り次第、職員を代理店に駆けつけさせ、直ちに受入体制を整える対応（以下「駆けつけ対応」という。）。この場合、立候補の手續に支障が生じないように、駆けつけに要する時間等に十分配慮すること。

3. 法務(支)局との事前の確認事項等

選挙の都度、あらかじめ法務(支)局に次の事項について確認または依頼すること。

(1) 立候補届出日における代理店、法務(支)局双方の連絡責任者および連絡先について確認すること。

(2) 法務(支)局から代理店の連絡責任者に対して、立候補希望者が法務(支)局を訪れた時点で供託受入事務発生の予告連絡を行うよう依頼すること。

(3) 立候補届出日の直前の営業日に、供託の申請は完了しているものの、供託金または供託有価証券の納付が完了していない者（以下「供託未了者」という。）の有無を確認すること。

供託未了者が存在するときは、駆けつけ対応を実施せず、常駐対応とすることとし、法務(支)局と認識を擦り合わせる。この場合において、受入体制の変更が生じるときは、改めて統轄店に連絡すること。

4. 立候補届出日における店頭等への掲示

店頭または通用口に「〇〇選挙供託事務取扱店」等を標題とする適宜の掲示を行い、来店する供託者と店内受入担当者が確実に連絡し合えるよう配慮すること。

5. 立候補届出日終了時の法務(支)局との連絡

代理店の連絡責任者は、立候補届出日の午後5時時点で法務(支)局の連絡責任者に当日の供託受入事務の有無について確認すること。

以 上

領収印等および重要用紙類取扱要領

昭和 55. 2. 1

改正 平成 29. 5. 9

2022. 8. 23

2024. 5. 13

国内第 2 号

業庫第 34 号

業庫第 34 号

業庫第 22 号

I 総 則

1. この要領の適用

代理店において国庫金および政府有価証券事務に関し使用する領収印等および重要用紙類の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この要領の定めるところによる。

2. 用語の定義

領 収 印 等

重要用紙類

領収印および振替印をいう。

重要用紙および準重要用紙をいい、重要用紙および準重要用紙はそれぞれ次のものをいう。

重 要 用 紙	・ 政府預金小切手用紙
準重要用紙	・ 国庫金振替書用紙 ・ 国庫金送金明細票（国庫金送金案内書、国庫金送金決済票、国庫金送金通知書を含む。）用紙 ・ 国庫金振込明細票用紙 ・ 国庫金振込明細表用紙 ・ 道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割振込明細票（道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割（納入申告及び）納入通知書を含む。）用紙 ・ 道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割（納入申告及び）納入通知書（郵便局払用）用紙 ・ 国庫金送金案内書、国庫金送金決済票（取扱店用）用紙

II 領 収 印 等

1. 領収印等の調製

領収印等は、代理店において調製する。

2. 領収印等の管理

領収印等の押なつは責任者が行い、自行庫所定の「印章類保管・管理規定」等により厳格に保管・管理する。

III 重要用紙類

1. 重 要 用 紙

(1) 請 求 等

- イ．重要用紙を請求するときは、請求書（第4号書式）を作成し、統轄店に送付する。ただし、期中所要量を書面により統轄店に報告した場合は、請求書の送付を要しない。
- ロ．重要用紙の送付を受けたときは、送付書と照合のうえ受入れ、受領書を統轄店に返付する。
- ハ．重要用紙を返付するときは、送付書（第4号の2書式）を添え、統轄店に返付する。

(2) 整理、保管

- イ．政府預金小切手用紙は、支出官用と出納官吏用に区分し、冊数または枚数により整理する。
- ロ．重要用紙は、施錠可能な鉄庫・金庫等に保管し、責任者が管理する。

(3) 返れい分等の取扱い

- イ．取引先官庁から返れいを受けた政府預金小切手用紙に端数または汚損（不要文字の記入を含む。）のものがあるときは、その政府預金小切手用紙の各葉表面に交差する斜線を朱書するか、または適宜の廃印を押し、廃棄分として整理保管する。
- ロ．自店において政府預金小切手用紙を汚損したときは、適宜の汚損明細表を作成し、前記イ．に準じて取扱う。
- ハ．廃棄分として保管している政府預金小切手用紙は、政府預金小切手用紙廃棄明細表（第5号書式）を作成し、責任者が立合いのうえ焼却もしくはシュレッダーにより裁断する。ただし、取引先官庁から提出を受けた送付書または前記ロ．により作成した汚損明細表に廃棄明細表の要項を補記したときは、廃棄明細表の作成を省略してもよい。

(4) 記録簿および証拠書類

- イ．適宜の記録簿を設け、重要用紙（官庁からの返れい分および汚損分を含む。）の受払および保管高を記載し、これに責任者が記名する。
- ロ．重要用紙の受払に関する証拠書類には取扱日付を記入し、責任者が記名する。ただし、受払証拠書類に記載されている日付が取扱日と同一であるときは、取扱日付の記入を省略してよい。
- ハ．受払証拠書類は、自行所定の方法により起算して3年間保存する。

2. 準重要用紙

(1) 請求等

- イ．準重要用紙を請求するときは、請求書（第4号書式）を作成し、統轄店に送付する。ただし、期中所要量を書面により統轄店に報告した場合は、請求書の送付を要しない。
- ロ．準重要用紙の送付を受けたときは、送付書と照合のうえ受入れ、受領書を統轄店に返付する。

ハ. 準重要用紙を返付するときは、送付書（第４号の２書式）を添え、統轄店に返付する。

（２）整理、保管

準重要用紙は、重要用紙と区分し、施錠のできる容器（ロッカーを含む。）に保管する。

（３）返れい分等の取扱い

取引先官庁から返れいを受けた用紙または保管中の用紙に使用不能のものがあるときは、適宜廃棄する。

（４）受払書類の取扱い

受払に関する書類は、適宜廃棄する。

IV そ の 他

代理店の廃止に伴う領収印等および重要用紙類の取扱いについては、統轄店の指示による。

第 1 号書式 削除

第 2 号書式 削除

第 3 号書式 削除

第4号書式

請 求 書	
店御中	
店	
(日付)	
種 類 お よ び 区 分	数 量

備考 1. 用紙寸法および行数 適宜
2. 準重要用紙を請求する場合には、種類および区分欄には種類のみを記載する。

第4号の2書式

送 付 書 原 符
(日付)

(仕 出)

(あて先) 御中

種類および 区 分	記号	番号	数量	備考

送 付 書
(日付)

(仕 出)

(あて先) 御中

種類および 区 分	記号	番号	数量	備考

受 領 書
(送付書日付)
(受 領 日 付)
御中

(あて先)

(仕 出)

種類および 区 分	記号	番号	数量	備考

備考 1. 用紙寸法および行数 適宜

2. 準重要用紙を返付する場合には、種類および区分欄には種類のみを記載し、記号欄および番号欄には記載しない。

第 5 号書式

政府預金小切手用紙廃棄明細表

(日付)		(店名)				
区	分	記号	番号	枚数	備	考

廃		棄
日	付	
責任者	証 印	

備考 用紙寸法および行数 適宜

官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領（代理店用）

平成 16. 10. 8 業庫第 165 号別紙 1
以下累次改正
(2023. 7. 10 業庫第 30 号まで反映済)

1. この要領の適用

代理店が官庁との取引の開始または廃止、官庁の名称変更に関する書類の提出を受けた場合および取引官庁の月計突合表の送付部署に関する連絡を受けた場合における日本銀行業務局事務統括グループ（以下「事務統括グループ」という。）への報告に関する事務の取扱いは、関係諸規程の定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

1. の 2 用語の定義

この要領で使用する主な用語の定義は、次のとおりとする。

（1）官庁

国の会計機関のうち、代理店との間において、国税収納金整理資金（支払）、預託金、保管金、供託金、特別調達資金、公庫預託金および政府有価証券の取引を行うものをいい、財政融資資金預託金担当者との取引は含まない。

（2）取引関係通知書等

次に掲げる書面（要項が記載された事前通知を含む。）をいう。

イ、財政融資資金預託金担当者を除く取引担当官（残務承継官を含む。）から提出を受ける取引関係通知書および同通知書の記載事項変更通知書

ロ、取扱主任官から提出を受ける供託振替国債口座開設等依頼書（取扱主任官の交替により提出されたものを除く。）

2. 取引関係通知書等の提出を受けた場合の取扱い

（1）代理店は、官庁との取引の開始もしくは廃止または官庁の名称変更により、取引担当官（残

務承継官を含む。以下同じ。) から取引関係通知書等の提出を受けた場合^(注1)には、直ちに当該取引関係通知書等の写を作成し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を補記したうえ、当該取引関係通知書等の写を事務統括グループに提出する。

イ、新規に取引を開始する官庁（現に取引関係を有しない官庁である場合または既に取引関係を有する官庁であって新たに供託振替国債の取扱いを開始する官庁に限る。以下同じ。）にかかる取引関係通知書等^(注2)の提出を受けたとき

（イ）取引官庁名（フリガナ）

（ロ）取引店コード^(注3)

（ハ）新規に取引を開始する旨

ロ、イ、に規定する取引関係通知書等以外の取引関係通知書等の提出を受けたとき

（イ）取引官庁名（フリガナ）

（ロ）取引官庁コード

（ハ）取引店コード^(注3)

（２）代理店は、事務統括グループから新規に取引を開始する官庁の取引官庁コードの通知を受けた場合には、当該官庁に対し、取引官庁コードを適宜の方法により通知する。

（注１）事前の通知を受けた場合には、当該通知の内容が後日提出を受ける取引関係通知書等の内容と一致することを確認しなければならない。この場合、内容が一致しているときは、写の作成および事務統括グループへの送付は不要とし、内容に不一致があるときは、適宜の方法により事務統括グループに連絡する。

（注２）官庁との取引廃止に伴い、残務承継官から提出を受ける取引関係通知書を除く。

（注３）金融機関共同コード管理委員会の管理する統一金融機関番号に、金融機関が所属金融団体に登録した当該店舗の統一店番号を付したものの。

３．月計突合表の送付部署に関する連絡を受けた場合の取扱い

代理店は、取引官庁から月計突合表の送付部署の設定または変更に関する連絡を受けた場合には、直ちにその内容^(注1)を記載した通知（書式適宜）を作成^(注2)し、事務統括グループに提出する。

（注１）取引官庁名、郵便番号、所在地、部署名、電話番号および適用開始日。

(注2) 同時に2. に規定する取引関係通知書等の写を提出する場合には、当該写の余白に記載することとして差し支えない。

国家公務員給与振込事務取扱要領

- 国家公務員の給与振込は、国庫金振込制度の下に行われるが、振込日が指定されていることから、通常の国庫金振込と異なる取扱いを要する面がある。したがって代理店は、この要領によって給与振込事務を行うことになる。
- 代理店は、振込実施に先立って、振込不能発生防止の観点から、振込先金融機関あてに口座確認書による預金口座の確認手続を行う。
- 代理店は、給与振込明細表が振込指定日の4営業日前の日に、また送金資金が振込指定日の前営業日に、それぞれ官庁から交付されるので、振込先店舗において振込指定日の営業開始時刻以降支払可能となるよう、自店に振込の依頼をすることになる。
- 万一、振込不能が生じた場合は、すみやかに官庁へ通知し国庫金返れいの手続をとることになる。この場合、官庁では給与支給日に自己あて小切手等を振り出し、これを現金化したうえ本人に現金支給をすることになっている。

国家公務員給与振込事務取扱要領 (代理店用)

昭和 57. 11. 11 国丙第 65 号別添
以下累次改正
(2022. 8. 23 業庫第 34 号まで反映済)

目 次

	ページ
1. この要領の適用	320
2. 削除	
3. 預金口座確認書類の受付等	324
(1) 預金口座の確認書類の提出を受けた場合	324
イ. 口座確認書の確認	324
ロ. 口座確認書送付書の作成等	324
(2) 預金口座確認済の口座確認書の提出を受けた場合	326
イ. 口座確認書送付書の確認	326
ロ. 口座確認済通知書の作成等	326
4. 国庫金振込請求書、振込明細表の受付等	328
(1) 国庫金振込請求書の確認	329-2
(2) 振込明細表の確認	330

	ページ
(3) 受領証書の交付	332
(4) 振込明細表送付書の作成等	332
5. 国庫送金資金として交付を受けた小切手の確認等	334
(1) 小切手の受付	334
イ. 小切手の確認	334
ロ. 小切手の領収書の交付	334
(2) 預託金内訳帳の記入等	336
6. 委託送金の依頼	338
(1) 送金資金の受入れ	338
(2) 国庫送金依頼書の作成	338
(3) 送金資金、国庫送金依頼書の交付等	338
7. 振込不能分等の取消請求による組みもどし	342
(1) 国庫金振込不能報告書とその写の提出を受けた場合	342
イ. 国庫金振込不能報告書の確認	342
ロ. 振込不能の通知	342
ハ. 国庫金振込不能報告書写の送付等	342
(2) 国庫金振込取消請求書等の提出を受けた場合	344
イ. 取消請求書の確認等	344
ロ. 取消請求書等の取扱い	346
(イ) 送金資金の小切手の交付を受ける前の取消	346
(ロ) 送金資金の小切手の交付を受けた後の取消	348
(3) 送金資金の返れい等を受けた場合	350
イ. 振込指定日までに送金資金の返れいを受けた場合	350
(イ) 送金資金の確認	350
(ロ) 取消請求書等の取扱い	352

	ページ
(ハ) 国庫金振込不能報告書の取扱い	352
(ニ) 振込明細表の取扱い	352
ロ. 振込指定日までに送金資金の返れいがない旨の申出を受けた場合	354
(イ) 国庫金組替書の作成等	354
(ロ) 取消請求書等の取扱い	356
ハ. 振込指定日後に送金資金の返れいを受けた場合	360
(イ) 送金資金の確認	360
(ロ) 国庫金未整理受入書の作成等	362
8. 証票等の整理保管	364
(1) 整理方法、保管期間	364
(2) 保管方法	364
参 考	
国家公務員給与振込事務取扱要領の参考書式	367
国家公務員給与振込事務取扱要領の書式一覧	375

1. この要領の適用

代理店は、別に定めがある場合^①を除き、この要領により、国家公務員の給与振込
(以下「給与振込」という)に関する事務を取扱う。

① この要領のほか、別に定めがあるもの

- ・ 日本銀行の本支店から送付された事務取扱いに関する通知類

2. 削除

3. 預金口座確認書類の受付等

(1) 預金口座の確認書類の提出を受けた場合

取引先の官庁（以下「振込請求官庁」という。）から、預金者の口座等の確認に関する書面（以下「口座確認書^①」という）の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

イ. 口座確認書の確認

- 口座確認書に記載されている振込先金融機関店舗名が、国家公務員給与振込を取扱う金融機関の店舗^②であること。

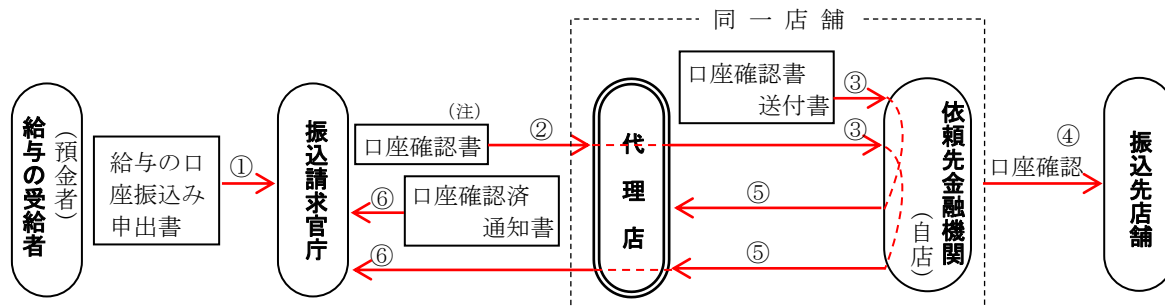
ロ. 口座確認書送付書の作成等

- 口座確認書により、口座確認書送付書を作成^③する。
- 口座確認書送付書に口座確認書を添付し、依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等（株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）の店舗もしくは郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって同行を所属銀行とする銀行代理業務の業務を行うもの（以下「郵便局」という。）であり、国庫送金関係証票等を交付する店舗もしくは郵便局として、同行とあらかじめ取り決めた店舗もしくは郵便局をいう。以下同じ。）に渡す。

口座確認書の確認

口座確認書送付書の
作成

① 1. (参考) 口座確認書等の流れ(依頼先金融機関(自店)の場合)



(注) 1. 口座確認書は、通常、給与の口座振込み申出書の写が使用される。

2. 口座確認書には、適宜の送付書が添付されることもある。

2. 【口座確認書の記載例】—給与の口座振込み申出書の写が使用される場合—

給与の口座振込み 申 出 書		変更申出		(令和3年5月6日申出)	
(各庁の長)		〇〇 裁 判 所 長 殿		申出の事由 1. 休職 2. 派遣 3. 遠隔地 ④. その他	
所 属	〇〇 課		()		
フリガナ	ハヤシ カズオ		〇〇市〇〇町〇〇		
氏 名	林 和男		住所 (電話 21-1345)		
人事院規則9-7(俸給等の支給)第1条の3の規定に基づき、下記の 申 し 出 とおり 変更を申し出 ます。					
記					
振 込 先	金 融 機 関 店 舗 名	〇〇銀行〇〇店			
	預 金 種 目	普通預金 ・ 当座預金			
	口 座 番 号	1 2 5 6 7 2			
振 込 額 (全部・一部)	一部振込み の場合の振 込みによら ない額	給 与			
		期末勤勉手当			
振込開始時期	給 与				
	3年6月 月末勤勉手当 追 給 額 等				
(注) 該当する事項を○で囲む こと。		取 扱 者 認 印			

② 国家公務員給与振込を取扱う金融機関の店舗は、日本銀行のホームページ(「国庫金・国債の窓口」のページ)に掲載される「国庫金振込先・送金先一覧」および「国庫金振込先・送金先の変更情報一覧」参照。

③ 【口座確認書送付書の作成例】 (書式第1号)

口 座 確 認 書 送 付 書		(給)
(依頼先金融機関) 〇〇銀行〇〇店	(日付) 3. 5. 7	日本銀行 〇〇代理店
		(日付)
口座確認書枚数	確 認 結 果	
枚	口座確認ができたもの	枚
110	口座確認ができなかったもの	枚

(用紙寸法 適宜)

・ ゆうちょ銀行分については、依頼先金融機関欄に依頼先ゆうちょ銀行店舗等(ゆうちょ銀行〇〇店またはゆうちょ銀行銀行代理業者△△郵便局)を記載する。

【給与振込・口座確認書】

(2) 預金口座確認済の口座確認書の提出を受けた場合

依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、口座確認書送付書（324ページのロ．）を添えて預金口座確認済の口座確認書^①の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

イ．口座確認書送付書の確認

- 口座確認書枚数および確認結果枚数^②が口座確認書と一致していること。

ロ．口座確認済通知書の作成等

- 口座確認書により、口座確認済通知書を作成^③する。
- 口座確認済通知書に口座確認書を添付し、振込請求官庁に送付する。
- 口座確認書送付書に処理済の旨および処理日を記入する。

口座確認書送付書は、後記 8．「証票等の整理保管」（364ページの（1））へ

- ① 1. (参考) 確認済の口座確認書は、当初の送付日付から2週間以内に提出を受けることになる。
2. 依頼先ゆうちょ銀行店舗分については、振込明細表に記載される番号が赤丸で囲まれる。

② 【口座確認書送付書の確認結果枚数等の記載例】

口座確認書送付書 ④			
(依頼先金融機関) 〇〇銀行〇〇店	(日付) 3. 5. 7	日本銀行	
	(日付) 3. 5. 14	〇〇代理店	
口座確認書枚数 枚	確 認 結 果 (注)		
1 1 0	口座確認ができたもの 枚	1 0 9 枚	← 確認結果枚数
	口座確認ができなかったもの 枚	1 枚	
処 理 済 3. 5. 14			← ・代理店の記入事項

(注) (参考) 口座確認書の余白に確認結果(確認済の旨等)が付記されている。

③ 【口座確認済通知書の作成例】

(書式第2号)

口座確認済通知書 ④	
〇〇税務署 資金前渡官吏 殿	(日付) 3. 5. 14 日本銀行〇〇代理店
下記の枚数については、口座確認済ですので通知します。	
枚 数	備 考
1 0 9	(未確認分枚数) 1
(注) 枚数欄は確認済の口座確認書枚数。	

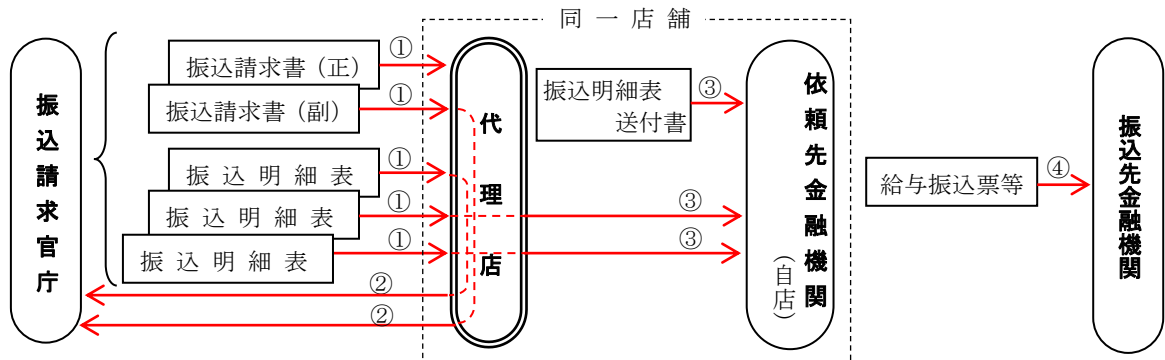
(用紙寸法 適宜)

4. 国庫金振込請求書、振込明細表の受付等

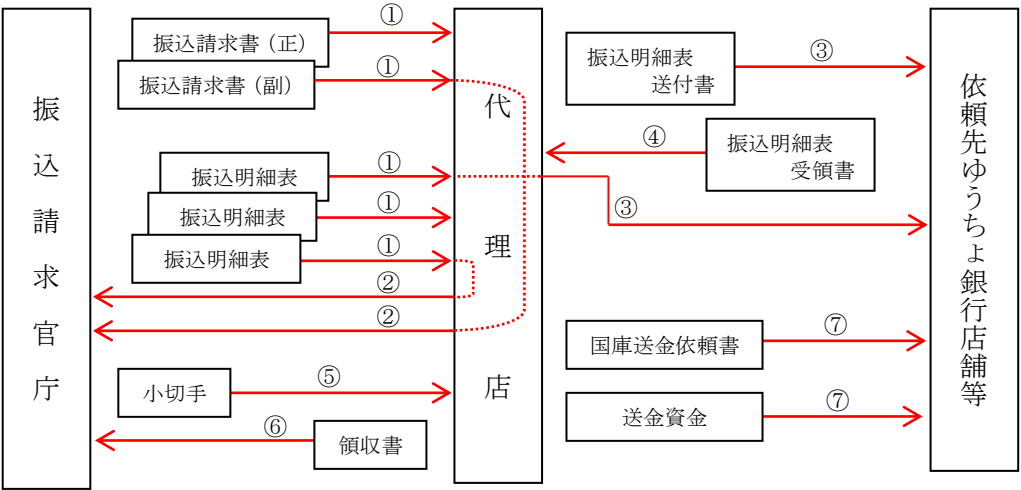
振込請求官庁から、振込指定日の4営業日前の日に国庫金振込請求書^①（参考書式第1号）正・副各1枚に国家公務員給与振込明細表（参考書式第1号（2））。以下「振込明細表」という）3通を添えて提出^{（注）}を受けたときは、次の取扱いをする。

（注）所定日の午前中に提出される。

① 1. (参考) 国庫金振込請求書等の流れ (依頼先金融機関 (自店) の場合)



2. (参考) 国庫金振込請求書等の流れ (依頼先ゆうちょ銀行店舗等の場合。口座確認を除く)



3. 【国庫金振込請求書の記載例】

国庫金振込請求書 ㊤		番号 1
令和3年6月14日 小切手振出日 令和3年6月17日 振込指定日 令和3年6月18日		
取扱機関名	〇〇裁判所	
資金の種類 別区分	預託金	
下記の金額を、振込指定日に、別添の国家公務員給与振込明細表の通り振込んで下さい。ただし、この振込に係る資金は小切手振出日に交付します。		
件数	109 件	
金額	¥22,034,987 円	
日本銀行 〇〇代理店あて	資金前渡官吏 〇〇裁判所会計課長 鈴木秀市 印	
(日本銀行記入欄) 小切手受領日 令和 年 月 日 小切手番号 第 号		
受領証書 上記請求書を受領しました。なお、別添国家公務員給与振込明細表の金額は、指定の通り、振込指定日に振込まれます。 令和 年 月 日 日本銀行		

振込請求官庁

【給与振込・振込請求書、振込明細表】

(1) 国庫金振込請求書の確認

- 国庫金振込請求書の正本の請求者名、印影が、届出の印鑑票^②と一致していること。
- 件数、金額^③が振込明細表の合計と一致していること。
- 小切手振出日が振込指定日の前営業日となっていること。
- 記載事項が整っていること。
- 正・副の記載事項が一致していること。

4. 振込請求官庁から依頼先ゆうちょ銀行店舗等への電磁的記録媒体の交付に関する手続等に関し照会を受けた場合には、速やかに統轄店に連絡し、その指示に従い取扱う。なお、振込請求官庁から依頼先ゆうちょ銀行店舗等へ交付する電磁的記録媒体の提出を受けた場合には、当該電磁的記録媒体（施錠されたケースに電磁的記録媒体が収納されている場合には当該ケース）に適宜のラベルによって表示される振込請求官庁名、振込資金の種類、順序番号（1/2、2/2等）、電磁的記録媒体の提出日、電磁的記録媒体の正副の別、振込依頼先の依頼先ゆうちょ銀行店舗等名等を確認したうえ、振込明細表とともにその店舗または郵便局に交付する。また、依頼先ゆうちょ銀行店舗等から手続済の電磁的記録媒体の振込請求官庁への返却依頼があった場合には、速やかにその電磁的記録媒体を当該官庁に返却する。なお、依頼先ゆうちょ銀行店舗等との電磁的記録媒体の授受にあつては、適宜の授受簿を設けるなどの方法により電磁的記録媒体の授受漏れがないよう十分注意すること。

② 届出の印鑑票とは、「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」（以下「代理店取扱手続」という）の国庫金編の「窓口1 取引の開廃等」（例規集1の18ページの（1）ほか）の印鑑票をいう。

③ 金額、その他の記載事項の訂正は、請求書の訂正印（届出のもの）があればよい。

(2) 振込明細表^①の確認

- 振込指定日および振込請求官庁名が、国庫金振込請求書と一致していること。
- 金額に改ざんがないこと^②。
- 振込先店舗名、預貯金種別、口座番号、受取人名（フリガナを含む）の記載も
れないこと。
- 3通とも記載事項が一致していること。

① 【国家公務員給与振込明細表の記載例】

－振込先金融機関ごとに作成される場合－

国家公務員給与振込明細表						1 ページ
振込指定日		令和3年6月18日				
(取扱機関名)		〇〇裁判所		(振込先金融機関名)		〇〇銀行
振込先	金融機関名	本・支店名	預貯金種別	口座番号	(フリガナ)氏名	金額 円
1		〇〇店	普・当	125672	ハシカスオ 林和男	243,919
2		〃	普・当	125783	マエダイチロウ 前田一郎	225,785
3		〃	普・当	125894	マツモトタケシ 松本孝行	236,434
4		△△店	普・当	232456	オヤマハルヒコ 大山春彦	223,158
5		〃	普・当	232567	タケナカマサオ 田中正夫	216,419
6		〃	普・当	232678	オガワセイジ 小川清二	226,896
7		××店	普・当	341234	アオキシゲル 青木茂	227,423
8		〃	普・当	341345	ヤマシタノブオ 山下信雄	218,382
9		××店 〇〇出張所	普・当	341456	ミナミヒデアキ 南英明	216,571
10			普・当			
11			普・当			
12			普・当			
13			普・当			
14			普・当			
15			普・当			
				小計	9件	2,034,987
				合計	9件	2,034,987

- ・ 機械作成分の振込先、受取人名は、原則としてカナ文字で記載される。この場合、預貯金種別欄の「普」または「当」は、「フ」または「ト」と記載されることがある。
- ・ 振込明細表は、原則として振込先金融機関ごと（注）に作成される。この場合、振込先欄の金融機関名は記載されない。
- ・ 振込先がゆうちょ銀行の場合は振込先金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」、振込先欄の本・支店名に「3桁の番号」がそれぞれ記載される（振込先欄の金融機関名は記載されない）。

（注）振込明細表を振込先金融機関ごとの区分以外により作成する場合は、振込請求官庁と日本銀行の代理店およびその統轄店が協議して作成区分を定めることになっている（371ページの備考6.参照）。

② 金額、その他の記載事項の訂正は、請求者の訂正印（届出のもの）があればよい。

(3) 受領証書の交付

- 国庫金振込請求書の副本の受領証書欄に受領日と代理店名を記入^①する。
- 国庫金振込請求書の副本に振込明細表 1 通を添付し、振込請求官庁に渡す。

(4) 振込明細表送付書の作成等

- 国庫金振込請求書の正本および振込明細表により、振込明細表送付書を作成^②する。
- 振込明細表送付書に振込明細表を次のとおり添付し、依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。
 - ・ 依頼先金融機関（自店） 2 通
 - ・ 依頼先ゆうちょ銀行店舗等 1 通（1 通は小切手の交付を受けるまで保管）
- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等に交付したときは、振込明細表受領書^③を徴求する。
- 国庫金振込請求書の正本は、振込請求官庁から国庫送金資金として小切手の交付（334ページの5.）を受けるまで保管する。

① 【国庫金振込請求書（副本）への受領日等の記入例】

国庫金振込請求書 ㊤		番号 1				
令和3年6月14日						
小切手振出日	令和3年6月17日					
振込指定日	令和3年6月18日					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">取扱機関名</td> <td>〇〇裁判所</td> </tr> <tr> <td>資金の種類 別区分</td> <td>預託金</td> </tr> </table>		取扱機関名	〇〇裁判所	資金の種類 別区分	預託金	
取扱機関名	〇〇裁判所					
資金の種類 別区分	預託金					
下記の金額を、振込指定日に、別添の国家公務員給与振込明細表の通り振込んで下さい。ただし、この振込に係る資金は小切手振出日に交付します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">件数</td> <td>109 件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>¥22,034,987 円</td> </tr> </table>			件数	109 件	金額	¥22,034,987 円
件数	109 件					
金額	¥22,034,987 円					
日本銀行 〇〇代理店あて		資金前渡官吏 〇〇裁判所会計課長 鈴木秀市				
(日本銀行記入欄) 小切手受領日 令和 年 月 日 小切手番号 第 号						
受領証書						
上記請求書を受領しました。なお、別添国家公務員給与振込明細表の金額は、指定の通り、振込指定日に振込まれます。						
令和3年6月14日		受領日				
日本銀行〇〇代理店						

② 【振込明細表送付書の作成例】

(書式第3号)

振込明細表送付書 ㊤			
			(日付) 3. 6. 14
明細表 枚	件	22,034,987	
11	109		
資金交付日		3. 6. 17	
別紙振込明細表により振込の手続きを取り運び願います。			
〇〇銀行〇〇店 御中		日本銀行〇〇代理店	

(用紙寸法 適宜)

- 国庫金振込請求書に記載されている小切手振出日を記入する。

③ 【振込明細表受領書の記載例】

(書式第3号(2))

振込明細表受領書 ㊤			
			(日付) 3. 6. 14
明細表 枚	件	¥23,450,000	
1	7		
上記の振込明細表を受領しました。ついては、振込明細表に従い振込の手続きを取り運びます。			
日本銀行 〇〇代理店 御中		(金融機関名) ゆうちょ銀行銀行代理業者〇〇郵便局	

(用紙寸法 適宜)

【給与振込・振込請求書、振込明細表】

5. 国庫送金資金として交付を受けた小切手の確認等

(1) 小切手の受付

振込請求官庁から、国庫金振込請求書（332 ページの（4））に記載されている小切手振出日に小切手の交付^(注)を受けたときは、次の取扱いをする。

（注）所定日の午前中に交付される。

イ. 小切手の確認

- 振出人の印影、記載事項等を現金払の小切手の場合^①に準じて確かめること。
- 渡先が自店（日本銀行〇〇代理店）となっていること。
- 小切手金額その他の記載事項が国庫金振込請求書と一致^②していること。

ロ. 小切手の領収書の交付

- 国庫金振込請求書の日本銀行記入欄に小切手受領日と小切手番号を記入^③する。
- 小切手の領収書（「代理店取扱手続」の参考書式第4号）を作成^④し領収印^⑤を押して、振込請求官庁に渡す。

小切手の確認

小切手の領収書の交付

① 現金払の小切手の確認方法は、「代理店取扱手続（国庫金編）」の「窓口 5 預託金」（例規集 1 の130ページのイ.）の項参照。

② 送金資金の小切手の交付を受ける前に国庫金振込取消請求書が提出されている場合（346ページの（イ））は、国庫金振込請求書の金額から取消分の金額^{（注）}を控除して照合する。

（注）国庫金振込請求書に取消分の件数、金額が付記されている（下記③参照）。

③ 【国庫金振込請求書への小切手受領日等の記入例】

国庫金振込請求書 ㊤		番号	1				
令和 3 年 6 月 14 日 小切手振出日 令和 3 年 6 月 17 日 振込指定日 令和 3 年 6 月 18 日							
取扱機関名		〇〇裁判所					
資金の種類 別区分		預託金					
下記の金額を、振込指定日に、別添の国家公務員給与振込明細表の通り振込んで下さい。ただし、この振込に係る資金は小切手振出日に交付します。							
<table border="1"><tr><td>件数</td><td>109 件</td></tr><tr><td>金額</td><td>¥22,034,987 円</td></tr></table>		件数	109 件	金額	¥22,034,987 円	取消分 1 件 224,354 円	
件数	109 件						
金額	¥22,034,987 円						
日本銀行 〇〇代理店あて		資金前渡官吏 〇〇裁判所会計課長 鈴木 秀 市 					
(日本銀行記入欄) 小切手受領日 令和 3 年 6 月 17 日 小切手番号 第 21 号							
受領証書 上記請求書を受領しました。なお、別添国家公務員給与振込明細表の金額は、指定の通り、振込指定日に振込まれます。 令和 年 月 日 日本銀行							

← ・取消分の件数、金額の付記例

④ 領収書の作成例は、「代理店取扱手続（国庫金編）」の「窓口 5 預託金」（例規集 1 の135ページの①）参照。

⑤ 領収印とは、「代理店取扱手続」の「はじめに」（例規集 1 の 6 ページの 4.）に定める領収印をいう（以下同じ）。

(2) 預託金内訳帳の記入等

- 小切手により預託金内訳帳に払出しの記入をする。

内訳帳等の記入は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領
(代理店用)」^①へ

- 小切手に支払印^②（または自行庫所定の出納印等）を押す。
- 小切手は国庫金の払出証票として取扱う。

国庫金の払出証票は、「代理店取扱手続」（例規集 1 に収録）^③へ

- ① 索引番号A－100【国庫金勘定事務－通常入力－現金払－政府小切手】参照。
- ② 支払印とは、「代理店取扱手続」の「はじめに」（例規集1の6ページの4.）に定める支払印をいう。
- ③ 国庫金編「後方2 計算整理、諸報告」（248ページの（1））参照。

6. 委託送金の依頼

送金資金の受入れ

(1) 送金資金の受入れ

- 前記 5. (2) により国庫金から払出した資金は、日本銀行の送金資金として受入れる。

送金依頼書の作成

(2) 国庫送金依頼書の作成

- 国庫金振込請求書および振込明細表により、国庫送金依頼書とその控とを作成^①する。

送金資金の交付

(3) 送金資金、国庫送金依頼書の交付等

- 国庫送金依頼書の金額を日本銀行の送金資金から払出し、国庫送金依頼書とともに依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等^②に交付する。
- 国庫送金依頼書控^③は国庫送金の受払証票として取扱う。

国庫送金の受払証票は、「代理店取扱手続」（例規集 2 に収録）^④へ

国庫金振込請求書および振込明細表は、後記 8. 「証票等の整理保管」（364 ページの（1））へ

- ① 1. 左ページ（3）において、依頼先金融機関（自店）に交付する場合、国庫送金依頼書の返
れいをすみやかに受けることができることに限り、控の作成を省略してもよい。

2. 【国庫送金依頼書の作成例】

（書式第4号）

国庫送金依頼書 控 給 (日付) 3. 6. 17						
国庫送金依頼書 給 (日付) 3. 6. 17						
件 108	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 25%; padding: 5px;">21</td><td style="width: 25%; padding: 5px;">810</td><td style="width: 50%; padding: 5px;">円 633</td></tr></table>		21	810	円 633	取消分 1件 224,354円
21	810	円 633				
振込明細表送付日 3. 6. 14						
上記の金額を貴店へ振り込みましたので、さきに送付ずみの 振込明細表のとおり振込をお願いします。(注)						
〇〇銀行〇〇店 御中		日本銀行〇〇代理店				

(用紙寸法 適宜)

(注) 依頼先ゆうちょ銀行店舗等への資金交付において、同店舗等名義の口座への振込み以外の方法
による場合は「貴店へ振り込みましたから」を「貴方に交付しますので」とする。

- ・ 送金資金を交付する前に振込の取消があった場合（346 ページの（イ））は、国庫金振込請求書の件
数、金額から取消分を控除して記入し、余白に振込取消分の件数と金額を付記する。

- ② 依頼先ゆうちょ銀行店舗等への送金資金の交付は、ゆうちょ銀行の店舗または郵便局との間
で取り決めた適宜の方法により行う。

- ③ 国庫送金依頼書控の作成を省略した場合は、国庫送金依頼書を受払証票として取扱う。

- ④ 国庫送金編「後方1 計算整理、諸報告」（166ページの（1））参照。

（参考） 依頼先金融機関（自店）あてのものは委託送金（当座振込）の受払証票に含めて取
扱い、依頼先ゆうちょ銀行店舗等あてのものは委託送金（郵便振替）の受払証票に含
めて取扱うことになる。

7. 振込不能分等の取消請求による組みもどし

(1) 国庫金振込不能報告書とその写の提出を受けた場合

依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、振込指定日の正午までに国庫金振込不能報告書^①（参考書式第2号）とその写の提出を受けたときは、すみやかに次の取扱いをする。

イ. 国庫金振込不能報告書の確認

- 記載事項が整っていること。
 - ・ 受取人名、金額等の記載もれがないか
- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から提出された場合は、金額その他の記載事項が振込明細表と一致していること。

ロ. 振込不能の通知

- 電話等により、振込不能分の要項を振込請求官庁に通知^②する。

ハ. 国庫金振込不能報告書写の送付等

- 国庫金振込不能報告書写に次の事項を記入し、これを振込請求官庁に送付する。
 - ・ あて先
 - ・ 受付日
 - ・ 代理店名
- 国庫金振込不能報告書は、振込請求官庁から国庫金振込取消請求書等の提出（344ページの（2））を受けるまで保管^③する。

振込不能報告書の確認

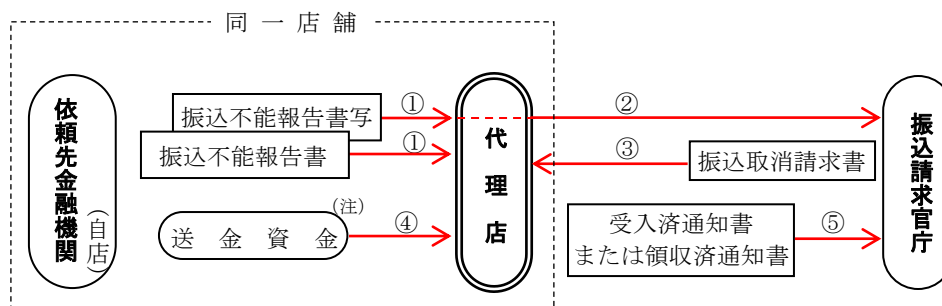
振込不能の通知

振込不能報告書写の送付

- ① 1. 国庫金振込不能報告書は、依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に送金資金を交付する前であっても提出される。

2. （参考） 国庫金振込不能報告書等の流れ（依頼先金融機関（自店）の場合）

－送金資金の交付後の場合－



（注）送金資金は振込指定日までに返れいされる。

なお、振込指定日までに送金資金の返れいができない旨の申出を受けた場合は、国庫金未整理から振替受入れの手続をすることになる（354 ページのロ、参照）。

3. 【国庫金振込不能報告書の記載例】

国庫金振込不能報告書 ③			
御中		日本銀行〇〇代理店 御中	
(日付) 日本銀行		(日付) 3. 6. 18	
		(取扱店) 〇〇銀行〇〇店	
下記の国庫金は振込不能となり、当該振込みを取消しましたので報告します。			
国庫送金依頼書日付	3. 6. 17 (振込指定日 3. 6. 18)		
振込請求官庁名	〇〇裁判所		
給与振込明細表	ページ 1	番号 2	
振込先	金融機関店舗名 〇〇銀行〇〇店	預貯金種別 普 当	口座番号 125783
受取人名	前田 一郎		
金額	225,785		
振込不能事由	口座番号相違		

- ・ 代理店記入欄
- ・ 番号欄には振込明細表の左欄外の整理番号が記載される。

- ②（注意） 振込請求官庁では、この通知により振込指定日までに国庫金振込取消請求書の発行等の手続をすることになっているので、振込不能分の通知もれ、遅延がないようにする。

- ③（注意） 処理済のものに混入しないようにする。

(2) 国庫金振込取消請求書等の提出を受けた場合

振込請求官庁から、国庫金振込取消請求書（以下「取消請求書」という）等の提出を受けたときは、すみやかに次の取扱いをする。

イ. 取消請求書の確認等

- 次表により、取消請求書の使用区分等を確認する。

() 内 参考書式番号

取 消 請 求 書 の 使 用 区 分		請 求 者
送金資金の小切手の交付を受ける前の場合	国庫金振込取消請求書 (第4号)	資金前渡官吏
送金資金の小切手の交付を受けた後の場合	同上 (第5号)	資金前渡官吏

- 取消請求書^①の記載事項が整っていることを確認する。
 - ・ 振込請求官庁の記名、押印があるか
 - ・ 金額に訂正^②、改ざんがないか
 - ・ 受取人名、振込先金融機関店舗名等の記載もれがないか
 - ・ 各片の記載事項が一致しているか

① 【国庫金振込取消請求書の記載例】

国庫金振込取消請求書 ㊦ (番 号) 2 令和3年6月18日 日本銀行〇〇代理店 あて 資金前渡官吏 〇〇裁辨所会計課長 鈴木 秀 市 印 下記の金額の振込を取消し、当該金額を預託金に受入れられたい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">国庫金振込請求書の日付及び番号</td> <td>3. 6. 14 1</td> </tr> <tr> <td>付表のページ及び行</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td>預貯金種別及び口座番号</td> <td>普 125783</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>前 田 一 郎</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>225,785 円</td> </tr> <tr> <td>振込先金融機関名</td> <td>〇〇銀行〇〇店</td> </tr> <tr> <td>小切手番号</td> <td>21</td> </tr> </table>	国庫金振込請求書の日付及び番号	3. 6. 14 1	付表のページ及び行	1~2	預貯金種別及び口座番号	普 125783	氏 名	前 田 一 郎	金 額	225,785 円	振込先金融機関名	〇〇銀行〇〇店	小切手番号	21	受入済通知書 ㊦ 年 月 日 (出納信吏あて) 日本銀行 下記の金額の振込を取消し、年 月 日に預託金に受入済につき通知します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">国庫金振込請求書の日付及び番号</td> <td>3. 6. 14 1</td> </tr> <tr> <td>付表のページ及び行</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td>預貯金種別及び口座番号</td> <td>普 125783</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>前 田 一 郎</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>225,785 円</td> </tr> <tr> <td>振込先金融機関名</td> <td>〇〇銀行〇〇店</td> </tr> <tr> <td>小切手番号</td> <td>21</td> </tr> </table>	国庫金振込請求書の日付及び番号	3. 6. 14 1	付表のページ及び行	1~2	預貯金種別及び口座番号	普 125783	氏 名	前 田 一 郎	金 額	225,785 円	振込先金融機関名	〇〇銀行〇〇店	小切手番号	21
国庫金振込請求書の日付及び番号	3. 6. 14 1																												
付表のページ及び行	1~2																												
預貯金種別及び口座番号	普 125783																												
氏 名	前 田 一 郎																												
金 額	225,785 円																												
振込先金融機関名	〇〇銀行〇〇店																												
小切手番号	21																												
国庫金振込請求書の日付及び番号	3. 6. 14 1																												
付表のページ及び行	1~2																												
預貯金種別及び口座番号	普 125783																												
氏 名	前 田 一 郎																												
金 額	225,785 円																												
振込先金融機関名	〇〇銀行〇〇店																												
小切手番号	21																												

受取人名

→

振込請求官庁

〔届出の印鑑票どおり〕

〔記名、押印される〕

② 金額以外の記載事項の訂正は、請求者の訂正印（届出のもの）があればよい。

ロ. 取消請求書等の取扱い

(イ) 送金資金の小切手の交付を受ける前の取消

区 分	取 扱 方 法
国庫金振込不能報告書による取消請求の場合	○ 取消請求書に記載されている受取人名、金額等が国庫金振込不能報告書（342ページのハ.）と一致していることを確かめる。この場合、依頼先ゆうちょ銀行店舗等分については振込明細表とも一致していることを確かめる。 ○ 国庫金振込取消通知書^①に日付と代理店名を記入し、これを振込請求官庁に送付する。 ○ 国庫金振込請求書（332ページの（４））に取消分の件数と金額を付記^②する。 ○ 取消請求書に「計算外」と付記^①し、これを国庫金振込請求書に添付する。 ○ 国庫金振込不能報告書に処理済の旨および処理日を記入する。 ○ 依頼先ゆうちょ銀行店舗等分については、振込明細表の該当部分に取消の旨および処理日を記入する。 国庫金振込不能報告書は、後記 8. 「証票等の整理保管」（364ページの（１））へ
国庫金振込不能報告書によらない取消請求の場合	○ 依頼先ゆうちょ銀行店舗等分については、取消請求書に記載されている受取人名、金額等が振込明細表と一致していることを確かめる。 ○ 取消請求書の写を作成^③してその下部に次の事項を記入する。 ・ 給与振込の取消通知文言 ・ 作成日 ・ あて先 ・ 代理店名 ○ 写を依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。 ○ 国庫金振込取消通知書^①に日付と代理店名を記入し、これを振込請求官庁に送付する。 ○ 国庫金振込請求書（332ページの（４））に取消分の件数と金額を付記^②する。 ○ 取消請求書に「計算外」と付記^①し、これを国庫金振込請求書に添付する。 ○ 依頼先ゆうちょ銀行店舗等分については、振込明細表の該当部分に取消の旨および処理日を記入する。

① 【国庫金振込取消請求書、同通知書への代理店名等の記入例】

国庫金振込取消請求書 ③ (番 号) 1 令和3年6月16日 日本銀行〇〇代理店 あて 資金前渡官吏 〇〇裁押所会計課長 鈴木 秀市 印 計算外 下記の金額の振込を取消されたい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国庫金振込請求書の日付及び番号</td> <td>3. 6. 14 1</td> </tr> <tr> <td>付表のページ及び行</td> <td>2~1</td> </tr> <tr> <td>預貯金種別及び口座番号</td> <td>普 119826</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>山本 和正</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td style="text-align: right;">224,354 円</td> </tr> <tr> <td>振込先金融機関名</td> <td>△△銀行〇〇店</td> </tr> </table>	国庫金振込請求書の日付及び番号	3. 6. 14 1	付表のページ及び行	2~1	預貯金種別及び口座番号	普 119826	氏 名	山本 和正	金 額	224,354 円	振込先金融機関名	△△銀行〇〇店	国庫金振込取消通知書 ③ 〇〇裁押所 資金前渡官吏 あて 3年6月16日 日本銀行〇〇代理店 下記の金額の振込を取消しましたので、通知します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国庫金振込請求書の日付及び番号</td> <td>3. 6. 14 1</td> </tr> <tr> <td>付表のページ及び行</td> <td>2~1</td> </tr> <tr> <td>預貯金種別及び口座番号</td> <td>普 119826</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>山本 和正</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td style="text-align: right;">224,354 円</td> </tr> <tr> <td>振込先金融機関名</td> <td>△△銀行〇〇店</td> </tr> </table>	国庫金振込請求書の日付及び番号	3. 6. 14 1	付表のページ及び行	2~1	預貯金種別及び口座番号	普 119826	氏 名	山本 和正	金 額	224,354 円	振込先金融機関名	△△銀行〇〇店
国庫金振込請求書の日付及び番号	3. 6. 14 1																								
付表のページ及び行	2~1																								
預貯金種別及び口座番号	普 119826																								
氏 名	山本 和正																								
金 額	224,354 円																								
振込先金融機関名	△△銀行〇〇店																								
国庫金振込請求書の日付及び番号	3. 6. 14 1																								
付表のページ及び行	2~1																								
預貯金種別及び口座番号	普 119826																								
氏 名	山本 和正																								
金 額	224,354 円																								
振込先金融機関名	△△銀行〇〇店																								

- ・ 「計算外」の付記

② 国庫金振込請求書への取消分の件数と金額の付記例は、335ページの③参照。

③ 自行で調製した用紙を使用するか、または依頼先金融機関（自店）に対しては写の作成を省略して取消請求書を提示してもよい。

④ 【取消請求書写への取消通知文言等の記入例】

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>預貯金種別及び口座番号</td> <td>普 226891</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>渡辺 正夫</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td style="text-align: right;">243,240 円</td> </tr> <tr> <td>振込先金融機関名</td> <td>△△銀行△△店</td> </tr> </table>	預貯金種別及び口座番号	普 226891	氏 名	渡辺 正夫	金 額	243,240 円	振込先金融機関名	△△銀行△△店	上記の給与振込が取消となりましたので、通知します。 〇〇銀行〇〇店 御中 3. 6. 15 日本銀行〇〇代理店
預貯金種別及び口座番号	普 226891								
氏 名	渡辺 正夫								
金 額	243,240 円								
振込先金融機関名	△△銀行△△店								

作成日

- ・ 取消請求書写の下部に余白が少ない場合は、取消通知文言等を記入した付箋を付ける。

(ロ) 送金資金の小切手の交付を受けた後の取消

区 分	取 扱 方 法
国 庫 金 振 込 不 能 報 告 書 に よ る 取 消 請 求 の 場 合	○ 取消請求書に記載されている受取人名、金額等が国庫金振込不能報告書（342ページのハ.）と一致していることを確かめる。この場合、依頼先ゆうちょ銀行店舗等分については振込明細表とも一致していることを確かめたうえ、適宜の方法により取消請求書の要項を連絡する。 ○ 取消請求書と国庫金振込不能報告書は、依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から送金資金の返れい（350ページの（3））を受けるまで保管する。
国 庫 金 振 込 不 能 報 告 書 に よ ら な い 取 消 請 求 の 場 合	○ 依頼先ゆうちょ銀行店舗等分については、取消請求書に記載されている受取人名、金額等が振込明細表と一致していることを確かめる。 ○ 取消請求書の写を作成^①してその下部に次の事項を記入する。 ・ 送金資金の返れい依頼文言 ・ あ て 先 ・ 作 成 日 ・ 代 理 店 名 ② ○ 写を依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。 ○ 取消請求書は、依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から送金資金の返れい（350ページの（3））を受けるまで保管する。

- ① 自行で調製した用紙を使用するか、または依頼先金融機関（自店）に対しては写の作成を省略して取消請求書を提示してもよい。

② 【取消請求書への送金資金の返れい依頼文言等の記入例】

預 貯 金 種 別 及 び 口 座 番 号	普 100759
氏 名	大宮 太郎
金 額	円 234,165
振 込 先 金 融 機 関 店 舗 名	△△銀行××店
小 切 手 番 号	178

上記の給与振込が取消となりましたので、送金資金を
振込指定日（3. 6. 18）までにお返ください。

〇〇銀行〇〇店 御中
3. 6. 18
日本銀行〇〇代理店

作成日

- ・ 取消請求書写の下部に余白が少ない場合は、送金資金の返れい依頼文言等を記入した付箋を付ける。

(3) 送金資金の返れい等を受けた場合**イ. 振込指定日までに送金資金の返れいを受けた場合**

依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、振込指定日まで^①に取消済の送金資金の返れい^②を受けたときは、次の取扱いをする。

(イ) 送金資金の確認

- 返れいを受けた送金資金^(注)が取消請求書（348ページの（ロ））の金額と一致していること。

（注）日本銀行の送金資金の受払計算はしない。

- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から領収書の交付を求められたときは、適宜の領収書^③を作成し、領収印を押して、依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。

- ① 振込指定日までとは、振込指定日の午後 3 時までをいう。
- ② 依頼先ゆうちょ銀行店舗等からの送金資金の返れいは、ゆうちょ銀行の店舗または郵便局との間で取り決めた適宜の方法により行う。
- ③ 【領収書の作成例】

(国庫送金資金返れい用)			
領 収 書			国庫金
		円	
¥ 2 3 6 6 3 0			
上記の金額を国庫送金資金返れい分として領収しました。			
(日付)			
日本銀行〇〇代理店			領収印
<u>ゆうちょ銀行銀行代理業者△△郵便局</u> 御中			

(書式、規格等は適宜)

(注) 収入印紙は不要。この場合、「国庫金」と記入する。

(ロ) 取消請求書等の取扱い

- 取消請求書と受入済通知書とに領収印^①を押す。
- 取消請求書により、預託金内訳帳に受入れの記入をする。

預託金内訳帳の記入は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」^②へ

- 受入済通知書を振込請求官庁に送付する。
- 取消請求書は国庫金の受入証票として取扱う。

国庫金の受入証票は、「代理店取扱手続」（例規集 1 に収録）^③へ

(ハ) 国庫金振込不能報告書の取扱い

- 国庫金振込不能報告書（348ページの（ロ））の提出を受けている場合は、これに処理済の旨および処理日を記入する。

(ニ) 振込明細表の取扱い

- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等分については、振込明細表の該当部分に取消の旨および処理日を記入する。

国庫金振込不能報告書および振込明細表は、後記 8. 「証票等の整理保管」（364ページの（1））へ

- ① 取消請求書に限り、 自行庫所定の出納印等を使用してもよい。
- ② 索引番号 A－000 【国庫金勘定事務－通常入力－現金受】 参照。
- ③ 国庫金編「後方2 計算整理、諸報告」（248ページの（1）） 参照。

ロ. 振込指定日までに送金資金の返れいができない旨の申出を受けた場合

依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、振込指定日までに取消分の送金資金の返れいができない旨の申出を受けたとき^①は、日本銀行業務局（業務運行統括グループ）に適宜の方法により連絡したうえで、次の取扱いをする。

（イ）国庫金組替書の作成等

- 次表の書類に送金資金返れい未了の旨を記入する。

区 分	記 入 す る 書 類
国庫金振込不能報告書による取消分の場合	国庫金振込不能報告書 (348 ページの(ロ))
国庫金振込不能報告書によらない取消分の場合	新たに作成した取消請求書の写

- 取消請求書により国庫金組替書^{(注) ②}を作成する。

（注）・国庫金組替書の払出科目…国庫内為替

- ・ “ ” 受入科目…預託金
- ・ 振替元…記載しない
- ・ 振替先…取消請求書に記載されている取引担当官

- 国庫金組替書の写および取消請求書の写を日本銀行業務局（業務運行統括グループ）に送付する。また、同グループに対し、送付後すみやかに電話連絡を行う。
- 日本銀行業務局（業務運行統括グループ）から当該取引に関する国庫金未整理の払出し等の手続が終了した旨の連絡を受けたときは、国庫金組替書により預託金内訳帳への受入の記入等をする。

内訳帳の記入等は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」^③へ

① (参考) 次のような、やむを得ない理由により振込指定日までに送金資金を返れいすることができない場合に申出を受けることになる。

- ・ 依頼先金融機関が振込先店舗に送金資金を渡している場合で、通信障害等のため振込先店舗から振込指定日までに取消分の送金資金の返れいを受けることができなかった場合

② 【国庫金組替書の作成例】

国 庫 金 組 替 書				
			5 0 0 0	円
振替先 〇〇地方裁判所 資金前渡官吏				
振替元				
受入科目 預 託 金		払出科目 国庫内為替		(日付) 日本銀行 店

振替印

③ 索引番号A-300【国庫金勘定事務-通常入力-組替】参照。振替元における取引店は自店とする。

(ロ) 取消請求書等の取扱い

- 国庫金組替書および受入済通知書に振替印^①を押す。
- 受入済通知書を振込請求官庁に送付する。
- 国庫金組替書に取消請求書を添付する。
- 国庫金組替書は国庫金の受払証票として取扱う。

国庫金の受払証票は、「代理店手続」(例規集 1 に収録)^②へ

① 振替印とは、「代理店取扱手続」の「はじめに」（例規集 1 の 6 ページの 4.）に定める振替印をいう（以下同じ）。

② 国庫金編「後方 2 計算整理、諸報告」（248 ページの（1））参照。

ハ. 振込指定日後に送金資金の返れいを受けた場合

依頼先金融機関（自店）または依頼先ゆうちょ銀行店舗等から、振込指定日まで返れいすることができなかった送金資金について、振込指定日後に返れいを受けたときは、日本銀行業務局（業務運行統括グループ）に適宜の方法により連絡したうえで、次の取扱いをする。

（イ）送金資金の確認

- 返れいを受けた送金資金^{（注）}が、資金返れい未了の旨が記入してある国庫金振込不能報告書または取消請求書写（354ページの（イ））の金額と一致していることを確かめる。

（注）日本銀行の送金資金の受払計算はしない。

- 依頼先ゆうちょ銀行店舗等から領収書の交付を求められたときは、適宜の領収書^①を作成し、領収印を押して依頼先ゆうちょ銀行店舗等に渡す。

① 【領収書の作成例】

(国庫送金資金返れい用)			
領 収 書			国庫金
		¥ 2 3 4 1 6 5	
上記の金額を国庫送金資金返れい分として領収しました。			
(日付)			
日本銀行〇〇代理店			領収印
ゆうちょ銀行銀行代理業者△△郵便局 御中			

(書式、規格等は適宜)

(注) 収入印紙は不要。この場合、「国庫金」と記入する。

(ロ) 国庫金未整理受入書の作成等

- 国庫金振込不能報告書または取消請求書写に処理済の旨および処理日を記入する。

国庫金振込不能報告書 } は、後記 8. 「証票等の整理保管」
または取消請求書写 } (364 ページの (1)) へ

- 国庫金振込不能報告書または取消請求書写により国庫金未整理受入書（書式第 7 号）^①（注）を作成し、領収印を押す。

（注）下部余白に「受入科目 国庫内為替」と記入する。

- 国庫金未整理受入書により統合国庫記帳システムに受入れの入力をする。

受入れの入力は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領
（代理店用）」^②へ

- 国庫金未整理受入書の写を日本銀行業務局（業務運行統括グループ）に送付する。また、同グループに対し、送付後すみやかに電話連絡を行う。
- 国庫金未整理受入書は国庫金の受入証票として取扱う。

国庫金の受払証票は、「代理店手続」（例規集 1 に収録）^③へ

① 【国庫金未整理受入書の作成例】

(書式第7号)

国 庫 金 未 整 理 受 入 書 (日付) 日本銀行〇〇店 領収印				
給与振込取消額			¥ 5	0 0 0
受入科目 国庫内為替				

② 索引番号A-000【国庫金勘定事務－通常入力－現金受】参照。取引店は自店、計算科目は「国庫内為替」とする。

③ 国庫金編「後方2 計算整理、諸報告」(248 ページの(1))参照。

8. 証票等の整理保管

整理方法、保管期間

(1) 整理方法、保管期間

- 証票等は、適宜取まとめて次の期間保管する^①。

国家公務員給与振込明細表（ゆうちょ銀行分）…… 10年

国庫金振込請求書…… 5年

国庫金振込不能報告書…… 1年

その他…… 適宜

保管方法

(2) 保管方法

- 証票等は、自行庫所定の保管台帳等に記入^②し、自店^③に保管する。
- 保管期間が満了した証票等は、保管台帳等に廃棄日を記入したうえ、廃棄する。

- ① 1. 保管期間の起算は、自行庫所定の方法による。
2. 名称、保管期間が「代理店取扱手続」の国庫送金編の証票等と同一のものについては、国庫送金編の証票等と取まとめて整理してもよい。
- ② 保管期間が2年未満のものは、保管台帳等に記入しなくてもよい。
- ③ 自店で保管すべき証票等を、自行庫の本部等が、自店に代わり保管する場合には、当該本部等に保管台帳等を備え付けることができる。この場合、当該本部等は、保管台帳等への記入などの方法により、本来証票等を保管すべき店舗を明らかにしておく。

参 考

国家公務員給与振込事務取扱要領の参考書式

目 次

参考書式番号	参 考 書 式 名 称	ページ
1	国庫金振込請求書	369
1 (2)	国家公務員給与振込明細表	370
2	国庫金振込不能報告書	372
3	(削除)	
4	国庫金振込取消請求書 (資金前渡官吏用)	373
5	国庫金振込取消請求書 (預託金受入用)	373

参考書式第 1 号 (国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する
書類の様式を定める省令第 3 号の 2 書式)

国庫金振込請求書		給	番号
令和 年 月 日			
小切手振出日	令和 年 月 日	取扱機関名	
振込指定日	令和 年 月 日	資金の種類 別区分	
下記の金額を、振込指定日に、別添の国家公務員給与振込明細表の通り振込んで下さい。 ただし、この振込に係る資金は小切手振出日に交付します。			
件数		件	
金額		円	
日本銀行（何店）あて		(資格 官職 氏 名 印)	
(日本銀行記入欄)			
小切手受領日		令和 年 月 日	
小切手番号		第 号	
受領証書			
上記請求書を受領しました。なお、別添国家公務員給与振込明細表の金額は、指定の通り、振込指定日に振込まれます。			
令和 年 月 日		日本銀行（何店）	

国家公務員給与振込明細表

振込指定日 令和 年 月 日

(取扱機関名)

(振込先金融機関名)

	振込先		預種 貯別 金	口座番号	(フリガナ) 氏 名		金 額 円	備考
	金融機関名	(編注) 本・支店名						
1			普・当					
2			普・当					
3			普・当					
4			普・当					
5			普・当					
6			普・当					
7			普・当					
8			普・当					
9			普・当					
10			普・当					
11			普・当					
12			普・当					
13			普・当					
14			普・当					
15			普・当					
					小 計	件		
					合 計	件		

← 2cm →

← 2cm →

← 0.5 cm →

← 2cm →

← 5.1cm →

← 3cm →

← 14.6cm →

↑ 1.3cm ↓

(編注) 出張所あての振込については、本・支店名欄に母店名を冠記のうえ、出張所名を記入する。

備 考

1. 請求書の大きさは、日本産業規格A列4とし、付表の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2. 請求書は正副2枚、付表は正副5枚（取引店が日本銀行代理店である場合には正副4枚）を複写により作成し、請求書については正副2枚を、付表については正副4枚（取引店が日本銀行代理店である場合には、正副3枚）を取引店に交付するものとする。
3. 電子計算機その他の機器（以下「機器」という。）により、請求書又は付表を作成する場合には、カナ文字を使用することができる。
4. 請求書の番号欄には年度間を通ずる一連番号を、小切手振出日欄には小切手の交付日を、振込指定日欄には給与の支給日を、件数欄には振込件数をそれぞれ記入するものとする。
5. 代理店取扱手続参考書式第101号の備考5は、本請求書の作成について準用する。
6. 付表は、振込先金融機関ごとに作成するものとする。ただし、振込先金融機関ごとの区分以外の区分（振込先金融機関の店舗（本店又は支店をいう。以下同じ。）ごとその他の区分）により作成することが適当であると認められる場合には、請求書の作成機関とその取引店及び取引店の統轄店が協議して、振込先金融機関ごとの区分以外の区分により作成することができる。
7. 付表の振込先金融機関名欄には、振込先金融機関の店舗ごとに作成する場合には当該店舗名を記入するものとし、振込先金融機関又は振込先金融機関の店舗ごとの区分以外の区分により作成する場合には記入を要しないものとする。
8. 付表を振込先金融機関ごとに作成する場合には、振込先欄の金融機関名の記入を、振込先金融機関の店舗ごとに作成する場合には同欄の金融機関名及び本・支店名の記入を要しないものとする。
9. 付表を機器により作成する場合において必要があるときは、振込先欄の金融機関名及び本・支店名を上下二段に記入することができる。
10. 付表の預貯金種別欄は、該当文字を○印で囲むものとする。

なお、付表を機器により作成する場合には、「普」及び「当」に代えて、それぞれ「フ」及び「ト」と記入することができる。

（注） 振込先がゆうちょ銀行の場合は、付表の振込先金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」、振込先欄の本・支店名に「3桁の番号」がそれぞれ記載される（振込先欄の金融機関名は記載されない）。

参考書式第2号

国庫金振込不能報告書 給

(日付)
日本銀行

御中

日本銀行
(日付)
(取扱店)

店 御中

下記の国庫金は振込不能となり、当該振込みを取消しましたので報告します。

国庫送金依頼書日付	(振込指定日)		
振込請求官庁名			
給与振込明細表	ページ	番号	
振込先	金融機関店舗名	預貯金種別 普 当	口座番号
受取人名			
金額			
振込不能事由			

(注) 左上部の点線内は日本銀行の記入欄

- 備考1. 振込明細表の番号欄は、同明細表左欄外の整理番号を記入する。
2. 預貯金種別欄の「普」、「当」は、いずれか該当する方を○で囲む。

参考書式第3号 (削除)

参考書式第4号（出納官吏事務規程第20号書式（その2））

国庫金振込取消請求書 (給) (番号) 年 月 日 日本銀行（何店あて） （出納官吏 官職 氏名 印） 下記の金額の振込を取消されたい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>国庫金振込請求書の 日付及び番号</td><td></td></tr> <tr><td>付表のページ及び行</td><td></td></tr> <tr><td>預貯金種別及び口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>金 額</td><td></td></tr> <tr><td>振込先金融機関店舗名</td><td></td></tr> </table>	国庫金振込請求書の 日付及び番号		付表のページ及び行		預貯金種別及び口座番号		氏 名		金 額		振込先金融機関店舗名		国庫金振込取消通知書 (給) 年 月 日 （出納官吏あて） 日本銀行（何店 ） 下記の金額の振込を取消しましたので通知します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>国庫金振込請求書の 日付及び番号</td><td></td></tr> <tr><td>付表のページ及び行</td><td></td></tr> <tr><td>預貯金種別及び口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>金 額</td><td></td></tr> <tr><td>振込先金融機関店舗名</td><td></td></tr> </table>	国庫金振込請求書の 日付及び番号		付表のページ及び行		預貯金種別及び口座番号		氏 名		金 額		振込先金融機関店舗名	
国庫金振込請求書の 日付及び番号																									
付表のページ及び行																									
預貯金種別及び口座番号																									
氏 名																									
金 額																									
振込先金融機関店舗名																									
国庫金振込請求書の 日付及び番号																									
付表のページ及び行																									
預貯金種別及び口座番号																									
氏 名																									
金 額																									
振込先金融機関店舗名																									

備考 用紙の大きさは、各片とも日本産業規格A列5とする。

参考書式第5号（出納官吏事務規程第20号書式（その1））

国庫金振込取消請求書 (給) (番号) 年 月 日 日本銀行（何店あて） （出納官吏 官職 氏名 印） 下記の金額の振込を取消し、当該金額を預託金に受け入れられたい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>国庫金振込請求書の 日付及び番号</td><td></td></tr> <tr><td>付表のページ及び行</td><td></td></tr> <tr><td>預貯金種別及び 口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>金 額</td><td></td></tr> <tr><td>振込先金融機関 店舗名</td><td></td></tr> <tr><td>小切手番号</td><td></td></tr> </table>	国庫金振込請求書の 日付及び番号		付表のページ及び行		預貯金種別及び 口座番号		氏 名		金 額		振込先金融機関 店舗名		小切手番号		受入済通知書 (給) 年 月 日 （出納官吏あて） 日本銀行（何店 ） 下記の金額の振込を取消し、年 月 日に預託金に受入済につき通知します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>国庫金振込請求書の 日付及び番号</td><td></td></tr> <tr><td>付表のページ及び行</td><td></td></tr> <tr><td>預貯金種別及び 口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>金 額</td><td></td></tr> <tr><td>振込先金融機関 店舗名</td><td></td></tr> <tr><td>小切手番号</td><td></td></tr> </table>	国庫金振込請求書の 日付及び番号		付表のページ及び行		預貯金種別及び 口座番号		氏 名		金 額		振込先金融機関 店舗名		小切手番号	
国庫金振込請求書の 日付及び番号																													
付表のページ及び行																													
預貯金種別及び 口座番号																													
氏 名																													
金 額																													
振込先金融機関 店舗名																													
小切手番号																													
国庫金振込請求書の 日付及び番号																													
付表のページ及び行																													
預貯金種別及び 口座番号																													
氏 名																													
金 額																													
振込先金融機関 店舗名																													
小切手番号																													

備考 用紙の大きさは、各片とも日本産業規格A列5とする。

参 考

国家公務員給与振込事務取扱要領の書式一覧

書式番号	書 式 名 称	記載のページ
1	口座確認書送付書	325
2	口座確認済通知書	327
3	振込明細表送付書	333
3 (2)	振込明細表受領書	333
4	国庫送金依頼書	339
5	(削除)	
6	(削除)	
7	国庫金未整理受入書	363